

令和5年第439回定例会

矢吹町議会会議録

令和5年9月8日 開会

令和5年9月19日 閉会

矢吹町議会

令和5年第439回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	5
議員派遣報告	6
町政報告	6
議案の上程、説明(議案第30号～議案第34号、認定第1号～認定第7号)	9
散会の宣告	14

第 2 号 (9月11日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
富永創造君	17
関根貴将君	22
藤井源喜君	37
芳賀慎也君	44
鈴木浩一君	54

会議時間の延長	63
高久美秋君	63
散会の宣告	75

第 3 号 (9月12日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	79
一般質問	79
三村正一君	79
発言の訂正	97
安井敬博君	97
青山英樹君	114
会議時間の延長	132
総括質疑	133
議案・陳情の付託	133
散会の宣告	134

第 4 号 (9月19日)

議事日程	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	135
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	135
職務のため出席した者の職氏名	136
開議の宣告	137
議事日程の報告	137
議案第30号、第31号、第32号の委員長報告、質疑、討論、採決	137
陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、採決	151
議案第33号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	152

議案第34号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	159
日程の追加	164
諮問第3号の上程、説明、採決	165
諮問第4号の上程、説明、採決	166
閉会の宣告	167
署名議員	169

令和 5 年 9 月 8 日（金曜日）

（第 1 号）

令和5年第439回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月8日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 議案の上程

議案第30号・第31号・第32号・第33号・第34号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	13番	富永創造君
14番	角田秀明君		

欠席議員(1名)

12番 熊田宏君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭君 副町長 小松健太郎君

教育長 大杉和規君 代表監査委員 佐藤昇一君

総務課長	正木孝也君	企画・デジタル推進課長	国井淳一君
まちづくり推進課長	神山義久君	会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	山野辺幸徳君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美君	商工観光課長	柏村秀一君
都市整備課長	有松泰史君	上下水道課長	西山貴夫君
行政管理監兼危機管理監兼政策管理監	阿部正人君	教育次長兼教育振興課長	佐藤豊君
生涯学習課長	渡辺憲二君	子育て支援課長	小椋勲君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴木 直 人

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第439回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、12番、熊田宏君より、体調不良のため本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 堀井成人君

6番 鈴木浩一君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

[7番 三村正一君登壇]

○7番（三村正一君） 皆さん、おはようございます。

第439回矢吹町議会定例会が本日9月8日に招集になりましたので、それに先立ちまして、9月6日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画・デジタル推進課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日9月8日から9月19日までとし、会議日程についてはお手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日9月8日から9月19日までの12日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月8日から9月19日までの12日に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、決算書、事務報告書、例月出納検査結果報告書、財政的援助団体等監査結果報告書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、下水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、陳情書、議案等説明のため出席を求めた者の報告書及び白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書等の写しは、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果、財政的援助団体等監査結果報告書及び令和4年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、下水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに令和4年度決算審査と、その決算審査に併せて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

なお、詳細につきましては、それぞれ配付しております資料をご確認願います。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

令和4年度5月分及び令和5年度5月分の出納については6月23日に、令和5年度6月分の出納は7月25日に、令和5年度7月分の出納は8月24日にそれぞれ行いました。

また、上下水道事業会計につきましては、令和5年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月26日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び上下水道課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、指定管理施設を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督を7月3日に実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

続きまして、令和4年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、土地造成事業特別会計、4、介護保険特別会計、5、後期高齢者医療特別会計の5件であります。

審査は、7月31日、8月1日、2日、3日、4日、7日の6日間で行いました。

審査結果ですが、令和4年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書に記載のとおり、各会計ともに正確かつ黒字をもって決算されたことは評価いたします。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質公債費比率において対前年度比で0.3%低下しましたが、赤字比率は算出されず、将来負担比率が対前年度比0.8%改善しており、国の定める早期健全化比率をクリアしております。

土地造成事業特別会計及び公営企業である水道事業会計、下水道事業会計にあつては、資金不足が生じていないことから、判断区分はいずれも健全段階と確認いたしました。

一方、自治体財政を見るための物差しとしての財政力指数、3か年平均です、は0.6%と前年度並みです。また、経常収支比率は前年度と比較しましてほぼ横ばいとなっておりますので、当面問題ないものと判断いたします。

今後とも、長期的視点に立って、収支バランスの取れた健全な財政運営に努めてください。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても、提出された決算関係帳票、証書類等を照合審査した結果、歳入歳出決算における計数には誤りがなく、予算執行についても適正と認めました。

以上で、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査報告並びに令和4年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から、令和5年8月10日に開催されました令和5年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告をいたします。

本定例会には、火災予防条例改正の議案1件、水道用水供給事業会計決算認定に関する議案1件及び水道用水供給事業会計資金不足比率に関する議案1件が提案され、原案のとおり可決、認定をされました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

- 議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。
- 派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。
- 以上で、諸般の報告は終了をいたします。
-

◎町政報告

- 議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

- 町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第439回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ議員の皆様へ感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第439回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

初めに、デジタル田園タウン構想事業についてであります。地域課題の解決と地域幸福度の向上を図る取組の一つとして、国のデジタル田園都市国家構想に基づきまして、都市OS地域データ連携基盤の活用によるスマートシティを推進しております。今年度は、国の交付金を活用しながら、ライフログモデルによる共助型社会の創出事業として、特に子ども・子育て分野について、子供たちの可能性を広げる住民サービスの構築と提供に向けて取り組んでおります。

事業推進に当たりましては、サービスの導入及び運用を持続的かつ効果的に行う必要があることから、推進体制として、産官学の共同事業体を設立し、令和5年6月16日付で協定書の締結を行いました。構成は、本町のほか、東京都の狛江市、三菱商事株式会社、一般社団法人Smart Citizen Hub、学校法人成城学園であります。

産業界、行政、大学が協力する共同事業体の体制の下、都市OSと連携したデジタルサービスを提供し、人にやさしいまちづくり、共助型社会の実現に向けて、デジタル技術を活用した取組を進めてまいります。

次に、矢吹町コミュニティバスについてであります。

当該事業は、移動手段を持たない方の交通手段を中長期的にも確保し、誰もが町内の移動を便利に、そして安全・安心に行える交通環境を整備する将来を見据えた施策として、昨年12月より実証実験に取り組んでおります。利用者のご意見やご要望、地域の実情等を踏まえ改善を行いながら、利用者が利用しやすい運行となるよう努めております。

7月21日には、利用者のさらなる利便性向上のために、車体をコンパクトな形に変えまして、より機動性の高い運行方法へ変更いたしました。安定した利用があり、4月から7月末までの4か月間で延べ616名、1日平均9.1名の利用がありました。

なお、8月末時点では延べ789名、1日平均9.1名の利用がございます。

今後も、利用者のご意見等を踏まえ、やはりあくまで中長期的、将来に向けて、町の発展、そしてまた高齢

者の方々の足が非常に難しくなってくる状況を見据えながら、行き活きたクシー事業と併せて、公共交通の充実を図るため、継続して実施してまいります。

次に、健康センター管理運営事業の実施状況についてであります。あゆり温泉は、令和4年12月のリニューアルオープン以降、温泉量などが非常に好評を得ておりまして、若い世代の方の利用が増え、これまで以上に幅広い世代に親しまれているところであります。

また、老朽化した設備の更新のため、2系統ある空調機器設備の更新工事を昨年度より実施しておりまして、未更新であった残りの1系統の工事がこの7月11日に完了いたしました。

温水プールでは、ろ過機設備交換工事のため、令和5年4月18日から6月末まで休館しておりましたが、工事が6月26日に完了いたしまして、7月1日より営業再開となりました。営業再開に伴い、7月1日、2日の両日、リニューアルオープンイベントを実施いたしまして、水中エクササイズ教室やキッズスイミングスクールのほか、ダンスステージ、キッチンカーの出店もあり、2日間で2,000名ほどの来場者があり、大盛況となりました。

また、この状況下の資材調達が大変困難なことから、完成が遅れておりましたパネルヒーター更新工事についても7月7日に完了いたしました。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

本町では、5月から8月にかけて令和5年春開始接種として、高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い方等を対象としたワクチン接種を矢吹町文化センター及び町内の医療機関で実施いたしました。

8月21日現在、本町におけるワクチンの接種人数につきましては、1回目の接種を終えた方は1万5,420名、2回目の接種を終えた方は1万5,344名、3回目の接種を終えた方は1万3,171名、4回目の接種を終えた方は9,915名、5回目の接種を終えた方は5,716名、6回目の接種を終えた方は4,147名となっております。

なお、9月4日現在、直近の本町におけるワクチンの接種人数につきましては、1回目の接種を終えた方が1万5,425名、2回目の接種を終えた方は1万5,350名、3回目の接種を終えた方は1万3,175名、4回目の接種を終えた方は9,920名、5回目の接種を終えた方は5,726名、6回目の接種を終えた方は4,161名となっております。

集団接種につきましては、夜間、休日等の接種機会を多く確保するなど、接種を希望する方のニーズに合わせて実施いたしました。また、インターネット予約が難しい方への対応として、引き続き、65歳以上の方で5回目接種を完了された方への接種日時の記載された文書の送付及びワクチン予約支援センターの設置に伴うスタッフによる接種予約の代理申請を実施いたしました。

今後も、接種を希望する方のニーズに合わせて、接種機会の確保及び予約代理申請など、引き続き接種体制の充実を図ってまいります。

次に、遊水地事業についてであります。8月19日に三城目地区遊水地対策協議会会員及び遊水地対策室員20名が、矢吹町と同様に全買収方式、全部買収、借り上げじゃなくて、地上権じゃなくて、で整備された須賀川市の浜尾遊水地を視察しました。

浜尾遊水地は、事業面積約75ヘクタール、これ事業面積75ヘクタールは、こちらの阿武隈の3町村のでありまして350ヘクタール、ですから、こちらは5分の1強ということになります。阿武隈のほうが5倍弱という

ことですね。遊水地容量約230万立方メートルで、遊水地内をラジコン飛行場、周囲堤を桜堤として利活用していることから、遊水地に関する現状の認識と理解を地域で深めるため、研修を実施いたしました。

視察では、利活用や維持管理の状況を確認し、今年度秋以降に開催される利活用に向けた検討会において、次世代に誇れる遊水地とするため、しっかりとした議論が重要であることを協議会や町で改めて再確認し、今後、遊水地整備後の適切な維持管理を国に求めていく必要があるなどの意見が交わされました。

また、遊水地整備が予定されている本町、鏡石町、玉川村の3町村長により、計画に関して各町村が抱える現状や課題等についての意見交換会開催や、流域全体で遊水地をはじめとした治水対策への共通理解を深めるとともに、より一層の事業推進を図るため、関係機関に直接赴き意見交換を行う等、国、福島県、阿武隈川流域市町村、これ、上流、下流と大変多くの市町村ございます、も含めた議論を継続的に実施しております。

次に、一般国道4号矢吹鏡石道路整備事業についてであります。

7月21日、矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会を開催いたしまして、早期の4車線化に向け、地域の合意形成や地域振興を図る道路整備となるよう、事業のさらなる促進に向けた協議を行いました。

また、道路計画沿線の住民の方や道路利用者等から、道路整備事業について様々なご意見やご要望が出されております。町として、出されたご意見等を真摯に受け止め、内容を精査し、速やかに国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所と町からの要望事項として共有を行っており、住民の皆さんが真に求める道路整備事業となるように努めております。

さらに、国道4号の拡幅に併せて、町のさらなる発展を見据えまして、策定作業を進めている町道等の道路網計画につきましても、道路を利用する町内の運送会社等を訪問し、聞き取り調査により出された様々なご要望を受けまして、現在は計画策定に向けて庁内で調整を行っております。

その他、郡山国道事務所の職員等と計画に関して本町が抱える現状や課題等についての意見交換会を開催する等、本事業を推進するため、国はもとより福島県、関連市町村と継続的に協議を重ねております。

次に、ふくしま歴史探訪展についてであります。7月1日から31日まで矢吹町複合施設KOKOTTOのギャラリーホールにおいて、今年1月から5月に福島県文化財センター白河館まほろんで開催された「古代ふくしまの開発―矢吹が原を中心に―」の移動展として展示が行われました。

開催期間中には、町内の4小学校の6年生と中学3年生を対象に解説会及び展示説明会が行われました。また、関連講演として福島県文化財センター学芸員による「台地の開発、低地の開発」と題した講演会が行われまして、矢吹が原の発掘調査の成果を中心に、先人の知恵と努力に触れつつ、古代ふくしまの地域開発の歴史的意義を感じ取っていただく機会となりました。

次に、福島ファイヤーボンズによるバスケットボール教室についてであります。矢吹スポーツクラブ主催により7月30日に矢吹中学校体育館を会場として、福島ファイヤーボンズの西田社長をはじめ山内選手、玉木選手、土家選手ら有力選手と安藤ヘッドコーチ、新屋敷コーチの6名の皆様にご協力及びご指導をいただき開催されました。

中学校のバスケットボール部やスポーツ少年団、町内外の小中学生、保護者など約170名が参加し、選手やコーチからスポーツを楽しむ喜びやバスケットボール上達のテクニックなどを学び、貴重な体験ができた教室となりました。最後は学年ごとに子供たちと福島ファイヤーボンズの選手が試合形式で対戦し、イベントは大

盛況のうちに終了いたしました。

ここまで、町政報告から8点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生、さらなる振興、盛り上げに向けて、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

その他11項目につきましては、お手元に配付いたしました第439回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎議案の上程、説明（議案第30号～議案第34号、認定第1号～認定第7号）

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第5、それでは、説明をさせていただきます。

初めに、議案第30号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、矢吹町税特別措置条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除の対象期間について、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」と改めるものであります。

なお、この条例は、条例の公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例についてであります。

本案は、矢吹町職員の公正な職務執行を確保するために、町長、職員、関係者の責務を明確にするなど必要な事項を定め、町民の信頼を確保すること、また、公正な職務執行を妨げる不当要求等に対して、組織として毅然と対応し、安全配慮義務を果たすとともに、公益の増進を図ることを目的に条例を制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第32号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

本案は、田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴いまして、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、福島県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があることから、組合同規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約の規定は、

令和5年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第33号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億458万3,000円を追加し、総額を83億7,534万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税5,121万8,000円、繰入金6,098万5,000円、繰越金928万6,000円をそれぞれ増額し、地方特例交付金339万5,000円、諸収入625万円、町債2,156万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を決算剰余金に係る公共施設等整備基金原資積立金等により2,384万円の増額、民生費を令和5年度物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業等により2,188万5,000円の増額、教育費を電子黒板の購入等により3,411万4,000円の増額、消防費を防火水槽移設工事の取りやめ等により363万9,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに地方道路等整備事業債（農道）を370万円追加するとともに、土地改良施設事業債を380万円増額、緊急防災減災事業債を10万円増額、臨時財政対策債を2,916万2,000円減額するものであります。

次に、議案第34号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、農業集落排水事業の収益的収入につきまして、既定の額に461万円増額し、総額2億776万6,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に461万円増額し、総額1億8,075万9,000円とするものであります。

収益的収入の内容は、営業外収益を461万円増額するものであります。

収益的支出の内容は、営業費用を461万円増額するものであります。

次に、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から当該会計へ補助を受ける金額を461万円増額するものであります。

次に、認定第1号 令和4年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和4年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大してから2年以上が経過し、当初は我が国を含め各国は経済社会活動の抑制により感染拡大に対応せざるを得ず、感染症は経済に大きな影響を与えてきました。

2020年末以降、欧米諸国を中心にワクチン接種が進展する中、経済社会活動の正常化に向けた取組が進み、感染症と経済との関係は大きく変化しました。

2021年に入って欧米を中心に景気が同時に持ち直したことにより需給が逼迫し、原材料価格や賃金の上昇傾向は鮮明となりました。さらに、2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻、侵略が原材料価格の高騰に拍車をかけ、今やインフレへの対応が世界的な課題となっております。

こうした状況の中、令和4年度は、令和4年福島県沖地震、さらに新型コロナウイルス感染症の対策に最優先に取り組みながら、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画の3年目として、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図りまして、各種事業に取り組みました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が固定資産税の増により3.3%の増、地方特例交付金が住宅借入金等特別税額控除額の減により45.5%の減、地方交付税が普通交付税の減により4.9%の減、寄附金がふるさと納税の増により37.1%の増、繰入金が財政調整基金繰入金等の増により273.3%の増、町債が臨

時財政対策債等の減により25.8%の減となりました。

一方、歳出面におきましては、総務費が過年度精算金の増により8.8%の増、農林水産業費がふくしま森林再生事業等の減により14.4%の減、土木費が主要町道道路整備事業等の増により15.7%の増、災害復旧費が令和3年福島県沖地震に係る災害復旧費の減によりまして34.4%の減となりました。

なお、令和4年度の決算収支は、歳入89億7,146万3,000円、歳出87億1,047万7,000円、差引き2億6,098万6,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取組を進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和4年度における決算額は、前年度対比で歳入4.3%の減額、歳出4.4%の減額となりました。また、被保険者の主な医療費である療養給付費につきましては、前年度対比で2.1%の減額となりました。コロナ禍による被保険者の受診控えがございましたが、それは解消傾向にあります。団塊の世代の被保険者が75歳を迎えまして、後期高齢者医療制度に移行するという事により被保険者数の減少が影響しているものと考えられます。

予防事業では、特定健診や人間ドックをはじめとする各種検診の実施や、広報やぶきや保険証更新時の同封パンフレットへの記事掲載により、病気の早期発見、早期治療に係る広報啓発を実施いたしました。また、保健事業では、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導を行うなど、生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を実施しました。

現在の国民健康保険制度は、福島県が財政運営の主体となり、町は資格管理、保険給付、国民健康保険税の賦課徴収及び保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業運営を担う役割分担によりまして事業を実施しております。

なお、令和4年度の決算収支は、歳入が16億3,963万円、歳出が16億2,480万2,000円、差引きで1,482万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

町が宅地分譲を行い設置した公園及び緑地において、定期的な巡回点検等の維持管理を行いました。

なお、令和4年度の決算収支は、歳入が37万4,000円、歳出ゼロ円、差引きが37万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和4年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画初年度としての事業運営を行いました。保険料につきましては第7期からの据置き、基準年額第5段階6万5,900円とし、現年度分の収納率は99.7%となりました。

保険給付につきましては、給付費総額が前年度より2.0%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅

サービス給付費39.5%、地域密着型サービス給付費14.1%、施設サービス給付費39.7%、その他6.7%となり、居宅サービス給付費の割合が増加しております。

要介護認定状況につきましては、65歳以上の高齢者の15.5%が認定を受けておりまして、前年度より認定率が0.4%上昇しております。

なお、令和4年度の決算収支は、歳入が16億3,671万5,000円、歳出が15億9,353万2,000円、差引き4,318万3,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和4年度における決算額は、前年度対比で歳入7.5%の増額、歳出7.2%の増額となりました。被保険者数は、団塊の世代の高齢者が75歳を迎え、後期高齢者医療への加入が増加傾向であることから、令和4年度末は前年度末と比較して139人増の2,687人となっております。

少子高齢化が進展する中、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することを目的に、令和4年10月1日から、現役並み所得者を除く一定以上の所得がある被保険者の医療費窓口負担割合が1割から2割に変更されることとなり、矢吹町においても約350人の被保険者がこの割合変更の対象となりました。

後期高齢者医療制度は、福島県内の全ての市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となって主体的に制度を運営し、町は被保険者証の窓口交付や保険料の徴収、各種届出や申請の受付などの窓口業務を担うこととなっております。

なお、令和4年度の決算収支でございますが、歳入が1億9,456万1,000円、歳出1億9,329万3,000円で、差引きが126万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 令和4年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。

令和4年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和4年度の給水戸数は5,164戸でありまして、前年度に比べ4戸、率にして0.1%減少しました。また、給水人口は1万5,844人で、前年度に比べ11人、率にして0.1%減少となっております。

水道利用状況につきましては、年間配水量185万4,424立方メートル、年間給水量は156万9,364立方メートルでありました。

次に、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで3億9,413万6,302円となり、前年度に比べ1,374万870円、率にして3.4%減少しました。主に水道使用料金、加入金及び一般会計からの繰入額の減少によるものであります。

また、支出総額は税抜きで3億8,958万3,915円となり、前年度に比べ810万4,599円、率にして2.1%増加しました。増加の主な要因は、令和3年度からの繰越事業の災害復旧工事や、滞納水道使用料の不納欠損に伴う貸倒引当金によるものであります。

この結果、収支差引き額455万2,387円が当年度純利益となります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで1億4,548万7,000円に対して、支出総額は税込みで2億4,746万9,165円となり、1億198万2,165円の収支不足額が生じましたが、これにつきましては当年度分消

費税調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管新設工事を実施するなど効率的な整備を行い、安全・安心な水道水を安定的に供給するため努めてまいりました。

次に、認定第7号 令和4年度矢吹町下水道事業会計決算認定についてであります。令和4年度矢吹町下水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、令和4年度は主な工事として、前年度に下水道工事を行った一本木地内において道路舗装本復旧工事、滝八幡地内において道路舗装本復旧工事を実施いたしました。

また、接続率の向上及び整備区域拡大を図るために、滝八幡地内及び北町地内において下水道国道推進布設工事、滝八幡地内において下水道管路埋設工事を実施いたしました。さらに、滝八幡地内において県道内に第1マンホールポンプ設置工事、町道内に第2マンホールポンプ設置工事を実施いたしました。

農業集落排水事業につきましては、令和4年度は5か所の処理場及び12か所の中継ポンプの維持管理業務委託により施設の機能保全を図りました。また、北浦地内において国道4号拡幅に伴う下水道取付管延伸工事を実施しました。

次に、公共下水道受益地における接続件数は4,480件となりまして、前年度に比べ48件、率にして1.08%増加し、接続率は82.2%となりました。

また、年間総処理場流入量は127万6,075立方メートルとなり、前年度に比べ2万6,093立方メートル、率にして2.0%減少しました。

年間総有収水量は81万5,488立方メートルとなり、前年度に比べ1万3,845立方メートル、率にして1.67%減少しました。

大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区における農業集落排水接続の件数は624件となり、前年度に比べ11件、率にして1.79%増加し、接続率は83.4%となりました。

次に、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで6億6,301万8,949円となり、主な内容は、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料1億5,368万2,360円や他会計補助金3億3,729万9,000円であります。

また、支出総額は税抜きで5億6,886万9,638円となり、主な内容は、管渠費2,775万8,520円、処理場費2,361万1,815円、災害復旧費が2,729万9,818円であります。

この結果、収支差引き額9,414万9,311円が当年度の純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで3億9,611万3,200円に対して、支出総額は税込みで5億8,151万3,493円となり、1億8,540万293円の収支不足額が生じましたが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額1,527万8,152円、当年度分損益勘定留保資金1億7,012万2,141円で補填いたしました。

なお、下水道事業につきましては、公共下水道区域、農業集落排水処理区域、浄化槽区域において生活排水の処理を行い、居住環境の向上と自然環境の保全に努めてまいりました。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、月曜、火曜と一般質問がありますので、頑張ってくださいと思います。

ご苦労さまでございました。

(午前10時49分)

令和5年9月11日（月曜日）

（第 2 号）

令和5年第439回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月11日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君

上下水道課長	西	山	貴	夫	君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿	部	正	人	君
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤		豊	君	生涯学習課長	渡	辺	憲	二	君
子育て支援 課長	小	椋		勲	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長手前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らします。質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご了承ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 富 永 創 造 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

では、まず通告1番ということで、最初に質問させていただきます。

まず、第1項目。投票率を向上させるために、現状の選挙投票システムの改善と積極的な取組の検討を促すための質問であります。

この4月に行われた第20回統一地方選挙は、全体を通じて低投票率に歯止めがかからず、無投票の多さも目立ったと言われております。地方分権一括法施行から23年、危機に向かう地方自治体の姿を、今回の統一地方選挙は示しているのではないのでしょうか。

11月には福島県議会議員選、これ1月とありますが12月に訂正させていただきます、12月は矢吹町長選、3月には矢吹町議会議員選が予定されております。低投票率や無投票は、町民の気持ちが自治体政治から離れてしまう兆候かもしれません。地域から政治を考える土壌が風化しかねません。改善する必要があります。

より多くの人たちに投票による政治参加への意欲が高まれば、よりよい暮らしの変化の余地は残されます。民主主義が持続されるものと信じます。民主主義の本質は、市民が自ら問題解決に当たることで、当事者意識

を持つことにあります。自分たちの手で支えているからこそ、国や自治体に愛着が湧き、それに貢献する意欲も生まれると指摘されております。選挙で投票することは、民主主義を支えることであり、自分たちの町に愛着も湧き、暮らしやすい町への変化を求め、持続可能な町へと受け継がれるものだと思います。投票率を向上させるために、現状の選挙投票システムの改善と積極的な取組の検討を促すために質問させていただきます。

これに関連して、参考までに矢吹町の昭和25年の話をしたいと思います。矢吹町施行50周年の祝賀行事では、矢吹町選挙投票成績、全国一位表彰記念も兼ねたと本町町史に記載されております。

では質問、1番目。投票率を向上させるために、本町の若者や学生を対象として啓発キャンペーンを実施する予定はありますか。

2、期日前投票を利用する人は近年増加傾向にあります。投票場所を増やす考えはありますか。

3、選挙公報を紙ベースから電子データでホームページに掲載するといった対策についての考えをお伺いいたします。

続いて、質問第2項目に移らせていただきます。

地域の宝、袖ヶ館城跡の環境美化整備についてであります。

袖ヶ館城跡エリアの環境美化整備を町が主体的に管理実施し、さらなる利活用を前向きに検討してほしいという考えで質問させていただきます。

本町には里地里山があり、貴重な地域資源、地域の宝となっているエリアがあります。都市計画マスタープランの緑の拠点、自然環境保全エリアの中にある本町西側地域の袖ヶ館城跡がその一つであります。ここは、町の所有地でもあります。本町には、ほかに福島県が所有管理する矢吹中学校に隣接し原生林残る恩賜林や、レンゴウ脇の諏訪山があります。さらに、地域の行政区によって守られている中畑の観音山、ここは鎮守の森のただずまいを秘めているところでもあります。三神の学校山も、地域の人たちに守られている貴重な地域資源のエリアと言えると思います。

ところが、本町所有の袖ヶ館城跡の草刈り作業を含む美化整備の取組は、町でも行政区でもなく、昔はこうすっぺ西側が、現在は里山創生やぶきという団体が、ボランティアで年2回、美化整備を勝手に実施しております。しかし、会員の年齢も高くなり、夏の暑さに命の危険すら感じながら、手弁当、けがは自分持ちの作業には限界を感じているところでもあります。

以前、袖ヶ館城跡に関して、第422回定例会の一般質問に対する答弁内容に、文化財保存活用地域計画を策定して、国が認定すれば、袖ヶ館城跡の整備について国の補助を受けることができる旨の話がありました。国に頼らず、貴重な地域資源のエリアとして美化整備が定期的に行われ、さらに地域の宝としての袖ヶ館城跡の利活用ができないか、以下に質問させていただきます。

1、袖ヶ館城跡の利活用を考えた環境美化整備に取り組む考えはないか。

2、文化財保存活用地域計画の策定状況はどう進んでいるのか。

3、袖ヶ館城跡に隣接する私有地も含めた自然環境保全エリアを拡大する考えはないか。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、袖ヶ館城跡の環境美化整備についてのおただしですが、富永議員におかれましては、こうすっぺ西側イメージアップ作戦や、里山創生やぶきにおいて、20年以上にわたり、隈戸川の美化活動や隈戸川を中心とする歴史、史跡、文化を守る活動をされ、矢吹町西側地域への愛着心あふれる活動にご尽力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

現在、本町には、福島県埋蔵文化財包蔵地台帳に掲載されている周知の文化財が141か所あり、そのうち県指定文化財が2件、町指定文化財が14件となっております。なお、館跡につきましては、周知の文化財141か所のうち、袖ヶ館城跡を含め15か所が含まれております。

また、文化財環境美化整備につきましては、神田地内の県指定文化財、鬼穴古墳、町指定文化財、谷中古墳群、阿弥陀供養塔について、神田老人クラブ並びに阿弥陀地権者会と協定を締結し、草刈り等の保護管理を行っていただいております。

今後、袖ヶ館城跡を含め、環境美化整備の要望のある文化財につきましては、地区行政区や関係団体と協議し、地権者の了解を得た上で、保護管理に関する協定を締結することで、支援を行う環境美化整備について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、文化財保存活用地域計画の策定状況についてのおただしですが、文化財保存活用地域計画は、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した当該市町村における文化財の保存、活用に関する基本的なアクション・プランであります。文化財保存活用地域計画において、文化財の保存・活用に関して、当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されます。また、当該市町村における文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、作成した文化財保存活用地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず、地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となります。

しかしながら、現在、国内1,718の市町村のうち、策定済みの市町村は119市町、作成率は全体で6.92%となっており、市は5.99%、町は0.93%、村はゼロ%であります。福島県内での策定状況は、策定済みが白河市、会津若松市、喜多方市の3市で、策定中が石川町、福島市、棚倉町、大熊町の1市3町であります。

文化財保存活用計画は、県の文化財保存活用大綱や町の総合計画を勘案し、町の歴史文化や地域の実情を踏まえた上で、文化財の保存活用の視点から町の将来像を描くものであります。そのため、住民の皆様、各種団体、関係機関、各審議会と連携を図り、中長期の方向性を定め、計画期間に実施していく措置の具体的内容の記載が求められるとともに、円滑かつ確実な実施のための主体やスケジュールの明示も求められます。このように、関係する方々との綿密な話し合いを積み重ねることが必要な計画となっております。

今後、策定済み市町村の経過等について意見を伺った上で、関係部局との協議を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、袖ヶ館城跡の自然環境保全エリアについてのおただしですが、現在、袖ヶ館城跡の頂上付近

に町有地が2,441平方メートルあるため、今後、草刈り等の維持管理について検討し、周辺を含めた環境美化整備につきましては、最初の答弁と重複いたしますが、地区行政区や関係団体と協議し、地権者の了解を得た上で保護管理に関する協定を締結し、支援を行う環境美化整備についても検討してまいります。また、周知の文化財141か所の一つということで、整備につきましては届出が必要になることもありますので、整備手法についても併せて協議し、必要に応じて福島県とも協議してまいります。

袖ヶ館城跡は、隈戸川開拓ロードともつながる本当に風光明媚な城跡であると承知しておりますので、環境美化整備について検討してまいります。ご理解とご協力のほどをお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、投票率を向上させるために、本町の若者や学生を対象として啓発キャンペーンを実施する予定についてのおたがでございしますが、投票率の低下については、その時々社会情勢や有権者の意識等、様々な要因が考えられますが、特に高校を卒業して進学、就職する年齢である19歳及び20代の若い世代において投票率が低い状況であり、直近に実施した令和4年福島県知事選挙において、本町の投票率は、19歳が15.89%、20歳から24歳が18.74%となっております。福島県全体の投票率は、19歳が17.83%、20歳から24歳が18.76%となっております。このことは、本町だけではなく、県内の他自治体でも同様の傾向にあり、若年層の投票率の向上は重要な課題であると認識しております。

富永議員おたがしの、若者や学生を対象としての啓発キャンペーンにつきましては、昨年の福島県知事選挙において、県南地方に居住する18歳から24歳までの方を対象に、投票したことをSNSに投稿すると図書カードがプレゼントされるキャンペーンを福島県選挙管理委員会県南地方事務局が実施いたしました。

本町の若者向けの啓発活動といたしましては、二十歳を祝い集いにおいて、選挙制度を解説した若者向けの冊子をお配りし、選挙制度の理解向上と投票率向上に取り組んでおります。全体的な啓発活動といたしましては、防災無線や広報車による周知活動、福島県選挙管理委員会、本町選挙管理委員会と共同で、街頭におけるチラシ等の配布による啓発活動などを投票率向上のため実施しております。

また、福島県選挙管理委員会では、県内に居住する17歳から29歳までの方を対象に、投票参加や啓発へ協力する選挙啓発サポーター制度を新たに創設し、今年7月から募集を開始したところであります。町選挙管理委員会といたしましては、福島県選挙管理委員会の選挙啓発サポーター制度の募集案内を広報やぶきに掲載し、選挙に対する関心を高め、本制度を活用し、本町で実施される選挙の投票率向上に努めてまいります。

なお、今年実施予定の福島県議会議員選挙においても、福島県選挙管理委員会と共同で街頭啓発を行い、本町の投票率向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、期日前投票所の増設についてのおたがでございしますが、期日前投票所における投票率は、直近に実施した令和4年の福島県知事選挙と前回実施した平成30年の福島県知事選挙を比較すると、平成30年の選挙で

は14.97%、令和4年の選挙では18.72%となっており、議員おただしのとおり、近年増加傾向にあります。

期日前投票は、投票日当日に仕事などがある方が投票できる制度として、制度が広く認知され、利用者が増加したものと理解しております。投票日当日の投票では、投票区ごとに決められた投票所で投票することとなりますが、期日前投票においては、町内の有権者であれば誰でも期日前投票所で投票できるものであります。そのため、期日前投票所の増設に当たっては、二重投票に細心の注意を払わなければなりません。

現在、期日前投票所ではシステムを使用し投票がなされているかの確認を行っております。期日前投票所が2か所以上になる場合には、一方の期日前投票所で投票を終えた方が、短時間でもう一方の期日前投票所で投票をしようとした場合には、投票済みのため投票ができないよう二重投票を防止する対策が必須となります。

この二重投票の防止策については、ネットワーク環境により構築されておりますが、本町においてシステムを使用するためのネットワーク環境が整備されている施設は、役場本庁舎、分庁舎、文化センター、健康センター、保健福祉センターとなります。当該施設においては、施設間の距離が短いことから、増設する利点が少ないため、期日前投票所を文化センターのみにしております。

また、投票所においては、投票管理者1名と、投票立会人2名、担当職員を置かなければならないことから、多くの人員が必要となってまいります。情報セキュリティ、ネットワークの確保、場所の選定と確保、予算、人員の確保などが期日前投票所増設に係る課題であります。

このようなことから、現在、本町では期日前投票所の増設を実施する予定はございませんが、期日前投票者数が増加傾向にあることから、有権者の利便性を高め、投票機会の拡大につながるよう、環境整備について今後も検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、選挙公報を紙ベースから電子データでの周知とすることについてのおただしでございますが、選挙公報は、国政選挙については国、県政選挙については県、それぞれの選挙管理委員会が全ての世帯に確実に届ける方法として紙媒体により発行しているものであり、公職選挙法第170条に基づき「都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布する」こととされていることから、紙ベースで全世界帯に配布しております。

富永議員よりご指摘いただきました選挙公報の電子データ化につきましては、若者世代を中心とした投票率向上のための取組として有効であると考えますので、次期福島県議会議員選挙より、従来の紙ベースの選挙公報に加え、公報の電子データを町ホームページに掲載し、選挙情報のアクセシビリティの向上を図り、政治や選挙に参加する意欲を高め、本町全体の投票率向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 大変失礼いたしました。

私の2番の答弁の中で、期日前投票所を文化センターのみにというふうに答弁させていただきましたが、正確には、今旧図書館使ってございましたので、文化センターと旧図書館というふうに付け加えさせていただきます。

今後は、旧図書館は対応しておりますので、文化センターでの使用という予定でございますので、ご理解と

ご協力いただければと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 明快な答弁、ありがとうございました。

再質問はございませんが、感想は一言ちょっと言わせていただければ。

袖ヶ館、今まで20年間、葛の根っこに覆われた場所から整備してまいりました。周りの関係団体との合意を得ながら、今後、環境整備を進めるとの答弁でありますけれども、迅速に進めていただければと願っております。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

◇ 関 根 貴 将 君

○議長（角田秀明君） 通告2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。

昨日は、日本三大開拓地でもある当町においてフロンティア祭りが行われ、心配されていた台風の影響もなく、秋晴れの下、過ごしやすい天候にも恵まれ、少し暑かったですが、町内外から多くの方々にお越しいただきました。名誉町民でもある中畑清氏や矢吹町PR大使である歌手の津吹みゆさん、また遠方より、同じ三大開拓地である宮崎県川南町の東町長も来町していただき、大変にぎわいのあるイベントとなりました。実行委員会ははじめ、町職員、ご尽力いただいた全ての関係者各位に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従い、大きな項目2点、質問させていただきます。

1、ごみ減量化政策とごみ袋有料化の検証について。

質問の目的。

ごみに関する様々な問題意識を高め、町民への啓発及び周知活動を怠ることなく、年間のごみ排出量削減の実績を積み上げ、県内や全国でごみ排出量の少ない自治体としていきたい。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

平成29年1月に矢吹町ごみ減量化推進計画が策定され、令和3年度から6年度までの期間は、矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期となっておりますが、2015年度からの5年間のごみ排出量の推移を見ますと、年間約5,000トンのごみの量は微増、または、ほぼ横ばいになっており、全くと言っていいほど効果が表れていない状況です。1人当たりのごみ排出量も僅かながら上昇しております。

また、平成11年10月から約24年間もの間、県南地方で実施されているごみ袋の有料化については、県内でも有料化している自治体のほうが少ない、今は半分ほどにはなっております、状況であり、ごみ袋を有料化したからごみ排出量が大幅に少なくなったというほどのものでもなく、不法投棄や家でごみを燃やし、近所迷惑

となっているといった弊害もございます。ごみ袋の価格も、導入自治体と比べ高めの価格となっているのは、町民の負担は増すばかりであり、不公平感が否めないため、町としてごみ袋の無料化や価格を抑えるなどの働きかけを、白河地方広域市町村圏整備組合等にしていきたい。

質問事項。

①ごみの減量化や資源化の取組として、小中学校や育成会、行政区などの協力を得ていますが、資源物回収ステーション事業などの取組においては、いつ、どこへごみを持っていけばよいか分からない町民が多数おります。町民への周知活動はどのように行われているかをお伺いいたします。

②ごみ収集及び焼却等に係る白河地方広域市町村圏整備組合への昨年度の町負担金などを示していただき、ごみ袋有料化を実施していない他自治体がある中、ごみ袋を有料化する整合性と、これまでの検証結果をお伺いいたします。

③あらゆる品目において物価が高騰している現在、少しでも町民負担を軽減するため、ごみ袋有料化の見直し、または価格を抑えるなどの措置や政策を一考していただきたいものであるが、町としての今後の対応をお伺いいたします。

大きな項目2番目の質問です。

まちづくり総合計画における企業誘致及び道路整備について。

質問の目的。

交通の要衝とも言える矢吹町の利点を生かし、町へのアクセスをさらに向上させ、個人や企業にとって魅力あるまちづくりを推進し、企業誘致による雇用の促進を図り、人口増加へとつなげ、よりよい町へと発展していくため。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

矢吹町の最上位の計画となる第6次矢吹町まちづくり総合計画は、今年度で計画期間の最終年度を迎えます。第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の一部変更が令和5年3月の議会定例会で可決されましたが、後期基本計画も残す期間もあと僅かとなりました。

来年度からは、新たなまちづくり総合計画が策定されるものと思われませんが、企業誘致には欠かせないとも言える交通アクセスの利便性向上のための道路整備事業では、国道4号の4車線化や矢吹石川線道路の拡幅など、町の姿が大きく変貌していこうとする状況であり、企業を誘致する好条件がそろい始めております。

また、福島空港に近く、東北本線、東北自動車道なども通る矢吹町ですが、現在、発展が著しい、いわき市をはじめとする磐越自動車道の通る浜通り地方とのアクセスをよくするためにも、今後のあぶくま高原道路の利活用は大変重要であり、矢吹町に料金所があることにより、玉川で乗り降りすれば無料となるため、矢吹町で交通の流れを遮ってしまうという問題の解決にも取り組んでいくべきであると思います。

質問事項。

①これまでの4年間を振り返り、まちづくり総合計画の重点プロジェクトと町長の公約が重なる企業誘致の現在までの実績と今後の見通しなどをお伺いいたします。

②矢吹石川線道路の拡幅については準備段階であると思われませんが、現在の状況と今後の予定についてお伺いいたします。

③地域間交流連携促進のための、あぶくま高原道路ですが、9月から延伸工事も始まり、浜通り地方とのアクセスが一層密になりよくなると思われませんが、料金所の問題は県の管轄であり、町としての決定権はないものの、産業及び経済、人口流入の増加といった点からも、料金所の撤廃は矢吹町にとって大きな経済効果をもたらすものと思われませんが、町として県や国への働きかけなどは可能か、考えをお伺いいたします。

以上となります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、関根議員からもありましたけれども、昨日の矢吹町のフロンティア祭り2023におきましては、大変、議場の皆様、議員の皆様にも、あるいは関係者の皆様にご協力をいただきまして、祭りに花を添えていただくとともに、本当にありがたいと思っております。おかげさまで、途中から暑くなつてまいりましたし、また、台風でもう本当に気が気でない日を過ごしましたが、大変大盛況、過去最大規模で行ったかいがあったということかと思えます。また、特に具合が悪くなったという人も今のところ出ておりませんようで、本当にありがたいと思えます。皆さん、本当にありがとうございました。この場を借りまして感謝申し上げます。

それでは、2番、関根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、資源物回収ステーション等に関する町民への周知活動についてのおただしであります。

本町では、令和3年3月に矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期を策定いたしまして、令和6年度までの目標を資源化率15%、そして195トンの増加、減量化5%、246トンの削減、1人1日当たり削減24グラムと設定し、ごみの減量化や資源化の各種事業を行っております。

まず、資源物回収ステーション等の取組につきましては、主に3つの事業に取り組んでおります。

1つ目は、資源回収奨励金の交付であります。行政区、子供会、スポーツ少年団等の35団体を対象に、集めていただいた資源物を資源回収業者へ売却し、1キロ当たり7円を乗じた額を奨励金として交付しております。

2つ目は、資源回収ステーション事業であります。この事業は、白河地方広域市町村圏整備組合が事業主体となりまして、地域資源回収モデル事業として、平成27年度より事業が開始されております。

本町におきましては、一区、二区、三区、五区の4行政区が参加しておりまして、資源物を集め、資源物回収業者へ売却した売上金は、行政区の運営資金として活用されております。

3つ目は、資源回収コンテナ貸出事業であります。さきに申し上げました資源回収ステーション事業は、資源物を回収する方法として効果的であり、町内各地区へのさらなる普及を図るため、平成29年度よりモデル事業とは別に、町独自の事業として開始しており、現在は28行政区が参加し、町内30か所に回収コンテナを設置しております。町がコンテナを無償貸与し、資源物を集め、資源回収ステーション事業と同様に、資源物回収業者へ売却した売上金は、行政区の運営資金として活用されております。

次に、資源回収ステーションと資源回収コンテナの設置場所、資源物の出し方などについてであります。まず、設置場所につきましては、主に行政区の公民館やごみ集積所協等に設置されております。

次に、資源物の出し方についてであります。資源回収ステーション、資源回収コンテナは、基本的には常

時開けてありまして、いつでも出すことができます。缶類は種類別に中身が確認できる透明なごみ袋に入れ、新聞紙、ダンボール等の紙類については、種類ごとにひもで十字に縛って出していただくこととしております。

次に、回収時期であります。行政区長が定量になったことを確認後、資源回収業者へ連絡し、回収されております。

現在、資源回収コンテナ事業につきましては、9行政区が未実施の状況にあるため、引き続き参加の呼びかけを行ってまいります。

次に、町民への周知活動についてであります。

広報やぶき、ホームページにて資源回収団体奨励金交付事業、資源物回収コンテナの適切な使用、ごみの資源化・減量化や、ごみの出し方等について掲載しておりますが、さらにご理解していただけるよう、周知に努めてまいります。

なお、今後につきましては、大人だけではなく、未来を担う子供たちがごみ問題を意識し、様々な発想で減量化、そして資源化に取り組んでいただけるような周知方法、環境づくりについても検討し、全体的にごみの減量化・資源化、3R、リデュース・リユース・リサイクルに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、白河地方広域市町村圏整備組合への昨年度の負担金、ごみ袋を有料化する整合性と検証結果についてのおただしであります。

白河地方広域市町村圏整備組合へのごみ処理施設運営負担金についてであります。年々増加傾向にあり、過去3年間の負担金につきましては、令和2年度に1億2,357万円、令和3年度に1億3,323万3,000円、令和4年度は1億4,959万9,000円であります。

次に、福島県内における有料化に関する市町村の状況についてであります。環境省で公表している令和3年度廃棄物処理実態調査において、県内で指定ごみ袋を導入している市町村は、59市町村中53市町村、割合は89.8%であり、53市町村のうち、ごみ袋の有料化を導入している市町村は32市町村あり、割合は54.2%となっております。全国におきましては、1,740市町村中1,115市町村、割合は64.1%であり、半数以上がごみ袋の有料化を導入している状況であります。

有料ごみ袋の価格につきましては、平成30年度に環境省で作成された資料の全国料金水準では、可燃、不燃の大袋1枚当たりの料金水準は、50円から59円になっておりまして、白河地方広域市町村圏整備組合では1枚55円のため、平均水準の価格となっております。

次に、ごみ袋有料化導入の経緯についてであります。白河地方広域市町村圏整備組合構成市町村では、一般廃棄物の排出抑制やごみの分別と資源化、再利用の推進や排出量に応じた負担の適正化及び住民意識の改革を目的に、循環型社会に向けての転換を図る観点から、平成11年10月より一般廃棄物の有料化を実施しております。

なお、国でも平成28年1月21日に環境省より、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針によりまして、国全体の施策の方針として、一般廃棄物の有料化を推進することについて公表しているところであります。

次に、ごみ袋有料化導入の検証結果についてであります。ごみ袋有料化導入前の平成7年度から平成10年

度の4年間のごみ排出量につきましては、平成7年度は3,340トン、平成8年度は3,657トン、平成9年度は3,903トン、平成10年度は4,065トンと右肩上がりに増加しておりましたが、ごみ袋の有料化を導入した平成11年度のごみ排出量は3,916トンと、前年比で約149トンの減量となっております。一定の効果があつたと認識しております。しかしながら、近年の耐久消費財の頻繁な買換え、過剰包装、使い捨て商品の増加などにより、直近のごみ排出量につきましては、議員ご指摘のとおり、5,000トン前後でほぼ横ばいの状況にありまして、ごみの減量化は困難な状況にあります。

近年のごみ処理に係る経費につきましては、平成17年に建設された西白河地方クリーンセンターの焼却施設や資源化施設が、これまで28年間稼働し老朽化が進んでおり、維持補修費が年々増加していることや、ごみ焼却のための燃料費が高騰していることなどにより増加している状況にありますが、町といたしましては、ごみ袋の価格につきまして現状を維持できるよう、引き続き白河地方広域市町村圏整備組合と協議、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ごみ袋有料化の見直し等に関する町としての今後の対応についてのおたかしであります。

さきの答弁内容と重複いたしますが、有料ごみ袋を導入したことにより、ごみ排出量の減量に一定の効果があるものと考えております。

また、白河市にある焼却施設と資源化施設は、建設後28年間フル稼働により老朽化が進んでいるため、維持費が年々増加し、ごみ袋の有料化と負担金の増額に強く影響していることから、白河地方広域市町村圏整備組合構成市町村におきましては、今後も現状の有料ごみ袋を使用することとしております。

議員おたかしのとおり、物価高騰が続き、家計が厳しい状況であることは重々理解しております。少しでも負担を軽減したいという考えはありますが、有料化ごみ袋を減額することは大変厳しい状況にあります。

町といたしましては、ごみの減量化や資源化の推進の啓発及び周知活動を強化したいと考えておりまして、ごみの減量化に効果がある家庭用生ごみ処理機購入補助金の交付事業を周知し、生ごみの水切り推奨、そして食品ロス削減等、ごみの発生と排出の抑制について家庭で取り組んでいただけるよう啓発してまいります。また、県内外の先進自治体等の施策について調査し、本町で実施可能な施策、家計負担の軽減策の検討に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。

失礼しました。それでは続けます。

次に、企業誘致に関する現在までの実績と、今後の見通しについてのおたかしであります。

企業の立地は、働く場の確保はもとより、地域経済の発展に大きく寄与するものであります。その重要性に鑑み、私は前回の町長選挙の際におきまして、これを重要な公約の一つとして掲げております。そして、当選後に、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画における5つの重点プロジェクトの一つとして位置づけたところであります。

私自身も就任以来、コロナ禍の中ではありましたが、感染防止対策に細心の注意を払いながら、町内はもとより、東京都や大阪府、北海道への企業訪問やトップセールスを積極的に実施してまいりました。一方、新規の企業進出にばかり目を向けるのではなく、既存企業との関係強化にも努め、企業活動の活性化や雇用の維持・拡大が実現できるようサポートしてまいりました。

その結果、令和2年度から4年度までの間に、新規の企業立地や既存企業の工場新設、拠点拡張等12件、計画ベースでおよそ70億円の追加投資が決定したところであります。矢吹町の一般会計予算の額と比べれば、かなりの追加投資であったというふうにご理解いただけるかなと思います。加えて、現在、拠点拡張を考えている企業も複数あり、今後も多くの設備投資と雇用拡大が期待されるものであります。

関根議員もご承知のとおり、我が矢吹町は、東北自動車道矢吹インターチェンジ、国道4号、JR東北本線矢吹駅、そして福島空港と東北自動車道をおよそ10分で結ぶ高規格道路、あぶくま高原道路矢吹中央インターチェンジがあるなど、交通の要衝となっております、今後もより一層、町内外の企業の拠点進出が期待されるところであります。

また、現在、工業団地が完売状態となっていることを受け、新たな工業団地整備の候補地調査を行っており、将来、企業が新たに進出を検討いただく際の材料となり得る環境整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、昨年度は、福島県外から町内に進出する企業に対し、1億円を上限に用地取得費の30%を支援する企業立地優遇制度を創設するなど、企業を応援する制度を拡充したところであります。これは、せんだっでの東京での知事も出席された企業立地のセミナーでもアピールをしてきたところであります。

このような様々な施策を展開し、今後も引き続き企業誘致活動及び企業活動の活性化を図り、より一層の本町経済の発展を実現すべく努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹石川線道路の拡幅における現在の状況と、今後の予定についてのおたけであります。

矢吹石川線道路、いわゆる現在の町道一本木29号線につきましては、震災後、被災を受けた町内において通行者の安全を確保するため、未整備であった歩道や災害発生時の緊急輸送路の整備を目的とした、復興に係る道路として計画された路線であります。復興に係る道路計画につきましては、一本木29号線のほか8路線を整備路線として決定し、平成24年11月に開催した説明会において住民の皆様にお示したところであります。

なお、復興に係る道路計画9路線のうち、整備完了済みは2路線、一部着手済みは4路線、未着手が3路線となっております。

議員おたけの一本木29号線道路整備事業につきましては、平成28年8月に住民の皆様へ向けて、道路の拡幅計画、整備スケジュール等の説明会を開催し、事業に着手しております。また、本路線は全体の整備延長が1,200メートルと長いことから、工区を1工区から3工区に分けて計画し、JRの踏切拡幅を優先するため、旧奥州街道交差点から小針医院交差点までの延長約400メートル区間を1工区に設定し、整備を進めております。現在の状況につきましては、1工区内の対象となる地権者と用地交渉を継続的に進め、合意が得られた地権者より順次、用地及び物件補償の契約を締結し、道路用地取得を進めております。

なお、現時点の1工区の用地取得率といたしましては、面積ベースで84%でありまして、取得した用地の一部においては、先行して仮歩道を設置し、歩行者の安全確保に努めているところであります。

今年度は、地権者の協力により、用地1件、建物2件、工作物1件の用地及び物件補償契約を締結しております。また、用地取得に向けた移転作業を進めております。

今後の予定につきましては、未買収地の用地交渉を継続的に進めながら、JRとの踏切拡幅に向けた協議等を行い、工事着手に向けた準備を進めてまいります。

本事業は、先述のとおり、通行者の安全確保や災害時の緊急輸送路の確保のほか、沿線への民間開発の誘発、企業誘致の促進など、様々な相乗効果が期待できることから、引き続き町の発展のため整備を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あぶくま高原道路についてのおたしであります。

あぶくま高原道路につきましては、東北自動車道矢吹インターチェンジと磐越自動車道小野インターチェンジを結ぶ延長35.9キロの福島県が管理する自動車専用道路として平成23年3月24日に全面開通しております。

あぶくま高原道路の利活用につきましては、当該道路の一部開通後の平成14年8月12日に、本町を含む当時の沿線16町村が連携し、継続的に広域的な交流を図り、地域が活性化し、にぎわいのある地域となることを目的とした、あぶくま町村交流会が発足しております。その後、全面開通を機に、平成23年6月30日に現在の沿線12市町村で構成する、あぶくま高原道路利活用促進協議会に名称を変更し、沿線市町村の交流のほか、あぶくま高原道路の利活用を推進し、沿線地域の活性化を図るため、地域周辺でのPR活動や、当該道路に関する要望活動を行っております。

当該道路は、福島空港へのアクセスのほか、地域間との交流、産業振興、地域開発を活性化する上で極めて重要な道路であり、今年9月からは、福島県がふくしま復興再生道路に位置づけている県道吉間田滝根線とあぶくま高原道路を接続する工事が行われ、令和5年度内には、あぶくま高原道路の小野インターチェンジから、いわき市川前町の県道小野富岡線の交差点を結ぶ延長9.2キロメートルのバイパス道路が整備され、浜通り地方の復興のほか、沿線市町村及び県南地域との交流人口増加、産業振興の推進により効果が発揮される道路となります。

このような状況変化の中、あぶくま高原道路においては、矢吹中央インターチェンジから玉川インターチェンジの6.6キロは有料区間となっております、いまだに連続的な利活用が進まない要因となっている現状にあります。また、有料区間を避けるために、矢吹町及び玉川村の両町村における道路を迂回することで、道路損傷の進行が早まる、あるいは通学路の児童が通っているところを10トントラックやダンプがどんどん通ると。通行量が増加するなど、通行者の安全面が課題となっております。

あぶくま高原道路は、住民の安心・安全の確保はもとより、浜通り地方との接続により交流人口の増加や、産業の発展、医療福祉の向上など、当該道路が本来持っているポテンシャル、これはもう計り知れないものであると私は認識しております。建設当時とは状況も大きく変化しており、本道路の重要性、必要性が高まっていること、無料化により利活用が促進され、沿線のみならず県全体の復興、そして地方創生など大きな相乗効果をもたらすことは明らか、自明だというふうに思っております。

今年7月31日には、あぶくま高原道路利活用促進協議会の通常総会を4年ぶりに対面で開催し、これまでコロナでできませんで、かつ様々な活動も、例えば当初16市町村だったので、とうろく君というキャラクターを使っているような活動を行うとか、そういったレベルなんですけれども、そういったことをやっていたのが全部止まっていたと。今回、本当に久しぶりに、何事も4年ぶりですが、対面で開催し、きちっとした総会を開くことができた。今回の予算も、これからの行動計画というか活動等も審議することができた。ちょうど私が協議会の会長でありますので、私から本協議会で引き続き、あぶくま高原道路の有料区間の無料化について、早期実現のための行動、行動です、あくまで行動と要望活動が必要であるということを改めて提案し、役員か

らも同様の意見をいただいておりますし、また列席されていた地元の県会議員の数名の方であったり、あるいは様々な方からご意見をいただきました。同様の意見をいただいております。

さらに、福島空港と台湾を結ぶ国際定期便が来年3月末に新たに就航し、東日本大震災以降、途絶えていた国際定期便が13年ぶりに復活することとなりました。これにつきましては、コロナで非常に航空各社が厳しかったので、大分便が減らされたりしておりますけれども、これから恐らく大きな動きが出てくるであろうというふうに思っております。

福島空港と東北自動車道、磐越自動車道を結ぶ、あぶくま高原道路は、今、活発に動いておりますが、インバウンドの増加をはじめ、ビジネス、文化など様々な分野での交流人口の増加につながる大切な役割を果たすこととなり、その重要性や必要性は、ますます高くなっていくことと考えております。ただし、現状では、福島空港を活発に利用しようと思っても、福島空港に行くのにいろんな観光客も何もかも、バスもトラックも皆、田んぼ道を、下道を行っていると、そういうような状況であります。それは、先ほど、今る述べましたような福島県として特に浜のほうであったり、復興開発、そしてまた振興を行っていく、そしてそのために造ったまさにこのトラハイでありましたが、そのことについて非常に、今、考えるべきところかなというふうに考えております。

町といたしましては、今年度もあぶくま高原道路利活用促進協議会の構成市町村と連携を図りながら、道路の管理者である福島県に対し、有料区間の無料化について要請活動を、あえて言えば強く実施するということと併せて、無料化実現のための協議を各方面に行ってまいります。ただし、先ほどご質問の中にもございましたが、あくまで県であったり、我々市町村がどれだけ団結してこれから活動ができるかということ、それから客観的には大変私には可能性があると思っておりますが、いろいろ過去の事情等もありますので、一朝一夕にいくはずではない、ただし矢吹町にとって非常に大きな財産になるというふうに思っております。様々な協議を各方面と行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） とても丁寧な確なご答弁、誠にありがとうございました。

ごみ減量化政策とごみ袋有料化の検証についての再質問をさせていただきます。

ごみ収集に関しては、白河地方広域市町村圏整備組合の管轄であり、町は貴重な財源から負担金を出しているとはいえ、町として要望等はできても町独自の決定権がないことは十分承知しておりますが、町民の声を届け、町としてのよりよい対応を期待すべく再質問させていただきます。

初めに、少し厳しい質問をさせていただきたいと思っております。

当町では、平成11年10月から、今から24年も前から、ごみ袋の有料化がされてきたわけですが、福島県内59市町村においてごみ袋の有料化を実施している自治体は、答弁書の中にあつたとおり32自治体と、ほぼ半数となっております。福島市や郡山市、いわき市や須賀川市など、大きな自治体ほどごみの量は多く、ごみの回収費や処分費、焼却費などで多額の費用がかかると思われませんが、これらの自治体では、市民に負担させなくとも財源の中だけでやりくりできています。施設の老朽化、燃料代の高騰などあるとは思いますが、当町や広域

圏においても無料化できない理由にならないと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

ごみの有料化につきましては、おっしゃっていたとおり、平成11年に広域圏組合事務所のほうで決定されたものでございます。当時、やはりごみの処分等に関しましては、原因者負担といえますか、そこで町民の方にも負担をいただくべきというところでスタートしたものでございます。つきましては、現在もその部分、大きなところについては町の負担金で賄うものの、一部料金については、やはりごみを出される町民の皆さんにも負担いただくべきものであるということ是不変であるというところで、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁、誠にありがとうございました。

先ほども言いましたように、こちらは広域圏の管轄でありますので、町としてもどうしようもないというのは私も理解しております。答えづらかった質問ではあったと思いますが、ご答弁ありがとうございました。

失われた30年と言われるほど年収が上がっていない中、国民の税負担率は50%近くまで上がり、また電気代やガソリン代など、あらゆる物価が高騰している現状の中、大きな市や隣の町はごみ袋が有料ではないとなれば、町民が不満を抱くのも納得してしまうところではありますが、無料化は厳しいと思います。低価格にするなどの働きかけを期待したいところですが、ちなみに可燃ごみの袋1枚当たり55円は、全国的に見れば平均値ではあると思うのですが、県内では2番目に高く、半数は1枚当たり30円ほどとなっておりますので、そちらに合わせるなどとはできないかと思っております。とはいえ、ごみ袋の有料化は時代の流れ、広域圏との関係等もございまして、かなり厳しい要望であり、現実的ではないと思っておりますので、ここからは町としてできる得ることを考えていきたいと思っております。

仙台市の取組として、おむつを捨てる際の負担をなくそうと、子育て世帯には年50枚のごみ袋を無料配布しておりますが、当町ではそのような無料配布などの考えはあるかをお伺いさせていただきます。例えば、行政区に加入している、これは行政区への加入率アップにもつながっていければという狙いもあるのですが、行政区に加入している世帯に、燃えるごみ1袋と資源ごみ1袋をワンセットとし、価格にしてワンセット1,400円ほどで5,000世帯と考えれば、年間予算700万ほどになってしまうんですが、行政区を通じて無料で配付するなど、1年に1度、などあってもよいではと思うのですが、町としてこのような対応はできるかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、関根議員の再質問にお答えさせていただきます。

ごみの価格について下げるところは、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、非常に厳しい状況があり、据置きにするのが今のところ精いっぱいなところでございます。改めて、議員から参考としてご発言いただいている内容、町のほうでも各市町村、近隣市町村、組合のほうとも協議しながらそういった対応ができないか、補助といたしますか、そういったところについては調査、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力よろしく願いいたします。

失礼しました。先ほどごみの価格と言ってしまいましたが、ごみ袋の料金、価格で、ごみ袋の金額ということで訂正いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） すみません、質問の仕方が悪くて申し訳ありませんでした。

先ほどの半額ほどにできるのではというのは、無料化に対しての私の考えを述べさせていただきただけであって、先ほどの質問の大きな趣旨は、仙台などほかの自治体に関しては、ごみ袋を無料配布しているという自治体もございますので、矢吹町としても行政区1世帯当たり可燃物のごみ袋1袋、資源ごみ袋1袋をワンセットとして1年に1度、そういう行政区に加入している世帯の方に無料配布などを、そのような考えは検討できないものかというのが質問の内容でした。よろしく願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

町として行政区のほうに加入する町民の方ということでございますが、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

先ほども言いましたように、1袋ずつでワンセット1,400円ほどとなりますので、5,000世帯と考えて年間予算700万となりますと、少しやはり厳しい数字ではあるかなと思うんですが、ぜひ検討していただいて、費用対効果を考えても厳しい政策だとは思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、資源回収ステーション事業と資源回収コンテナ貸出事業について再質問させていただきます。

白河地方広域市町村圏整備組合が地域資源回収モデル事業として平成27年度から開始した資源回収ステーション事業の参加行政区は、一区、二区、三区、五区の4行政区となっております、現在はほかの行政区の参加はできない状況となっておりますが、町主導で行われている資源回収コンテナ貸出事業、こちらは行政区などで現在30か所設置されておると答弁の中でございました。

この事業は、素晴らしいものであると感じたのですが、正直、十分に生かされていないのではないかと思います。行政区による資源回収コンテナ貸出事業として回収された資源物は、民間の事業者が資源物を買取

ってくれるため、行政区は多少の収益とつながります。また、町からも1キロ当たり7円が奨励金として交付されます。ですので、この事業に関わる全ての方にメリットが多くございます。まず、町としては、奨励金は出すものの、生活系ごみ排出量にはカウントされないため、ごみ排出量削減に大きくつながっていくものと思われまます。行政区も、資源物を回収した分に応じて収益化され、行政区の運営資金となります。当町の資源物回収業者も収益アップにつながります。何よりも、町民の方も有料のごみ袋を使わずとも捨てることができますので、少しばかりですが家計支出の削減につながりますし、ごみ問題への関心と意識が高められる効果があると思われまます。

この事業を最大限に生かし切れれば大きな効果をもたらすと思うのですが、まず無料で資源ごみが捨てられ、自分の住む地域へも貢献できるこの取組のことや、回収コンテナの場所などが町民全体へあまり周知されていないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めまます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

町といたしましては、広報やぶき、またホームページで周知を図っているところではございましたが、さらに今後、公式LINE、そちらのほうも導入しておりますので、様々なところで周知を徹底されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

こちらの事業は、町はもちろん主導権はあると思うんですが、行政区が主導を握っている事業となっていると思います。ですので、各行政区によっては十分に周知がされているところもあれば、なされていないところもあり、取組姿勢などにも差が出ているものと思われまます。

そこで、質問というよりは提案となってしましますが、各行政区の資源ごみ回収事業の取組に対し、何かしらのインセンティブの導入などを検討するのはいかがでしょうか。例えば、行政区1人当たりの資源物回収量が多い行政区の住民には、先ほど行政区全員にとは言いましたが、そちらができないのであれば、この行政区ごとに資源ごみの回収量が多い行政区に対してごみ袋のセットをお渡しするなど、そういったものも考えられると思いますが、そのような取組、言葉は悪いですが、行政区にごみ削減に協力していただくということを競っていただくという形になるとは思うんですが、そのようなインセンティブを与えるという取組はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めまます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

町のほうでは、資源回収が進んでいるところ、多いところの行政区のほうには、表彰という形で広報のほうでもお知らせさせていただいているところがございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） あくまで提案でございました。行政区に対しての表彰だけだと少しちょっと効果が薄いのかなという思いで、住民の方々を対象としたインセンティブ的なものがあればなという思いからの質問ではあったんですが。

それと、周知活動に関してなんですけれども、やはり周知、宣伝効果を上げるためには、先ほどあった3Rなどや、学校などで行われている「水曜日はノーメディアデー」など、パワーワードとなるものがやはり必要となっております。

今の現状だと、いどこに何を持っていけばいいのかというのもいまいち分からないという状態ではあると思いますので、やはり住民の方へのごみ問題への意識を高めるというためにも、そのような何日はごみの日なんですよみたいなのもあると思いますので、参考程度に聞いてもらえればと思うのですが、町民の方々のごみへの意識向上のため、1月、3月、5月、7月、8月、10月、12月、31日のある月、この31日をリサイクルデー、リサイクルのサイとかけてはいるわけですけども、そのような意識を植えつけさせるために、31日をリサイクルデーとし、町全体で資源ごみへの啓発をPRしていくといったこともよいのではないかと思います。

そうすれば、新聞紙やアルミ缶、今アルミ缶は1キロ400円を超えたなんということもありますので、かなりの、行政区にとっても運営資金などになると思います。そのような事業を展開していけば、回収コンテナに持ってきてくださる町民も増えるのではと思われれます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

まちづくり総合計画に関連した質問に移りたいと思います。

一本木29号線に関してですが、3工区に分かれているとの話ですが、1工区の整備の完了時期はいつ頃になるか、ある程度のめどがあるならば、ある程度で結構です、詳しいことは多分分からないと思うので、ある程度のめどがあるならば伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

一本木29号線、1工区の今後の工程的なご質問であります。今後の予定につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたが、今現在、未買収地の用地交渉を進めております。用地交渉を進め、買収等と並行いたしまして、JRの踏切の拡幅の設計であったり、JRとの協議等も入ってまいります。毎年つく予算の規模にもよるんですが、なかなかその用地につきましても相手方がいる内容でございますので、具体的にちょっといつ用地交渉が終わるということが申し上げられない状況でありますので、今ちょっと申し訳ございませんが、具体的に工程をちょっとお示しすることはできませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） すみません、今、答弁中にありましたように、地権者との用地交渉やJRとの踏切拡幅に向けた協議などございますので、私もこれらがある以上は、いつまでという答弁はちょっと厳しいかなとは思っておりましたが、ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

今回のまちづくりに関連した企業誘致や、道路整備に関連したあぶくま高原道路などに関連したものは、答弁書の中にほとんど私の聞きたいところなどもありましたので、次の質問もどうしようかと思うのですが、企業誘致に関連しましては、4年前の町長就任から半年後にはコロナウイルス感染症による緊急事態宣言となつて、外出の自粛や休業要請などがあり、思うように身動きが取れなかったにもかかわらず、先ほど答弁であったように実績を積み上げていただきました。

企業誘致は、様々な利益を町にもたらしてくれ、雇用の創出は地域経済活動の維持や人口の増加にも作用する大切な取組であると思っております。さきの6月定例会の同僚議員の一般質問で、町長の2期目の意欲を伺わせていただきましたが、今までの実績は何えたものの、矢吹町まちづくりの6次も終わりますので、将来の矢吹町のビジョンなどは伺えませんでしたので、来期も蛭田町政であった場合ですが、企業誘致と道路整備に関して、どのようなまちづくりを描いているかを伺わせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 質問にお答えします。

大変大きい質問なんで、どのように答えたらいいかということでもありますけれども、まちづくりの全体像というよりは、やっぱり企業と道路ということでしょう、やっぱりね。それで考えますと、私は今まちづくり総合計画等についてもまだ策定途中でありますし、これはもう私の夢ということでお話を聞いていただければと思います。さっきのあぶくま高原道路のように、何とかしてその問題点を少しでもこじ開けていかないと、矢吹の発展にならないということも含めて、かなりチャレンジングな話であっても、私はトライしなくちゃいかんと思っていますので、その話として聞いていただければと思います。

〔「町長、道路と企業の問題と ですね」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 道路と企業の問題、あまりサービスし過ぎないように。

それで、私が心配しております、皆さんによく言っておりますのが、国道4号線の4車線化をしたとしても結局、今、皆さんご存じのとおり、日々見ていらっしゃるように、郡山、須賀川の変貌ぶり、そして特に一番我々近くにある白河市の南湖なり道路なり、これから289も含めて相当変わっていく中で、矢吹が取り残されていくのではないかと、あるいは素通りされてしまう、4号拡幅したはいいが、その10年間の間に矢吹が相当程度前に進まないと、あるいは町の中の道路を整備し、そしてまたコンテンツもしっかりと整備して魅力ある町にならなければ素通りされると。もうこれは皆さんよく一緒にお話しているところであります。

最近、ちょっと驚いたのが、鏡石も実は駅前等について、もう非常に開発が進んでいて、私も驚きました。

また、泉崎もこれから東口については、かなりあそこは今、水田でありますけれども、東口についてはかなり鏡石のような開発をする計画を持っているようであります、今どんどん計画が進んでいるように聞いております。

そして、我が矢吹町はどうかということでありまして、やはり今、矢吹町の一番強みは、よく言われるように交通のハブであるとか、交通の一番要衝だと言っているんですが、ちょっと私の考えを申しますと、今回、実は誘致企業、あるいは非常に投資をしていただいたと。先ほどのように、70億強になんなんとする投資をしていただいたと。ですから、矢吹町の現在の一般会計予算と比べてみますと、本当によくやっていただいたと思います。

ただ、かなり多くがやはり物流企業の倉庫であり、ハブとしての役割を果たすセンターであったりということは、ちょっと考えてみていただきたい。矢吹の例えば、私、本当に実は物流系の企業に、今回のまちづくりに当たっての道路どうするか、4号線とどういう道路をつなぐことが必要かということのマスタープランをつくらなくちゃいかんということでヒアリングをしたところが、今、一生懸命こうやって投資をしていただいた企業は、当然のことながら、当然と言ってもいい、ああいう大型トラックは矢吹町の中、通りません。この踏切、道路、この中で大型トラックが大手を振って通れるようなところないですね。

矢吹大橋があって、それが矢吹の町の中での道路の限界をかなり、かつて投資をしていただいた、計画をしていただいた方に、非常にこれはもうありがたいことなんです、この20年くらい道路のマスタープラン的なものはつくられていない。だから、私も実は選挙のときに公約で掲げたものは町道の整備、生活道路の整備ということで、生活をより円滑にするための道路だけで、本当の、例えば矢吹でいえば、この矢吹駅があると。しかし、それをどんどん利用してほしい石川郡とか東西白河郡とか、周辺市町村からずっと道路が来て、非常に分かりやすいという状況になっていないと。それが、恐らく大変大きな課題だろうと。

4号線を通した後も、さっきの魅力あるコンテンツづくりと、あとしっかりした道路の整備どうするかと、これが非常に大切だと。例えば、矢吹大橋がなかったら、今、投資をしていただいた、名前は挙げませんが、そういった企業さんが、こちらにハブを設けていただいた企業さんが、果たしてここにハブを設けてくれたかと。皆さんおっしゃいます、矢吹の中の線路とか踏切を渡るなんてとんでもないと、大型トラック通りませんと、皆さんにもご迷惑かけるしと。だから、かつての思い切った、いろんないきさつがあったことも若干私も聞いておりますが、矢吹大橋があって、矢吹を、踏切をクリアしてというところがあって、初めて交通のハブになれたと。

これから、例えばこの間のマスタープランを中で若干検討したときは、今度は北ですね。北にやっぱり通れるところをつくらなければいけない。だから、それも非常にJRのハードルが高い、お金もかかるということでどうするかというのがありますが、そういったことを様々クリアしながら、矢吹の中に非常にスムーズな道路を通し、そして、さっきの魅力あるコンテンツとともに商業集積をもう少し充実したものにして、やっぱり石川郡、そして東西白河郡、あるいは今回のフロンティアで来ていただいたような方々が、もっと楽にスムーズに来ていただけるような道路を整備しないと、先ほどの企業誘致が、やはり大きいのがほとんどですね。さっきの物流のハブに関わることです。また、物流の企業じゃなくても、それを当てにして期待して倉庫やらっぱい造っていただいた、社名は申し上げませんが。あるいはそういう計画をしていただいた。だから、当面

やっぱり必要なのはそちら。

やはり、これもまた時間もかかる話ですが、その間にデジタル田園タウンであるとか、DXであるとか、そういうところからの企業の投資、そして誘致、そして人材をこちらに持ってくるということを、絵をしっかりと描きたいと思っております。

ただ、やはりさっきの道路の話というのは時間もかかるし、そして長期的に、中長期的にこの矢吹町をどうやって繁栄させていくかと、人々の暮らしをよくしていくかという、パイを大きくしなくちゃいけないというふうに思っております。そのためには、これは必須だと思っておりますので、これから道路環境、例えば先ほどのあぶくま高原道路は、それはチャレンジングな課題です、県の金だし。だけれども、今、実は多少なりともそこに風穴を空けられることも可能性がないではないなとも思っておりますので、そういうことをやっぴきながら、矢吹を本当の交通のハブにすると。そして、その過程で4号線が4車線化になった暁には、やはりこの辺りの中心としてそういう環境、条件を整えていく。そして、企業を誘致すると。まずはそれだろうと思ひます。

話すとき長くなりますんで、取りあえず道路については、これまでの道路の、ちょっとここ10年、20年の間、そういうことをなかなかあまり考えてこなかったところがありますので、しっかりとしたマスタープランをつくって、矢吹が発展していくための道路づくり、道路はどうしたらいいのかということ、そして、それに関連して、まずは企業を呼んでくると。何せ工業団地ないものですから、まだ。だから、そのところでどう考えていくかというのは非常に大きな課題かと思ひています。

これは、私のあくまでも、まだ実務方の皆さんとしっかりと話したわけではありません。ただ、この大きな方向については、ぜひ一緒にやっていきたいなというふうに思っております。そのチャレンジングな課題を、やれるところからしっかりとやっていくということかと思ひております。

以上であります。よろしくおひねいします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁、誠にありがとうございました。

将来のビジョンということで、お教えしていただきありがとうございます。

やはり、企業誘致と道路の整備に関しては、とても関連したものであると思ひますので、今後も町発展のために、大きな課題として取り組んでいっていただきたいと思ひます。

最後になります、私は小中学生や高校生、子育て世代の方々とお話する機会が多いのですが、矢吹町には何が必要、何があればうれしいと尋ねますと、圧倒的に多い回答が、店名は出ませんが、子供から大人まで大好きな某ハンバーガー店を矢吹町に造ってほしいなんていう声が上がってまいります。これは質問ではありません。そのような企業、FC店、フランチャイズ店などが、ぜひ矢吹町に店舗を構えたいんだと、そのような魅力あるまちづくりをつくっていただくことを推進していただきたいと思ひます。

質問は以上であります。

〔「 答える」と呼ぶ者あり〕

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。これ質問にしますか。

〔「いや質問ではない」「質問 ないからな」「通告していないからな」と呼ぶ者あり〕

○2番（関根貴将君） そうですね、じゃ、別の機会によろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議をいたします。

再開は1時からです。よろしくお願いします。

（午前11時37分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

初めに、昨日開催されたフロンティア祭り2023では、心配された台風の影響もなく、暑いぐらいの天候に恵まれ、多くの人出の中で開催されました。私も久しぶりの屋外での行動となり、ステージの前で2時間ぐらい立っておりましたが、日焼けをしまして、首、腕などが大変痛くなって、昨日の夜はちょっと苦痛だったなどというところがあります。日焼け対策をしなかったことを後悔しております。

台風13号は、8日の金曜日に浜通りに局地的豪雨をもたらす線状降水帯が観測された。これは福島県内では初めてであり、いわき市全域に緊急安全確保が発令され、命を守る行動を呼びかけた、と報道されております。被害に遭われた方、亡くなられた方もいらっしゃいました。謹んでお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきますが、今回は私が議員に立候補をした際に掲げていた2つのテーマについて関係しております。地域防災力を向上させること、それから、元気なまちづくりに取り組むことで、その項目に関する内容になっております。

まず、1つ目には、まちづくり団体支援事業についてであります。

目的ですが、まちづくり団体支援事業の内容について理解を深め、よりよいまちづくりのための活動はどのようなものかを明らかにする。

背景や経緯、課題であります。この事業については、私の地元である神田行政区でも盆踊りを実施した際に、三神夏祭りとして、平成27年から3年間補助対象となっております。当時の補助の状況を思い出してみると、この事業で、朝から準備に携わった人の昼食や飲み物の支出はできない、手伝いをいただいた方々に日当や交通費を支払いきれない、発電機などの物品の購入はできないなど制約があるというような印象でありました。そうすると、この事業で経費として使用できるのは、広報・広告費、資材の借上げ料、レンタルとなります。会場施設使用料、2万円以内の消耗品といったところになります。活動内容によっては、この事業を有

効に使用できると思われるが、どのような団体がどのような活動をしているのかを確認をしていきたいというふうに思っております。

質問事項の1番目ですが、令和5年度の補助対象団体の数とそれぞれの団体の主な事業はどのようなものか。

2つ目に、補助対象外経費となっている人件費、物品購入費、食糧費、交通費など、県でも同じような事業があれば補助対象外なのか。

3つ目、この事業が開始されて、特に効果があった活動例はあるか。

このような内容になります。

令和4年度の事務報告書の中には、まちづくり推進課の項目に、この事業で6団体が事業交付を受けているということは確認はできております。

2つ目ですが、災害における避難所運営と防災士の養成についてであります。

目的につきましては、防災対策としての避難所運営、防災士の養成計画を確認することで、災害対策の充実を図っていきたい。

背景や経緯、課題につきましては、今年度もまた、国内には梅雨の時期から線状降水帯が多く発生している。6月29日からの大雨では、山口県や島根県の中国地方と福岡県、佐賀県、大分県などの九州地方、7月15日からの大雨では秋田県で大きな被害が出ている。8月6日からは台風6号、すぐに台風7号の猛威が沖縄県を襲いました。かなりののろのろしていた台風だったようです。私たちの地域は、これからが台風の時期になると思われますが、避難所を設営しなければならない事態も準備していかなければならない。

令和5年8月の新聞では、「政府が女性の視点を取り入れた防災対策を進める中、市町村は多様化するニーズを踏まえて地域防災計画などの改定に臨む。福島医大の研究チームは、高齢女性が避難所で安心して過ごせる環境を求めているとの調査結果を公表」とある。

また、県は避難所マニュアル作成の手引きで、「男性と女性のニーズの違い、妊産婦・乳幼児・子育て家庭などのニーズを十分に踏まえた備蓄」などの方向性を提示している。福島医大の研究チームの調査では、「女性用品を女性スタッフから受け取れるか」、「トイレに鍵や照明がついているか」などを重視している傾向が明らかになった。いずれも女性の安心につながる内容だとしている。

今年度の予算の中で防災士資格の取得計画があるが、有資格者を養成することは災害対策には有意義なことであると考えている。災害ボランティア、避難所の運営、様々な訓練や研修など防災対策の要となっていくというふうに考えます。

そこで、質問事項ですが、①女性の視点を取り入れた防災対策としての避難所運営や備蓄は考えているか。

②防災士の資格取得は、対象者・人数などどのような計画になっているか。ということであります。

地域防災の要は消防団というふうに考えてはおります。しかし、消防団の団員が確保できないのが全国的な問題、大きな悩みであります。当町では、今回もらっている事務報告書の中で、定数350に対して323名と、比較的欠員は少ない状況ではあります。

近隣では、西郷に女性の消防団員がおります。郡山市の消防団では、女子大生が消防団に入団をして、広域の消防署、市町村圏の消防署ですが、郡山にしても白河にしても、女性の採用が大変増えている状況があります。災害の対応直接ではなく、啓蒙活動、子供たちの防災教育の現場、避難所運営など、女性にやってもらっ

たほうがよいというものが数多くあるのではないかというふうに考えています。避難所に消防の活動服を着た女性がいると、大変声がかげやすいといった話を聞いたことがあります。現在、テレビドラマの中で「ハヤブサ消防団」やっております。彼らが着ている青とオレンジのあの服が活動服ということになりますから、実際の災害が起こったときに、あれを女性の方が着て避難所にいると、大変効果があるというふうに聞きました。こういったことも考えながら、女性にいろんな立場の中で活動に混ぜてもらおうというところが必要なんだろうというふうに思っております。

消防団の話は、ちょっと余分なところになりましたが、これからは矢吹町の中でも消防団の女性を、特に団員をつくっていくということも併せて欠員の補充、そういったところをやっていかなければならないなというふうに思っております。

もう一つだけ、防災士について、今回ちょっと防災士の養成計画がありますが、基本的に防災士等は特定非営利活動法人NPOの日本防災士機構というところの民間の資格だということであります。機構が定めたカリキュラムを防災士教本による自宅学習と会場研修講座の受講で履修し、履修証明を得て、資格試験に合格し、消防本部または日赤等の公的機関が主催する救急法等講習、普通救命講習、上級救命講習を受講して、その修了証または認定証を取得した者に認定されるというふうにあります。防災士の資格につきましては、終身の民間資格ということで、これはウィキペディアをパソコンでちょっと見たところ出ておりました。

以上、2つの質問の内容になりますが、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度のまちづくり団体支援事業補助対象団体の数とそれぞれの団体の主な事業についてのおただしでございます。本事業は、町で抱える課題や問題の解決、魅力あるまちづくりを目指して、町内で活動するまちづくり団体が自分たちのノウハウを活用し、アイデアを出して企画する公共性、公益性の高い活動に対し経費の一部を支援する制度であります。

平成21年度から実施した本制度は、令和4年度末時点で17団体、延べ57件のまちづくり活動にご活用いただいております。

令和5年度につきましては、9団体からの申請があり、事業内容につきましては、隈戸川沿線及び八幡町地内の歩道の草刈り、SDGsの普及啓発のためのドキュメンタリー映画の上映、駅構内を利用したワークショップやキッチンカーによる飲食販売、井戸尻・赤沢地内の山林、原野への植樹、種まき、矢吹町の歴史研究調査をまとめた小冊子の作成、大池公園の水上ステージでの花火と音楽のコラボイベント、四季の花を植えるフラワーガーデンづくり、矢吹町の豊かな自然を走るロードバイクのワークショップ、中町ポケットパークでのキッチンカーを用いたコーヒーや菓子の販売となっております。

町といたしましては、各団体において、それぞれの特性を生かした活動を支援し、協働のまちづくりと地域活性化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、補助対象経費となっている人件費、物品購入費、食糧費、交通費など、県でも同様に補助対象外であ

るかについてのおただしであります。

まちづくりの団体支援事業と同様な目的で実施されている福島県の地域創生総合支援事業補助金につきましては、県南地方振興局に確認したところ、人件費につきましては県では補助対象外となっておりますが、臨時に雇用されるイベントスタッフの賃金など業務委託として一部対象とする場合もあると確認しておりまして、町でも同様であります。

次に、物品購入費についてであります。県ではパソコンやプリンター、発電機など備品としてほかの事業へと転用して利用できるものは補助対象外であると確認しておりまして、町でも同様に補助対象外であります。

次に、食糧費及び交通費についてであります。県ではイベント当日の講師、スタッフについては対象となっておりますが、町では講師については謝礼金として認めており、スタッフについては補助対象外であります。

本補助金は、地域づくり活動の立ち上げを支援するものであり、団体運営に係る経費については対象となりませんが、各団体の自立した運営活動を促し、継続的に活動できるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事業が開始されて特に効果のあった活動についてのおただしであります。

初めに、矢吹町の歴史のまとめと文化財の調査研究についてであります。

本事業は、平成26年の子ども議会において、町の歴史を分かりやすく学べる本が欲しいとの要望があり、生まれ育った地域に愛着を持ってほしいという思いから、町民有志による研究会が発足し、矢吹町の歴史を伝える児童生徒向けの小冊子「矢吹町の歴史Ⅰ」を発刊し、各小中学校と光南高校に配布されました。

内容は、旧石器時代から古墳時代までの矢吹の歩みについて、子供でも理解できるように、写真を多用した構成となっております。

今後も矢吹町の歴史Ⅱ、Ⅲと発刊される予定であり、郷土学習に活用されることを期待しております。

次に、景観形成の環境保全の活動についてであります。本事業は隈戸川流域を中心とした矢吹町西側の景観向上の取組として、隈戸川沿線のクリーン作戦や袖ヶ館城跡の草刈り、そしてまた隈戸川の水質、生物調査や、自然の中を歩く里山ウォークの開催など、矢吹町の美しい里山風景や環境保全に関する取組も町内外にPRできました。

今後は、サイクリングコースの環境整備やロードバイクのワークショップも開催される予定であり、環境保全活動に加え、健康増進についても貢献いただいております。

次に、音楽を中心とした芸術事業の活動についてであります。本事業はご当地アイドルによる特産品のPR活動、被災地への支援活動、チャリティーコンサート等の開催により、県内外において、音楽を通しての慈善事業や矢吹町のPR活動が実施されました。

また、大池公園の水上ステージにおいては、これまでの活動により認知度も高まり、東北最大級のアイドルイベントとなった東北フレンドパークが開催され、県内外から多数のアイドルが集結し、500名を超える集客がありました。

今後も大池公園水上ステージを会場として、県内外からのアーティストによるイベントを開催する予定であり、音楽を中心とした文化芸術活動の中で、矢吹町を広く周知していただいております。

そのほか、地域の伝統文化活動といたしましては、地区の伝統芸能である盆踊りの保全継承とやぐらを組ん

での夏祭り、2年に1度開催される山車と大屋台の太鼓競演により矢吹の秋を盛り上げる秋祭りがあります。

また、環境美化活動といたしましては、歩道を歩きやすくするための草刈り、花植えや街路樹の枝払い等、町の活性化のために活動されております。

今後も引き続き支援を行い、さらにその団体の特性を生かしながら連携協力を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、女性の視点を取り入れた防災対策としての避難所運営や備蓄についてのおたただしであります。

町が指定する避難所は指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、準避難所の4つに分類されまして、指定緊急避難場所は、災害時に緊急的に避難する場所であり、指定避難所は災害時に一時的に避難、滞在をするための施設、福祉避難所は、指定避難所のうち高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮が必要な方を一時的に避難、滞在させるための施設となっております。

準避難所は、災害時に各地域に指定した集会所等の一時的に避難をするための施設と矢吹町地域防災計画に位置づけております。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災では、矢吹町地域防災計画に基づき、保健福祉課において避難所運営を行い、保健師をはじめ女性職員も24時間体制により対応をさせていただきました。

また、福島県が策定した、ふくしま男女共同参画プランの中で、避難所の運営に当たっては、女性参画を促進し、性別によりニーズの違い等に配慮した取組を進めることが求められております。

今後、町で避難所を開設する際は、これまでの経験を生かし、性別を問わず、テント、パーティション等により避難者個人のプライバシーを保護するため専用スペースを確保するほか、ボランティア団体等との連携を図り、役割分担等を明確にしながら、女性が安心して避難できる環境づくりに努めてまいります。

次に、備蓄につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害が発生した場合の初期初動対応及び長期避難並びに応援協定市町村への応援物資の保管を目的とした、防災備蓄倉庫を平成27年4月に整備しております。

近年、国内においては地震、台風、線状降水帯による大雨など全国各地で様々な災害が発生している状況にあります。

これらの災害に備えた主な資材といたしましては、ブルーシート、バリケード、土のう袋、発電機等の資器材のほか、避難所開設時の備えとして、非常用ベッド、毛布、仮設トイレ、紙おむつ、マスク等を備蓄しているほか、生理用品等も備蓄し、女性の方も安心して避難できる体制を整備しております。

今後も様々な災害を想定し、町民の皆様と安全を守るため、性別や年齢、身体的機能を問わない防火備蓄品等の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、防災士の資格取得に係る対象者、人数などの計画についてのおたただしであります。

防災士資格取得に向けた助成につきましては、災害に強いまちづくりに向け、地域の防災リーダーとなる防災士の資格を取得する方に対し、予算の範囲内で資格取得に要する費用の一部助成を行い、地域防災の担い手の育成を支援することを目的としております。

現在、補助金交付に向け、要綱策定を鋭意進めているところであります。

防災士資格取得助成の対象者につきましては、性別は問わず町内に住所を有する方、資格取得後、防災に係る指導的な立場として自主防災組織及び行政区等で活動できる方、町からの要請に応じて防災に関する活動、

災害対応活動に協力できる方等を対象者として考えております。

対象人数につきましては、令和5年度予算において2名分の予算を確保しており、防災士研修講座受講料、防災士認証登録料等の諸経費について一部助成をすることとしております。

なお、町内では、令和5年7月末時点において、16名の方が防災士の資格を保有しております。

町といたしましては、今後も防災士資格取得に向けた一部助成を継続し、平常時には地域における防災体制づくり、災害時には地域防災活動のリーダーとして活躍できる人材の育成に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

まちづくり団体支援事業というものについて、この答弁書の中で、本当に具体的でよく理解できるような内容になっていて、実際に私が地元の盆踊りでやったときは実行委員長ではあったんですが、細かい報告や会計のところは携わってこなかったもので、今回よく理解ができたなというふうに思っております。答弁のほう、本当にありがとうございました。

平成21年から始まってということですが、今回、令和元年からコロナというものがありましたけれども、このコロナ禍でこのまちづくりの事業自体は中断したりとか断念したり、そういったものはなく、順調に展開できてきたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

ちょうどコロナ禍でございます令和2年度も3団体の方のほうで、にぎわいづくりというところで実施されております。まず、キッチンカーを利用した、町の特産、それを使った料理を振る舞う。農業短大のほうと連携をした、そういった試食イベントであったり、健康寿命、こちらを延ばしていきましょうという健康セミナーというものを講演会という形で開催された団体もございます。そして、隈戸川沿線の草刈り、整備というのを継続して、そちらをやっていただいている団体のほうでも、そういった継続活動をされております。令和3年度におきましても、今ほど申し上げました団体のほうで、健康寿命の講演会はやっていませんが、キッチンカーであったり、隈戸川の景観づくりということをやっている。令和4年度、昨年度については事務報告のとおり、6団体の方のほうでそういったにぎわいづくりであったり、景観づくりというところを、あと文化財の保護関係についても、いろいろ取り組まれていただいて感謝しているところでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

この事業自体はすごくいいものだと思いますし、とても反対することは全く考えていないですし、賛成の立場です。にぎわい創出ということ考えたときに、ちょっと事業としてはなかなか使いづらいというところがあったり、私がやった盆踊りのときには、最終的に音響施設設備をレンタルで借りたんですが、すごく立派な音響のを使わせてもらって、それで個人個人がカラオケできたというような、それがちょっとすごい財産にはなったかなと思いますが、物とかとして残るわけでもないし、そのときにバンドに来てもらって、ちょっとやってももらったりもしました。なので、そういう思い出は残りますけれども、実際あの盆踊りの中でどうだったのというところはちょっと疑問符があったなというところなんです。ただ、三神夏祭りということで約3年ぐらいできたので、それは大変いい思い出にもなったし、これから先、何かイベントをやっていくに当たっては参考になるものかなというふうに思っております。

ちなみに、にぎわい創出と併せて、6月の議会で同僚の関根議員もお話をしておりました秋祭り、そういったものの伝統文化の継承というものも大変大事だということで、盆踊りなんかもやっぱり各地区にあったやつがあるでしょうから、そういったものを掘り起こしたり、そういうことを考えていけるような、展開できるような事業になっていけるとすごくありがたいなというふうに思います。ただ、現在の私の悩みとしては、うちの盆踊りこの次の世代誰が担っていくのというところで。太鼓をたたける子供たちはいるんですが、大人が少ない。笛が吹けない。音頭取りができないというようなものがあって。そういったことをこの事業で後継者を育成していくということももしできるよだといいなというふうに思っております。

それでは、続きまして、災害関係のところの再質問にいきたいと思います。

今年度、防災士を2名ということで予定しておるということですが、具体的なところはまだ要綱要領もできていないということのようなんですけれども、実際に資格を取ってもらおうというふうに考えたときには、例えば具体的には消防団員だったり、行政区の関係の区長さんの中とか、それから災害ボランティアの方、職員の皆さんの中でもやはり防災士の資格を取って一体どういうことができるとどんなふうなんだということが少しずつ分かってくるんだろと思うんですよね。なので、今のところまだ具体的ではないということですが、今年度のこの防災士を育成するに当たって、その辺のもう少し具体的なところの考え方がもしありましたら教えていただければというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

今、補助の要綱案というものの作成中で、議会終了後、間を開けずにすぐにスタートできるような段取りで準備を進めているところであります。

なお、募集についても広く、先ほど議員のほうでおっしゃっていた消防団をはじめ、行政区、どうしてもそこで人が足りない場合には職員の皆様にも声かけをさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

まず、取りあえずやってみるところが大事なんだろうというふうに思います。ただ、民間の資格、あと個人の取得になるので、何だろうな、公的なところにおいて、いつも使えるとかとそういうものではなくて個人のものになってしまうというところもありますけれども、実際、今年のこの台風の状況とか見ていくと、やはり災害に関係したところの対応できる人を養成していくということは大変大事なことだというふうに思いますので、よく進めていただければというふうに思います。

私の一般質問は以上です。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 以上で4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 続いて、通告4番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

大項目としまして2点の質問をさせていただきます。

まず1点目です。高齢者の介護の相談に対する町の対応についてという主題で進めさせていただきます。

質問の目的といたしましては、今後、さらに増えてくることが予測される高齢者の方についての相談、対応について現在の町の対応内容を確認し、超高齢化社会の対応に備える必要があるため、でございます。

背景や経緯、課題について。現在、日本の人口は2010年を境に減少を続けており、2025年には約800万人いる団塊の世代が後期高齢者、75歳を迎えることで、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えます。団塊の世代の高齢化によって、介護を必要とする高齢者が今後さらに増加することが予測されております。

それに伴い、介護を必要とする高齢者やその家族から多岐にわたる相談が増えてきているのが現状であり、主な相談窓口としては、町の保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員や各介護施設、医療機関等が挙げられると思います。

その相談内容は幅広いと思われ、介護保険関連の相談から高齢者福祉サービスについて、介護施設への入所の相談、医療の問題、老老介護であったり、高齢者の独り暮らし、認知症について等々、挙げれば切りがありませんが、様々な問題があり、そしてその相談件数が増えれば増えるほど、それについての調査も町として必要になってまいります。増えていく相談件数に対して、それに対応する町の受け皿も広げなければならないと考えます。単純に総合事業の対象者・要支援・要介護の認定者が増えれば、それに対応するケアマネジャーも必然的に増えていかなければならないという問題が出てまいります。

町として、社会福祉協議会や高齢者福祉に関連する事業者等としっかりと連携を図り、これから迎える超高

齢化社会に対応するための体制を整えていく必要がございます。

また、成年後見人制度や虐待、DVなど、複雑な内容の相談も増えてきており、町として専門の知識を持った職員の配置も検討していかなければならないのではないかと考えます。

そこで、3つ質問させていただきます。

1つ目ですが、高齢者の問題に関して町に来る相談はどのような内容のものがあるのかお伺いいたします。

続いて2点目です。相談内容は多岐にわたると思われそうですが、その内容ごとにどのように対応しているのか、より具体的な対応の内容をお伺いしたいと思います。

3つ目です。超高齢化社会を迎えるに当たり、様々な相談を受ける中で、今後、町としての課題をどのように捉えているのかという部分をお伺いしたいと思います。

それでは、次の質問のほうに移ります。

大きく2つ目の質問ですが、矢吹町地域公共交通計画についてでございます。

先日の全員協議会のほうで、担当課のほうからもありました、執行部のほうからもありました地域公共交通の計画という部分の説明があった内容についてなんです、質問の目的、町民のニーズをしっかりと捉え、持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進し、矢吹町地域公共交通計画を進めていくため、でございます。

質問とする背景や経緯ですが、高齢者の運転免許の返納が増加傾向にある中、高齢化の進展により、今まで自分で自動車を運転していた層が自分自身で運転できなくなり、かつ送迎できる家族、近親者等もいなくなってしまうことで、今後、交通弱者が増加していくことが予測され、地域公共交通の重要性が高まっております。

現在、本町において実施されている主な移動支援事業については、行き活きタクシー利用助成事業、重度心身障害者タクシー利用助成制度、矢吹町コミュニティバス実証実験運行がございしますが、地域公共交通に対する財政支出の状況を見ると、行き活きタクシー利用助成事業の利用者の増加、矢吹泉崎バスストップの維持管理による委託料の支出、コミュニティバス実証実験運行に伴う委託料の支出等もあり、町の負担額は年々増加しているという状況にあります。

また、行き活きタクシー利用助成事業、矢吹町コミュニティバス実証実験運行に関するアンケート調査が実施されており、様々な回答が寄せられております。

現在、町では、矢吹町地域公共交通計画の素案が示され、その素案に対するパブリックコメントが募集されているところであります。

町民のニーズをしっかりと把握し、地域の現状と地域の特性に応じた公共交通の運行、利便性の強化を図っていく必要があると考えます。

3つ質問させていただきます。

1つ目、行き活きタクシー利用助成事業と矢吹町コミュニティバス実証実験運行に関するアンケート調査の結果を町はどのように捉えているのかお伺いします。

2点目です。法定の地域公共交通協議会が設置された中で、矢吹町地域公共交通計画の策定に当たっての方針をお伺いします。

3つ目ですが、A I活用型オンデマンドバスの導入について、現在の町の取組状況についてお伺いいたします。

質問のほうは以上になります。ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、高齢者の問題に関して、町に来る相談内容についてのおたかしであります。

本町における高齢者福祉に関する相談の窓口は主に保健福祉課や矢吹町地域包括支援センターとなっております。まして、日々、様々な相談を受けております。令和5年7月末現在、65歳以上の高齢化率が31.3%に上る中、行き活きタクシーや緊急通報システム、配食サービス等の高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用が増えており、相談件数も比例して増加しております。相談の内容といたしましては、介護保険サービスの利用のため必要な要支援・要介護認定申請についての相談が増えておりまして、そのうち申請に至った件数が令和2年度は501件、令和3年度は628件、令和4年度は702件ありました。特に在宅の高齢者についてご家族の方より介護サービスに関する問い合わせや申請の相談に来られるケースが多くなっております。また、入院中の高齢者が退院後の生活に向けて、主治医や病院の相談員から介護サービスの利用を勧められ、ご家族が申請に来られるケースも多くなっております。

さらに、高齢者の要介護度が高く、家族の負担が重くなっている場合、介護施設への入所についての相談が増えている状況にあります。最近の傾向といたしましては、高齢者夫婦の老老介護、認知症のある方の独り暮らし、子や兄弟など家族がいるものの関係性が悪く必要な援助を受けられない、得られない高齢者、生活環境に問題のある方、家族から虐待を受けている方等、複雑かつ困難なケースが増えております。

町といたしましては、どのような相談でも相手の立場に立った対応を心がけ、高齢者にとって必要なサービスを受けることができるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、相談内容ごとに具体的にどのように対応しているかについてのおたかしですが、相談者より、対象の高齢者が現在どのような生活をされているのか、身体的な症状、認知症状等、どのような症状で困っているのかを聞き取りいたします。さらに、どのような介護サービスを希望されているのかを伺い、介護申請の必要性を確認しております。

また、入院中の方で退院日が間近に迫っており、早急に介護サービスの利用を手配しなければならない方などの相談では、訪問調査日や介護サービス利用のために、利用者本人や家族に現在の状況や利用希望等を確認し、介護サービス計画を立て、事業所との連絡調整等を行う有資格者であるケアマネジャーの調整を速やかに行っております。

さらに、介護施設への入所についての相談では、要介護認定の必要性を説明し、ご家族等による申込み、施設との契約などをしていただくことになるため、担当するケアマネジャーに相談するよう促しております。

地域包括支援センターでは、早急にサービスの手配が必要な場合等、ケアマネジャーが高齢者の自宅を訪問し、要支援・要介護認定申請相談から認定調査まで行うこともあります。

なお、家庭環境に問題のある方、家族から虐待を受けている方、認知症で独り暮らしの高齢者の方や、家族がいても必要な援助を受けられない方などは、地域の方等から相談を受けることもあります。

家族による高齢者虐待の場合、警察や利用している介護サービス事業所等からの通報を受け、町、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険事業所等、関係機関が連携し、情報収集、訪問等による事実確認、ケース会議などの虐待の有無について判断を行い、情報収集を行いながら、配食サービスや緊急通報システム等の福祉サービスの活用や成年後見制度の利用を検討するなど、様々な支援につなげております。

今後も、様々な相談につきまして、必要に応じて関係機関とも緊密に連絡を取りながら最善の対応をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、様々な相談を受ける中で今後の町としての課題についてのおたかしであります。

本町におきましては、令和2年度に第9次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第8期介護保険事業計画を策定し、人生100年時代にも安心して暮らせる地域づくりのため、地域において住まい、介護、医療、福祉を高齢者に一体的に提供する地域包括システムの深化を目指して、認知症施策の推進、高齢者自身や高齢者を支援する活動の促進等を主な課題として取り組んでまいりました。

現在、町や地域包括支援センターへの相談内容といたしましては、介護保険の申請や介護サービスの利用、介護施設への入所等に加えて、家庭環境が複雑で家族から必要な支援を受けられない高齢者、家族からの虐待を受けている高齢者、認知症による高齢者の徘徊に関する相談等、専門的な知識、経験が必要とする困難なケースが増加している状況にあります。

さらに、ケアマネジャーやヘルパー等、介護保険制度を支えるサービスの担い手や受け皿の不足についても全国的な問題となっており、本町もその例外ではありません。

これから団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えるに当たり、相談対応や訪問調査、虐待や成年後見制度等の高度な対応を必要とされるケースがより一層増加されることが予想されるため、町や地域包括支援センターにおきましても、ケアマネジャーや保健師、さらには社会福祉士等の高度な専門的知識を持った職員の配置、増員が必要と考えており、町では7月1日より介護専門員1名を採用し、相談体制の強化を図ったところであります。

なお、地域包括支援センターでは、平成18年の開所時は3人体制でしたが、現在は社会福祉協議会事務局との兼務職員1名を含む6人体制となっておりまして、増加する相談や訪問活動の体制強化を図り、対応いただいております。

また、介護保険制度の担い手であるケアマネジャーやヘルパー等の人員不足解消のため、しらかわ介護福祉専門学校に対して白河市及び西白河郡で支援を行っており、将来的な介護人材の育成、そして確保に取り組む一方で、高齢者が要支援・要介護状態にならないよう高齢者サロンの支援等、介護予防事業のさらなる充実、介護給付費の適正給付化の取組も強化し、介護保険事業の安定化を図ってまいります。

今後は、様々な相談に応じる体制を強化するため、町、地域包括支援センター等関係機関でのケア会議開催による連携の強化、福島県補助金を活用した介護人材育成、確保のための事業等に取り組み、状況に応じ、社会福祉士等専門職増員等相談体制の強化に努めてまいります。

今後、さらに独り暮らし高齢者が増加することが予想されることから、民生委員による定期訪問を継続し、高齢者等の見守りシステムとして、GPS端末を持った利用者が町内を移動する際、端末を感知するシステムが設置された場所を通過したときや専用アプリの入った端末を搭載した車と擦れ違ったときに、家族のスマー

トフォンに通知が届き、利用者の位置確認ができるシステムがあります。この見守りサービスについて、町民のニーズや導入に係るコストなどを鑑みながら、システムの導入、利用料の助成等について検討してまいります。

今後も、高齢者福祉サービスの充実を図り、高齢者の安全安心のまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行き活きタクシー利用料助成事業と矢吹町コミュニティバス実証実験運行に関するアンケート調査の結果についてのおたしであります。

ちょっと失礼します。

それでは続けます。失礼しました。

まず、行き活きタクシー利用料助成事業についてであります。令和3年度に実施したアンケート結果では、「感謝しています。今後ともお世話になります」、また、「矢吹町は高齢者に対してよく対応してくれていると思います」、また、「車のない私には大変ありがたいことです」、「この制度はありがたい。今後も継続してほしい」といった多数の感謝の言葉と、一方では「待ち時間が30分あった」と。「隣接する町の施設まで利用可能にしてほしい」等の課題や要望がありました。

次に、矢吹町コミュニティバス実証実験についてであります。令和4年度末に実施したアンケート結果では、「これからますます高齢社会になるのでコミュニティバスを利用したいと思います」、「免許を返納したら利用したい」、「高齢化に伴いバスの運行は必要なことだと思います」、「お年寄りにはとてもありがたい」という声がある一方で、「使いたい時間帯にバスがない」、「停留所まで遠い」等の意見がありました。

このような意見を踏まえ、高齢者の方の生活の支えとして活用いただいていると実感するとともに、課題の解決や可能な限り要望に沿えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

現時点では、自分や家族が運転できるなどの意見をいただいておりますが、高齢化による免許返納者、障害等による交通弱者が増加する中で、早期に公共交通の取組を展開し、コミュニティバス運行の地盤をつくる、基盤をつくることが必要不可欠でありまして、高齢者、交通弱者等に対する移動手段として必要な事業であると認識しております。

あくまで現在、自分が免許を持っている、あるいは家族に送ってもらっているという、いわば恵まれた状況にある方々が、免許返納が必要になる、あるいは家族から必ずしもそういった送迎等について思ったときに思ったところに行ってもらえないというのが遠からず来るとことは間違いないことでありまして、そのときに、今ではなく、将来の高齢者、そして将来の地域交通のために今やっているわけであります。

アンケート結果にありました課題を解決し、要望に可能な限り応えられるよう取り組みながら、引き続き事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町地域公共交通計画の策定に当たっての方針についてのおたしであります。本町では、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び地域における需要に応じた町民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法の規定に基づき、令和5年8月24日に矢吹町地域公共交通活性化協議会を設立いたしました。

この協議会は区長会、民生児童委員協議会、商工会、教育関係機関、交通事業者、道路管理者、地方運輸局

など22名の委員で組織され、議会からは産業民生常任委員長の堀井議員にも参加いただいております。

本協議会では、地域公共交通計画の策定及び実施に係る協議、地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施、総合的な交通施策の推進に必要と認められた事項などを協議、決定するものであります。

次に、矢吹町地域公共交通計画の策定方針であります。当該法定協議会の前身である矢吹町公共交通ネットワーク協議会において検討されてきた内容と、行き活きタクシー事業、コミュニティバス実証実験を実施した中で得られた意見、課題解決策を踏まえて、矢吹町地域公共交通計画に関する素案を作成し、地域に公表を行い、パブリックコメントを実施しているところであります。

なお、その計画素案における主軸として、乗り合いの調整、ルート自動生成、例えばAさんとBさんが予約を入れた場合に、その2人の乗車場所、行きたい場所をAIが自動で判別し、最短の道順を選ぶなど、効率運行ができ、利用者のニーズに即し利便性の向上が大いに期待できるAI活用型オンデマンドバスを掲げております。

今後、パブリックコメントの集約を行い、地域公共交通計画を策定し、町民誰もが安全安心に移動ができて快適に生活を送ることができるよう、公共交通事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、AI活用型オンデマンドバスの導入について、現在の町の取組状況についてのおただしであります。6月30日に議員の皆様にもご同行いただきました、AI活用型オンデマンドバス事業の先進地である喜多方市にて視察研修を行ってまいりました。

バスの予約アプリを使用して、予約完了後すぐにAIが即座にルートを選択し最短の距離で向かうシステムは、非常に利便性が高いと実感したものであります。

また、朝夕の通学、スポーツ少年団や部活の時間帯は学生の利用も多く、スクールバスとしても活用されており、それを参考に、矢吹町地域公共交通計画に関する素案に取り入れているところであります。

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定する地域公共交通計画であり、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものであり、国が定める地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針を踏まえるとともに、町の上位計画である矢吹町まちづくり総合計画や、第2次矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図りつつ、本町における公共交通に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画であります。

現在の状況といたしましては、矢吹町地域公共交通計画の素案について、9月15日までパブリックコメントを実施し、意見や改善案の取りまとめを行っているところであります。

今後のスケジュールといたしましては、お寄せいただいたパブリックコメントを反映した矢吹町地域公共交通計画を策定し、運行計画のさらなる検討、調整を行い、令和6年度の事業化に向けて国の有利な財源の活用を検討しながら、実証運行、効果の検証を行い、令和7年度の本稼働に向けての準備を進めてまいります。

また、バス運転手の高齢化による将来的な運転手不足に対応するため、自動運転バスの導入の検討を行ってまいります。

地域公共交通の役割として最も重要なこととしては、通勤、通学、買い物客、高齢者など様々な人々に対して、利用しやすい移動手段を提供することで、その結果「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる、誰もが移動

しやすいまち、やぶき」が形成されることとなります。

町といたしましては、5年、10年先の公共交通事情を見据えながら、通勤、通学など様々なニーズに対応していくため、今後も継続して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、高齢者のほうの介護の相談ということで町長のほうから答弁いただきました内容で、その主な内容、相談の内容が、主な内容が、介護認定の申請についての相談が増えているというご回答でした。令和2年で501件、令和3年度は628件、令和4年度は702件ありました。単純にこの過去3年間見るだけで、もう見えますよね。介護支援が必要な方が右肩上がりが増えていく。これは今後も継続していく問題、超高齢化社会、矢吹町だけではないですね、全国的に抱える問題だと思うんですけども。

今そうやって相談が増える中で、私質問で言いましたけれども、相談件数が増えるとそれに対応する職員の数であったり、調査する人員であったり、強いて言えばその介護支援、介護認定を受けた場合はケアマネジャーのほうで計画してその方の支援を、支援計画を立てていくというのが基本的な流れなんですけれども、そこで町のほう、町も、地域包括もそうです。主に町の保健福祉課と包括のほうに問い合わせ、相談が来まして、介護認定、介護申請受けます。要支援になった場合は、包括、地域の包括支援センターのほうで受け持つ流れ、要介護になった場合、基本的に今現状ですけれども、その介護認定、認定調査というのは町が主体で、ケアマネジャーが高齢者のお宅に訪問して認定の申請相談から調査ということなんですけれども、基本的にこれは、受ける流れとしては町が処理してそれを地域包括に振る、町でも実際、認定調査動いているのか、その部分ちょっと確認させていただきたいので、ご質問させてください。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

認定審査の調査でございますが、町も行いますし、地域包括センターも調査するというご理解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 町と包括、場合によっては地域のケアマネさんに頼んだりもするともあると思うんですけども、今言いましたけれども、要支援になった場合は基本的に矢吹町の地域包括センターで担当すると思うんですけども、場合によっては要支援じゃなくていきなり要介護というパターンもあると思うんですね。その要介護となった場合は、その方の担当ケアマネは町で介護支援事業所を見つけるのか、包括さんで担当するのか、その辺のケアマネジャーをどうやって見つけるのか、町はその辺の支援どのように対応しているのか

ご確認させてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

原則、地域包括支援センターのほうで相談を受けてもらうというルールで行ってございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 3番目の、3つ目の質問の答弁のほうの中に、町で7月1日より介護専門員1名を採用し、となっておりますが、この方どういった資格をお持ちの職員になるのでしょうか。お伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

7月1日採用になりました職員につきましては、介護専門員ということで、主に介護の相談、あるいは、資格については、介護専門員。

〔「支援専門員ですかね」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 介護支援専門員です。はい、すみません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） すみません、今、介護支援専門員でケアマネジャーさんということだと思わなければならない、ありがとうございます。

そうですね、町のほうでも介護支援専門員のほうが1名採用させていただいたということで、相談業務の部分ですね、あと認定調査とか、そういった部分で町のほうでも1人いますよということでご回答いただきました。

先ほど課長のほうの答弁で、認定調査関係の相談があった場合は基本的に包括のほうで対応していただいていますということだったんですけども、やはり地域包括に投げて終わりなのかどうかは、その辺は包括との連携という部分でちょっと確認させていただきたいんですけども、答弁にもありますように、町地域包括支援センター等関連機関でのケア会議開催による連携強化ということを図っているということなんですけれども、これは関係機関だと思わなければならない、地域包括ですね、単純に、地域包括支援センターと町は、すぐ隣なんでね、常にやり取りしているいろんな相談業務、いろいろ抱えていると思うんですけども、包括さんのほうも。今、単純に、先日ちょっと包括のケアマネさんとお話する、矢吹の包括の支援センターの方とお話しさせていただいた中で、今要支援の認定の方、250人抱えていますと言っていました。今、職員がここ6名体制。1名の人は兼務しているんで、単純に5名で、全員が介護支援専門員ではなかったと思うんで、4人か5人くらいで250人見ているとなると、1人当たり50人ペース。これからさらに相談どんどん増えていく中で、支援の

方が増えていったときに、ちょっと正直包括さんも大変なんだろうなというのが単純に見えます。介護支援専門員ですね、要介護の方を見るのは基本的に1人35名と基準があるんですけども、要支援、包括のほうで要支援見る上限はないということをおっしゃってましたんで。増えれば増える。母数は変わらないのに上だけ増えていって、すごい大変なことになっていくのがもう目に見えていますので。ちょっとその包括と、今、町の連携とはどんな感じでやり取りされているのか。包括の内容と、その地域包括の抱える問題課題はいっぱいあると思うんですけども、そこはしっかりと町のほうで共有しているのかという部分をちょっと聞かせていただきたい。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えします。

包括支援センターと保健福祉課の連携というような話だったと思いますが、例えば片方に相談が来れば片方にも同じ相談というところで、相談が偏らないように、一方通行にならないように随時、相談があった場合は連携を取っているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

そうですね、連携という部分の重要性というのがかなりあると思って、保健福祉課さんのほうでも健康福祉課と、健康増進係か、と福祉係、と介護保健係があると思うんですけども。私6月の一般質問でも健康増進について、健康診断の重要性というのはご質問させていただいて、40代、50代の方が健康診断を受けてしっかりと自分の体を把握して健康を維持していく。60代、70代になってくると、やっぱり体を動かさず、認知症も早い方では60、70代くらいで発症する人もいるし、ちょっと体も動かなくなってきた、フレイルの予防という部分を、今まで何回も私言ってきた部分だと思うんですけども、40代、50代からしっかりと健康増進をやって、高齢者の福祉サロン等しっかりと呼びかけさせていただいて、全部つながってくるんですね。そして80代、90代になって健康寿命が長くなればなるだけ、医療費とか介護保険というのも使わないで済む、健康寿命を延ばしていくという部分で矢吹町の高齢者の福祉という部分をしっかりと構築していった連携を図ってやってほしいなというのがありますので、高齢者福祉、今後しっかりとやって、私もしっかりとその辺を踏まえて協力していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、公共交通の計画について、ちょっと1点だけ気になる部分がありましたので質問させていただきますんですけども。

先日、全員協議会の中で、矢吹町地域公共交通計画に関するパブリックコメントの募集いただいて、確認させていただいて、その目標達成に向けた施策、事業及び実施スケジュールという部分で、矢吹町コミュニティバスの運行維持という、今コミュニティバス実証実験運行という名目で打っていると思うんですけども、このスケジュールを見ると、先ほど私、おっしゃいましたA I活用型オンデマンドバス、今、矢吹町どういう状況ですかと話をさせていただいて、このスケジュールを見ると令和6年にデマンドバスの導入を予定されている

という部分だと思うんですけども、では今やっているコミュニティバス実証実験運行から令和7年に切り替える、これは違うか、そうですね、A I型、A I活用型オンデマンドバスへの切替えとなっているので、切り替えるんだろうなと見えるんですけども、今、コミュニティバス実証実験、7月から小型のハイエース型になっていると思うんですけども。ハイエース型のバスも、実証実験と載っていると思うんですけども、あれ実証実験のままずっと行くのか、それともどこかで実証実験は終えて本運行は考えているのか、という部分についてちょっとご質問させてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

コミュニティバスについてであります。A Iオンデマンドバス、こちらの事業、一遍に進むというところではなく、徐々に広げていく考えでもございますので、A Iオンデマンドバス、この事業が確立するまではコミュニティバスのほうも実証事業として併せてやっていきたい。A Iオンデマンドバスが確立して、そちらだけできるようになればコミュニティバスのほうは終了すると、切り替えていくというような形で考えております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） すみません、今、再質問ちょっと食い違っていたんですけども、実証実験でずっとこのまま行くのかな。今、実証実験なんで、多分実験中なんで、実験の中でいろんな住民の方の意見とか吸い上げて、それを基に対策して、実証実験運行じゃなくてコミュニティバス本運行みたいな、そういう切替えというのはあるのかなという質問だったんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 1番、芳賀議員の再質問、お答えいたします。

コミュニティバス実証実験、これにつきまして、いろいろ課題、要望が出たものから、A Iオンデマンドバスという発想が出まして。A Iオンデマンドバス、これが確立するまで実証実験という形でコミュニティバスを継続させていただきまして、確立しましたらコミュニティバス実証実験を閉じまして、A Iオンデマンドバスに完全に移行、移行といえますか、そちらを進めていくということであります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○1番（芳賀慎也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時40分からです。よろしく申し上げます。

(午後 2時23分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 2時40分)

◇ 鈴木浩一君

○議長（角田秀明君） 通告5番、6番、鈴木浩一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴においでいただきました佐藤さん、ありがとうございます。どうも失礼しました。

また、昨日、役場の関係部署の方々、また議員の皆様においてはフロンティア祭り、大変ご苦労さまでした。暑い中大変でした。

それでは、私のほうから農業問題にてということで質問させていただきます。

質問の目的であります、高齢者等でも今後重労働な仕事の内容があるので、農業の重労働にならないような農業の実現に向けて対策などを行ってほしいため、ということで質問させていただきます。

質問しようとする背景や経緯、課題等ではありますが、これまでも農業問題においては、数多くの質問がされてきましたが、再度お尋ねいたします。今年のように雨不足、今までにない暑さが続く天気の中、また天候の中で羽鳥湖の水も枯れて、8月の我々水田農家にとっては穂ぞろい期の時期に水も来なく、このような状況が今後も続くようなことがあれば、さわやかな田園の町と言われるこの矢吹町がどのような農業を進めていけばよいのかということで、質問させていただきます。

また、高齢化が進み、後継者が少なく、今後の保全管理、維持、また管理していくのも困難な状況になっていくと思われま。以前の一般質問の答弁の中で、農業が元気な町をつくりますと位置づけ、生産基盤の充実、環境整備の推進等、対策として取り組んでいるとありました。あと四、五年もすれば団塊の世代と言われている方たちが80を超えます。こういった方々が今後農業をしていくときには、機械化も進んではきますが、大変な時期になってくると思います。そこで、担い手、また認定農業者とは何歳から何歳ぐらいまでを認定農業者と言うか、また後継者のいない70を過ぎた人が担い手、または新規就農者では、少し矢吹町として今後農業をやっていくのには寂しい思いがあります。

米の価格低迷が昨年度、一昨年度、2年続けてありましたが、そこに増して資材の高騰、今年度は燃料までも上がってくる時代となってきました。そこで、町の農業対策等について伺います。

まず、初めに、先ほど言いましたように水の問題については町で関わることをお尋ねします。

2番目として、種子助成については、単年度で終わりなのか伺います。

ドローンによる農業散布への助成はできないのか伺います。

それと、大きい項目で2番ですが、高齢者問題についてということで、高齢者福祉及び介護福祉の充実を図りたいためということで、質問の背景や課題等について伺います。

年々、高齢化が進む中、老老介護、独り暮らしまたは認知症の方が増加していると思われま

す。厚生労働省によると、2025年には認知症患者は700万人に達し、65歳以上の高齢者の実に5人に1人が認知症となると予想されています。また、町では社協の皆さん、保健福祉専門員の方々、保健福祉課の皆さんには、日頃より町民のために巡回や訪問をして見てくださっていることに大変感謝申し上げます。

しかし、本町では、今年に入って2名の方々が行方不明になっております。幸い1人の方は4日後無事に保護されましたが、でも、もう1人の方はいまだに見つかっていないとのこと

です。誰ひとり取り残さない町と宣言する中の出来事でした。不明者が出れば、家族の方々はもちろん、集落の人たち、消防団の方々、常備消防、警察の方々と多くの人たちの捜索が必要になり、これは協力してくれますが、高齢化が進む中、自分としては心の痛む思いであります。

認知症高齢者及びその家族が住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう、町として制度構築ができないものでしょうか。

そこで、高齢者対策について伺います。

矢吹町において認知症高齢者はどれくらいいるのかを把握されているか、1つ目として質問します。

2つ目として、介護福祉行政として、認知症高齢者の方々へGPS等機器の準備または一部負担などは考えているかを伺います。

以上が質問になります。ご答弁のほう、ああ、失礼しました、一部助成などは考えているのかを伺いたいと思います。ご答弁のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、6番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、水の問題についてのおただしであります。近年、局地的な大雨や異常なまでの猛暑、長期間続く干ばつ、極端な冷害等、世界中で異常気象が頻繁に発生しており、災害に発展するなど大きな問題となっております。

今年は、全国的に異常な猛暑と台風による水害、また、本町のように長期間雨が降らないというような渇水により、農作物への影響が心配される場所があります。

羽鳥ダムや用水路、頭首工、揚水機場等の用水関連施設は、国営土地改良事業として整備、改修され、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所が管理者であり、用水管理については矢吹原土地改良区が行っております。

なお、市町村においては、受益面積に応じて負担金を支出しております。

今年は、特に影響が心配される水稲につきましては、稲穂が大きく成長するために9月上旬まで用水供給が必要とされておりますが、冬季間の雪不足や梅雨時の降雨量不足により、羽鳥ダムの貯水量が大幅に低下したことで、土地改良区で当初予定していた用水供給停止日の9月10日より3週間ほど早い8月18日に水田への用水供給が停止されました。これは、過去一番に早い供給停止であり、今後の水稲の生育や品質管理、収穫量減少等、一部の地域においては影響が懸念される場所があります。

本町では、近年の水不足に関する問題については、これまでも年に数回開催されます国営土地改良事業の関連会議の席上において、また、8月16日には矢吹原土地改良区とともに羽鳥ダムの用水幹線流域の現地確認を行い、再度、施設管理者である国に対し、土地改良区とともに羽鳥ダムの水不足に対する抜本的な対策の検討を求める提言をしてまいりました。

国営限戸川農業水利事業として整備された羽鳥ダムの水不足問題については、その年の降雨、降雪に大きく影響されること、ダム関連施設が老朽化していること、ダム施設の取水口に構造的な問題等があることから、容易には解決できない課題であると認識しておりますが、今後も、水不足問題については、羽鳥ダムを所管する国へ早期解決のために福島県や土地改良区、関係自治体と連携し、様々な提言や協議を継続して行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、種子、種ですね、種子助成についてのおただしであります。

町では平成27年度と令和3年度については、米価下落対策として、水稻種子購入代金の半額助成を実施いたしました。

令和3年度は、当時コロナ禍の影響により、飲食店の営業自粛が続いたことから主食用米の需要が大きく減少し、米価が大幅に下落したため、町独自の緊急対策として、翌年度の水稻種子、稲、米の種子の購入代金の2分の1の助成を実施いたしました。

令和4年度には、肥料高騰対策として、社会情勢の不安定化による農業経営圧迫を考慮し、農家の経営継続を支援するため、水稻農家へ10アール当たり1,500円の助成を実施しております。

また、令和5年度につきましては、国や福島県でも肥料高騰対策を実施することから、町の資材高騰対策として、農業生産資材等の高騰により打撃を受けている農業者の営農意欲の向上を図り、農業経営の安定化を促進するため、水稻農家への助成を予定しております。

なお、今年度につきましては、記録的な猛暑と水不足により、米の収穫量の減少や品質の低下が懸念されますが、現時点では本格的な収穫時期を迎えていないことから、影響の度合いが不透明な状況であります。

また、9月8日にJA全農福島さんから、JAの概算金として、中通り産コシヒカリで、前年から1,800円上昇の60キログラム当たり12,400円等が示されたところでありますが、今後の収穫状況や米価等を注視し、町内両JAや関係機関と情報共有を密にして、農家の皆様の経営に大きな影響が生じる場合には、種子助成を含め新たな農家支援策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ドローンによる農薬散布への助成についてのおただしであります。

農業現場におきましては、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化や人手確保、負担軽減等が重要な課題となっております。そこで、農業の現場の様々な課題解決のために、ロボットなどの先進技術を駆使したスマート農業の推進が図られております。

このスマート農業を活用することで農作業の省力化や作業時間の短縮等、様々な効果が見込まれ、新規就農者の確保や栽培技術力の継承が期待されているところであります。一方、スマート農業については導入機械等が高額であり、操作技術の習得が困難である等の課題も見えております。

議員おただしのドローンによる農薬散布等については、本町の農業者においても個人で導入し、スマート農業により労働力の軽減等を実践している方もおられます。また、JA東西しらかわやJA夢みなみでもドロー

ンやラジコンヘリによる農薬散布等を実施しているところであります。

さきの答弁と一部重複しますが、町ではこれまでも農業経営収入保険加入促進のための補助や、堆肥活用による補助、令和3年度には米価下落に対する緊急対策としての水稻種子購入費用に対する助成を実施いたしました。令和4年度には肥料高騰対策として、社会情勢の不安定化による農業経営圧迫を考慮し、農家の経営継続を支援するため、水稻農家へ10アール当たり1,500円の助成を実施しております。

また、令和5年度には農業資材等の物価高騰対策として、水稻農家への農業資材購入に対する補助、燃油高騰対策として施設園芸農家への燃料等購入助成、家畜の飼料高騰対策として飼料価格上昇分への助成、その時々に合わせて効果が高まるよう様々な農業支援を町独自の対策として行ってきたところであります。

ドローンによる農薬散布等への助成や、ライセンス取得の助成についても、近隣自治体の近況について調査、研究を進め、農家の皆様の要望をお聞きしながら、将来、希望を持って農業経営に取り組めるような事業化の検討をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町における認知症高齢者数の把握についてのおたがしであります。介護保険制度における要支援・要介護度の認定を行うための介護保険認定調査の中で、認知症高齢者の日常生活自立度という項目があり、認知症状の重篤さの度合いについて調査を行い、把握しております。

認知症高齢者の日常生活自立度は、厚生労働省が提案する基準であり、認知症の症状を有さない自立から、Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、最も症状が重く、専門的医療を必要とするMまで8段階に分かれております。

その中で3番目となるⅡaは、度合いとして、家庭内で日常生活に支障を来すような症状、行為や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態という段階であり、本町では、Ⅱa以上の方を認知症状のある方と捉えており、令和5年8月末現在555名の方が該当しております。

町内の65歳以上の高齢者5,319名に対する割合としては10.4%となっております。

認知症高齢者に対する町の施策といたしましては、認知症者本人や、そのご家族など認知症に関心がある方であれば、どなたでも参加いただける認知症カフェを偶数月の第2木曜日に福祉会館で開催しております。地域包括支援センター職員やボランティアの方がスタッフとして対応しております。令和4年度は6回開催し、延べ29名の参加がありました。

参加者は介護している家族の方が多く、介護の悩みを相談する方、話を聞いてもらえると気が晴れると毎回参加する方もおります。

また、施設入所者が外出の機会として職員の方と参加することもあり、介護や医療の専門職の方が情報交換の場としても利用いただいております。参加人数を増やすため、他のイベント等と合わせて開催するなど、開催方法についても検討を重ねております。

さらに、中学生や病院職員等を対象に認知症について理解し、サポーターとして地域で認知症の方の支えとなつていただくことを目的に、認知症サポーター養成講座を開催しており、毎年200名から300名の参加をいただいております。

今後も、増加傾向にある認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、他自治体のよい事例、好事例等を取り入れるなどして、認知症施策をより充実させるべく取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を

お願いいたします。

最後に、認知症高齢者の方々へのGPS機器等準備、一部助成などについてのおたがしであります。認知症高齢者への介護サービスといたしましては、認知症による徘徊に困っている方に対し、福祉用具貸与として介護給付を行っている徘徊防止機器は2種類あります。

まず、1つ目は、家の玄関のドア等に赤外線センサーを設置し、誰かが通るとセンサーが反応するというタイプであります。2つ目の機器は、利用者がふだんから身につけている靴やバッグ等に徘徊感知機器を装着し、靴が動くのを感知して、家族にメールで知らせるというものであります。

この機器にはGPS機能がついておりまして、位置情報を取得することも可能となっております。介護給付により利用者負担は基本1割となり、利用者本人に現役世代並みの所得があり、負担額が最も高くなる方では3割の負担となります。

先ほどの芳賀議員への答弁と重複いたしますが、介護サービス以外のサービスとしては、子供や高齢者の見守りシステムとして、GPS端末を持った利用者が町内を移動する際、端末を感知するシステムが設置された場所を通過したときや専用アプリの入った端末を搭載した車と擦れ違ったときに、家族のスマートフォンに通知が届き、利用者の位置確認ができるシステムがあります。この見守りサービスについては、町民のニーズや導入に係るコストなどを鑑みながら、システムの導入、利用料の助成等について検討してまいります。

本町では、令和2年度に策定いたしました第9次矢吹町高齢者保健福祉計画・第8期矢吹町介護保険事業計画に基づき、認知症カフェの開催や認知症サポーター養成などの認知症施策の推進を重視してまいりました。

今年度策定する次期介護保険事業計画において基礎資料となる在宅介護実態調査を、令和4年度に在宅で生活する要介護1から5の認定を受けている方350名を対象として行っており、このアンケート調査におきまして、「今後の在宅介護の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護」という質問で、「認知症状への対応」の割合が最も高く、29.9%となっております。次いで、「夜間の排泄」が27.7%、「日中の排泄」が24.8%となっております。

このアンケートの結果から求められるニーズを捉えるとともに、デバイスビーコン等のIoT機器やGPS機器の導入、助成等について検討し、高齢者が安全安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、農業問題のほうより質問させていただきます。

水問題になると、今までですと改良区が主な担当課ということで、改良区のほうでやっていたわけですが、今回水がなくて、羽鳥湖の用水場ですか、用水場じゃなくて頭首工、そっちのほうにおいて、かなり災害等で被害があったということでお金がかかる、そういったものを我々農業者として分かるんですが、羽鳥湖の水が来て初めてさわやかな田園の町、また開拓の町と今まで言われていたわけですが、水が来ないとお年寄りの人たちが心配して何回も田んぼを回るわけですよ。そういった中で事故等もちよっと起きているような状況

も聞きましたんで、やっぱり水問題というのは改良区とか国、またそっちのほうに働きかけはお願いしたいんですが、やっぱりそういったお年寄りが頻繁に田んぼを行ったり来たりするようなことのないように、やっぱり水というのは、どうにかこう、上から下へ流れるものですから、考え方としては、下、末端、その地区地区の末端、羽鳥湖から取っている用水路から田んぼに入る、そういったやつが今度排水になる、そういった末端のところ町として用水場を造ったりポンプアップできるような施設はできないのか、そういったものについて聞きたいんです、お伺いしたいんですけれども。

改良区の問題でこれはまた駄目ですかね。駄目なときは駄目でいいです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 6番、鈴木議員の再質問へお答えしたいと思います。

先ほど町長答弁でもありましたように、国営土地改良事業として整備された施設でございまして、国の管理となっております。また、用水化につきましては矢吹原土地改良区が行っているということでございまして、町として直接ポンプ施設等の設置などは困難かと思いますが、国、土地改良区のほうに働きかけをしまして、農家の皆様が安心して農業経営を継続できるように働きかけをしてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 早期に解決できますよう、お願いを申し上げます。

それでは、2番目の種子助成は単年度で終わりかということで、60代以上の人が8割を越すような生産体制の中で、高齢者の方々が米10アール当たりの生産費、これは令和3年の結果なんですが、令和3年度の農水省の結果では10アール当たり12万から13万の生産費がかかっています。そういった中で高齢者の方々が10アール当たり何俵取れるか。そういったものを試算しますと、大体8俵が限度ではないかと思われま。また、昨年や今年度のように水がない場合は下もみと言って上米じゃなくて米が細くなっちゃって、そのくず米、そういったものになるんで、まだ結果はこれから、今年度に対してはこれからなんですが、そういったものに対して、やっぱり高齢者の負担にならないよう。あとは今後、若者がやっぱり米が取れない、水がないということで農業離れのしないような方向で政策をお願いしたいと思います。

また、これに対して今年12月にはまた燃料高騰の補助金が国のほうで出るような回答もしているようですが、今年については燃料高騰、昨年は肥料高騰とありましたが、こういった高騰分の補助に対して、町では燃料高騰については考えているかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 6番、鈴木議員の再質問へお答えしたいと思います。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、今年度につきましては、国・県で肥料高騰対策ということで実施するというごさいましたので、町のほうでは資材高騰対策ということで、6月議会におきまして補正予算におきまして、総額3,500万円の予算を確保したところのごさいます。その中には水稻農家への支援ということで、農業資材高騰対策と私設園芸農家への支援ということで燃油電気代の高騰対策、また、農業水利施設ということで、用水機場、ポンプ施設とか、あとライスセンターの電気代も高騰しているということのごさいますので、こちらに対する助成。また畜産農家への飼料高騰への助成ということで予算化したところのごさいますので、今後もその時々々の状況を鑑みまして、農家の皆様が安心して経営に取り組めるように検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ごさいますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） ありがとうございます。

続きまして、3つ目の質問ですが、ドローンによる薬剤散布への補助ということで、最近やっぱり高齢化、だんだんしてきまして、今ですと皆さん、職員の皆さん知っているかどうか分かりませんが、薬剤散布するのに機械を背負って、約20キロぐらいあるんですけども、それを田んぼ中背負って薬剤散布するわけなんですけど、そういったものは高齢者になってくると機械自体が20キロぐらいあって、あと足場がちょっと悪いようなところを歩くものですから、そういった方々のためにもこういったドローン等できる範囲の、スマート農業ですと大型機械が入ってくるということで、田んぼの基盤整備等も進んでいないので、そちらはスマート農業のほうはまだまだ先のことなんですけど、ドローンに対しては東白、矢祭、また埜、あと近隣ですと中島辺りでもドローンに対する助成が出ているということをお聞きしておりますので、矢吹町としてはそういう農業、また高齢者の方々のために補助金等助成できないかお伺ひします。

○議長（角田秀明君） あの、1回目の答弁でそこを答弁してはいますけれども。

再度じゃ聞きますか。

ドローンによる農薬散布等への助成やライスセンター、最後に載っていますけれども。

○6番（鈴木浩一君） すみません、じゃ分かりました。はい、撤回します。

○議長（角田秀明君） じゃ、質問を変えてください。

○6番（鈴木浩一君） はい、それでは、高齢者問題のほうに進めさせていただきます。

1つ目の質問で、矢吹町において認知症高齢者はどれくらいいるかということをお町長のほうより答弁いただきました。それで介護認定と、こっちの認知症のほうの点数づけと言ったらちょっとおかしいかもしれませんが、自立からⅠ、Ⅱa、Ⅱbとありますけれども、認定を受ける際には、介護認定と認知症の一体的な行政手続ということで、どの程度までの自立からどの程度のあれで一緒に手続できるかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（角田秀明君） あの、何か把握していないものですから、ちょっと再度質問を。

○6番（鈴木浩一君） 介護認定と認知症の一体的な行政手続ということで、認知症の症状を有さないが自立からⅠ、Ⅱaとこれ8つの段階があると答弁であったんですが、その中で介護認定と認知症の一体的な行政手続

をするのに、認知症の方はどの程度のこれ認知度があれば一緒に手続できるのか、お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

認知症のある方の捉え方ということで、Ⅱa以上の方を認知症状のある方と捉えております。

○議長（角田秀明君） 理解しましたか。よく分かりやすく質問してください。

○6番（鈴木浩一君） その中で、8段階ある中で、認知症と介護認定、これを一緒に手続するには、これⅡaの段階で手続できるのか、それとももう少し重い状況にならないと手続できないのか。その辺をちょっと。

○議長（角田秀明君） 大丈夫か。答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

介護保険制度の認定申請につきましては、認知症があってもなくても申請できますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 答弁の中で、いろいろなサポート体制を取っているということで、病院関係、また中学生等に認知症について理解してもらうということで、「サポーターとして地域で認知症の方々の支えとなっていただくことを目的に」とあって、「毎年200人から300人の参加をいただいております」とありますが、これ町でやっている行事の中ですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポート養成講座でございますが、こちらは地域包括支援センターが中心になりまして、認知症支援担当職員という者がおりまして、中心となって開催しております。

〔「矢吹町、町ですか、これは町で」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 地域包括支援センターでございます。はい、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 最後になりますが、認知を持った方々でも、家族がちょっと人目を恥じらうというか、そういったもので登録しないような人は町にもいるかと思うんですが、そういったものに対しては町で把握しろと言ってもこれは難しい話なんですけれども、こういった人たちがもし矢吹町にいた場合、今後どういうふうな、そういう人がいますよというのを他人から聞くのか、それともケアマネジャーじゃないけれども、保健

婦、ヘルパーの人たちが地域を巡回してこういう人がいますよというのを聞くのか。その辺というのは町として、そういう方々いればどういった対応で知ることができますか。ちょっとお聞きします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

実際に介護保険サービス等に抵抗のある方おられます。人に世話になるのは抵抗あるといった方もございますが、まずは地域、民生委員さんだったり区長さんに相談していただいて情報収集、あるいは地域包括支援センターのほうに相談していただければなというふうに思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 介護福祉行政として認知高齢者の方々へGPSの準備等一部助成は考えているかということですが、2番の質問ですが、これ今ですとスマートウォッチ、ああいったものにGPS機能がついたり、先ほど答弁にあったように靴にもつけられるということなのですが、町で今回2名の方が行方不明になりましたけれども、そういったものを町で準備してある、あるいはその申込みがあればすぐに提供できますみたいなものというのは用意してありますか。ちょっと伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたしますが、GPS機能を持った腕時計というものにつきましては個人での対応というふうになりますが、今、本町におきましても子供や高齢者というところで見守りシステムについて導入の検討を進めておりますので、ご理解のほど、よろしく願いたしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 質問ではないんですが、この認知症に関して、神戸市の神戸モデルというのがありまして、これホームページ等で見ましたら、そういったGPS関係のやつを取り入れて認知症になった方には4つの安心が受けられますということをいろいろ載っておりますので、そちらのほう一応参考にさせていただきまして、こういったGPS関係も取り入れていただければと思っております。

すみません、もう一つ。

あの、付随してなんですけれども、今月号の社協だよりに認知症の資料が入っておりました。その中で認知症の利用届出、こういったものというのは役場のほう、福祉課さんのほうと、社協さんのほうでこれ別でやっているんですか。

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 社協だよりは社協のほうのやつでやっておられると思います。

〔「ああ、そうですか。分かりました」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 社協のほうへ相談していただければ。

〔「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質問よろしいですか。

○6番（鈴木浩一君） はい。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、6番、鈴木浩一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたします。

再開は3時40分からです。よろしくをお願いします。

（午後 3時24分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 3時40分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

◇高久美秋君

○議長（角田秀明君） 通告6番、3番、高久美秋君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、大きな項目2つありまして、1つ目、町営墓地に永代供養墓の必要性について。

質問の目的は、永代供養墓の必要性を感じることから対策を講じてほしいため。

質問の背景。

先祖代々続くお墓を大切にするという文化を長く育んできた私たち日本人。お盆やお彼岸のときには、お墓参りのために家族が集まることも多く、お墓というのは家族をつなぐ場でもありました。

ところが、少子高齢化や核家族化の進む現代では、価値観の多様化によって、お墓を持たないという選択をする方もいるようです。

例えば、生涯未婚で独身でいる方や、結婚しても子供を持たない家庭が増加しております。

また、お墓の後継がいても、子や孫の代まで、お墓の管理を負担させたくないという思いから、墓石を持たない永代供養を選択するケースが増えています。

以下の点について伺います。

まず、1つ目。

今後、町営墓地である西山霊園に永代供養墓を造る考えはないか。

2つ目として、町営墓地は、永代供養となっているが、貸付になっておりますが、貸付期限を設けて、例えば十七回忌とか三十三回忌までとし、その後は合祀されて、これは骨を一緒にするという意味です。合祀されて、他の遺骨とともに永代供養墓などで供養されるという考え方はどうでしょうか。

3つ目としまして、日本では、散骨自体が違法とされているわけではないものの、その方法が明確に規定されているわけではありません。散骨に対する近隣住民とのトラブルにつながるリスクがあるようです。

本町では、散骨に対しての規制はあるのか伺います。

2つ目として、農業の現状と対策について。

目的は、農家への救済措置を講じてほしいため。

質問の背景。

農業生産コストが急上昇する中において、支払いが滞っている農家が増えていると、本町の農業資材屋さんのお話です。それと、この異常なまでの気温です。農家の方は、この暑さの中で頑張って管理していますが、限界を超えていて、目指す収量には届かないようです。

水田に関しては、羽鳥用水の方が心配です。初めの通水の時期が遅かったのと、水がなくなるのが少し早過ぎました。このことにより、田植えが通常より2週間から3週間遅れて、分けつが取れない細い株らのままです。最後の水もあと1週間、よくいえば10日欲しかったと思います。通常なら、水を切ってから雨が何回か降るのですが、今年は雨もあまり降っていません。相当の収量減になると思われます。

そこで質問します。

このような状況の中、今後どのような支援策を考えているか伺います。

2つ目として、羽鳥ダムの水不足に対して、町の支援策として、ボーリングを下ろして水の供給をするというのはどうでしょうか。

この2つに対して答弁をよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、町営墓地永代供養墓を造る考えについてのおただしであります。

近年、少子化や核家族化、単身世帯など生活環境等の理由や、お墓を継承する方が子や孫に負担をかけたくないなど、いわゆる墓守することができない方が、年々増加傾向にあると感じております。

本町においても、墓守できる方がいない等の理由により墓地を返還する方が近年増加しております。ここ数年は、年平均で3区画程度、墓地の返還があり、町営墓地の開設当初から返還された墓地区画の合計は29区画になっております。

議員おただしの永代供養墓の設置につきましては、お墓の継承者が不要であることや、宗教、宗派を問わず利用できること、お墓を建てる費用や維持管理が軽減できることなどの利用者のメリットが考えられます。

一方で、お墓を継承できないことや、一度合祀すると遺骨を取り出せないなどのデメリットも考えられます。このようなことから、永代供養墓の設置につきましては、慎重に扱うべきものと考えておりましたが、ご家族やご遺族から多くの要望が寄せられた際には、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町営墓地の貸付期限の設定や、その後の永代供養墓などでの供養についてのおたただしですが、本町の町営墓地につきましては、住所または本籍が矢吹町にある方に、1区画単位で貸付けをしております。

貸付料につきましては、住所が矢吹町にある方は、1区画につき30万円、住所が町外で、本籍が矢吹町にある方については45万円となっております。

西山墓園につきましては、町民の要望により、昭和45年3月から使用開始しており、貸付料は工事原価と管理料を足した額により設定しているところであります。

また、貸付及び管理期間につきましては、無期限で、使用者より返還されるまでとしております。

議員おただしの貸付期限の設定等をいたしますと、貸付期限を迎えた際に、継続して貸付け希望する場合には、再度手続や貸付料の納付など新たな負担を増やすこととなりますので、期限を設けることは、現時点では考えておりませんが、ご要望が多くあれば、永代供養墓の設置と併せて検討をしてみたいと考えております。

また、永代供養墓につきましては、さきに答弁したとおりであります。

今後も、町営墓地を利用される方が気持ちよくお墓参りできるように、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えます。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町での散骨に対する規制についてのおたただしであります。

本町においては、散骨に対しての規制は設けておりません。また、散骨に対する住民等からの問合せや、散骨を実施したという情報や、トラブル等についても確認しておりません。

なお、近隣市町村につきましても、散骨に対しての規制やトラブルはないことを確認しております。

散骨に関しましては、法務省及び厚生労働省の見解では、法律の対象外として、墓地、埋葬等に関する法律で禁止する規定はないと示していることから、町といたしましては、故人やご遺族の意思を尊重するものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業の支援策についてのおたただしであります。

現在、農業を取り巻く状況につきましては、天候不順による異常気象や不安定な世界情勢の影響により、燃料、パイプハウス等の農業資材、肥料代や飼料代、農業機械等、様々な物資について急激に価格が高騰していることから、農家の皆様の経営状況が圧迫されていることについては、十分に承知をしているところであります。

鈴木浩一議員の答弁と一部重複いたしますが、町では、これまで農業者の支援策として、令和3年度は、当時コロナ禍の影響により飲食店の営業自粛が続いたことから、主食用米の需要が大きく減少しまして、米価が大幅に下落したと。これについて、町独自の緊急対策として、翌年度の水稲種子、米のみみです、種です、これを購入代金の2分の1の助成を実施いたしました。

令和4年度には、肥料高騰対策として、社会情勢の不安定化による農業経営圧迫を考慮し、農家の経営継続

を支援するため、水稻農家へ10アール当たり1,500円の助成を実施しております。

令和5年度につきましては、国や福島県でも肥料高騰対策を実施することから、町の資材高騰対策として、農業生産資材等の高騰により打撃を受けている農業者の営農意欲の向上を図り、農業経営の安定化を促進するため、水稻農家への助成を予定しております。

また、農業経営収入保険加入のための補助や、堆肥活用による補助など、その時々に合わせて、効果が高まるような様々な農業支援を、町独自の対策として取り組んでまいりました。

なお、今年度につきましては、記録的な猛暑と水不足により、米の収穫量の減少や品質の低下が懸念されますが、現時点では、本格的な収穫時期を迎えていないということから、影響の度合いが見えない、まだ見えないということがございます。不透明な状況であります。

また、9月8日にJA全農福島より、JA概算金として、中通り産コシヒカリで、前年から1,800円上昇の60キロ当たり1万2,400円等が示されたところであります。

今後の収穫状況や米価等を注視し、町内両JAや関係機関と情報共有を密にして、農家の皆様の経営に大きな影響が生じる場合には、新たな農家支援策について、これは国・県とも、よく見ながらでありますけれども、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、羽鳥ダムの水不足についてのおただしであります。羽鳥ダムの貯水につきましては、ダム周辺の降雨や冬期間の積雪が少ないことや、梅雨時期に雨が降らない等の理由により、十分な水量が確保できない等、近年の異常気象による水不足が農業者にとって悩みの種となっております。

このような状況の中、矢吹原土地改良区では、水不足の対策として、用水の通水時期を遅らせることにより貯水量を確保するとともに、水田への通水制限を設ける等の対策を行っております。

鈴木浩一議員の答弁と一部重複いたしますが、本町では、近年の水不足に関する問題については、これまでも年に数回開催される国営土地改良事業の関連会議の席上において、また、8月16日には、矢吹原土地改良区とともに羽鳥ダムの用水幹線流域の現地確認を行いまして、再度、施設管理者である国、ここが大事なところ。施設管理者は国であります。国に対し、土地改良区とともに、羽鳥ダムの水不足に対する抜本的な対策の検討を求める提言をいたしました。

国営隈戸川農業水利事業として整備された鳥羽ダム、この事業として整備されたわけです。鳥羽ダムのその水不足問題については、その年の降雨、降雪に大きく影響されること、こういった自然条件、今年、様々、マスコミでは日照りとか言われましたが、非常に大きな課題として、ダム関連施設が老朽化していること、そして、ダム施設の取水口に構造的な問題があること等、ダムの関連施設自体の老朽化であったり、あるいはダム施設の、あるいはそこからの関連施設について、例の2.6メートル直径のパイプを通した後の東日本大震災で、大変大きなダメージを被っていると。そんな、実は全貌もよく分かっていないとか、非常にその後のメンテナンスであるとか、それについての大きな構造的な課題があります。これは、容易には解決できない課題であるというふうに、関係者としては認識しております。

ここは、ご理解いただきたいのは、天気だけの問題ではないんです。

例えば、あるのは、羽鳥ダムが震災の後は80%しか水が貯水できない。これは防災のためであります。その80%の水を、それでも何とかうまくいっていたのは、例えば雪が降って、大きな雪が羽鳥ダムの周りにいっば

いあったのが、このところなかなか雪が少なく、雪はご存じのとおりかもしれませんが、だんだん時期がいくにしたがって、2月、3月、4月と、どんどん解けていって羽鳥ダムの中に水が貯水され、そして、そこが減っていくのをカバーしてくれるという、非常にうまい構造になっていたわけですが、その雪が、今、ドローンで見ると、例年に比べて非常に少ない。だから、言わば、補給してくれる水が、雪がない。それから、その後に、雨もなかなか降らないという課題があります。恐らく、これは気象関係者によると、来年も同じようなことが起こる可能性があると言われております。

ただ、それは、であれば何をするのかと言ったら、我々フロンティア祭りのとき、私はフロンティア祭りでご挨拶しましたが、みんなで雨乞い踊りでもやるしかないのかとそんな話でありまして、やっぱり雨が降ってくれるかどうかという話と、あとはダムのところにどれだけ貯水ができて、ダムの水をどれだけ有効にこちらに流してこれるかという、そういうインフラの問題等、様々な課題があります。

その中で、非常にこれは大きな話でありまして、しかも、あの遠い距離を、あれだけの水を須賀川、そして鏡石まで、あるいは神田までずっと流す話でありますので、これだけの問題を解決することについては、先ほどの国営事業として、どれだけきちんとした認識と覚悟を持ってやっていただけるかと。

県も、また我々も、我々というのはいろいろ意味あります。だからよく言われるのは、私は矢吹原土地改良区についても責任を持つ立場でありますので、その皆様が認識を一致して取り組まないと、これは無理です。それだけ大きな課題だと思っております。

その中で、議員おただしのボーリングによる水の供給であります、恐らくよくご存じかと思いますが、例えば今回の場合、水が不足したある地域でボーリングを行って、じゃその水をといっても、それは非常に限られた量の水しか供給できない。かつ、それはこの土地改良区のほうであっても受益者がいて、その一部の受益者に対してボーリングを行って利益を与えるということが、町はもちろん無理だし、土地改良区としても、非常になかなか難しいことがあります。

そういう中で、ボーリングの水の供給というのは、非常に気持ちは分かるんですが、この広大な受益地に送水する施設の整備となりますと、そのボーリングは、一体、何か所やったらいいのかと。そのお金は、全部土地改良区の、今、ただでさえ非常に高い土地改良区の賦課金に跳ね返ってくるであろうと思われまますので、ますます農家の後継者の、農家を継いでいくという意欲をなくしてしまうであろうというふうに思われまますので、気持ちは非常に分かるのですが、非常に現実には難しいのではないかと思います。

これは、町がやるのは、もちろん全然見当違いだし、そしてまた、土地改良区がやろうとすると、一部の受益者にだけやるということなので、非常に課題が残るかと思えます。

ちょっと説明が長くなりましたが、議員おただしのボーリングによる水の供給であります、水不足対策としては一定の効果があると思えますが、広大な受益地、非常に広大です、に送水する施設の整備、これも大変です。

それから、費用面において、農業者の皆様にも新たな負担が生じ、先ほどの賦課金の話、その他等の課題があると思われまます。

町といたしましては、羽鳥ダムを所管する国へ水不足の早期解決のために、福島県や土地改良区、関係自治体と連携し、様々な提言や協議を継続して行ってまいります。今、いろいろどういうやり方がいいのかという

ことについて、幾つか検討しておりますけれども、ただ、それも相当お金がかかる話となれば、すぐにできることではないとは思っています。

ただ、農家の方々を絶望させるわけにもいかないので、どういうふうにするか大変悩ましいところではありますが、そういった検討を今しているところでもありますので、その辺も含めて、ご理解とご協力をお願いできればというふうに思っております。

以上で、3番、高久議員への答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

それでは、お墓のことからちょっと再質問させていただきます。

現状としては、墓守をすることができない方が年々増えているという状況のある中で、永代供養墓設置につきましては、ご家族や多くの遺族から要望が寄せられた際に検討してまいりますということですが、これではどういう状況になって、誰が、どういう要望が寄せられた際と認識すればいいのでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

西山墓園における合祀としてのお墓造りでございますが、今のところ、会葬、墓じまいという形でのお話でしか承ったことがございません。合祀、併せてそういった永代供養墓についての要望が、その家族であったりから上がってくる状況が今ないものでございまして、それが上がってきてからということでございます。

ご理解いただければと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） それでは間に合わないんじゃないかと思っております、実際には、私のところに話が来たときには、もう既に役場の方にも言っているんですけども、なかなか話が進まないということで、これをちょっと聞いてもらえないかということで、今回の質問に至っております。

また、永代供養墓、これは合祀するというのは前提ではございませんで、合祀してもいいんですけども、お墓、お墓によって、いろいろな永代供養墓のやり方がありまして、別に合祀しなくても、一つ一つロッカーをつくっておいてというやり方もありますので、その点は皆さんがやりやすいようにやればよいと思っております。

ただ、これは要望があって、私はここで質問しておりますので、なるべく前向きな返答をいただきたい。もう一度お願いします。

○議長（角田秀明君） 同じ質問をもう一度お願いします。

答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

町として、要望という形で受けたことはございません。あくまで、そういったことも将来必要になってくるかもねというようなお話を受けた、そういうお話はありますけれども、要望としてはなかったもので、今回、このような答弁とさせていただきます。

要望が上がってきた後に考えたいというふうに思いますので、ご理解とご協力お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。

私、議員になって勉強不足で申し訳ないですけども、その要望というのは、どういう形ですればいいんでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

要望の形といたしましては、要望書というところだけでなく、今回、家族が亡くなった、先祖代々のお墓がある。そういったものを守っていくことができない中で、何とか町のほうで永代供養とか、そういった形での供養ができませんかという相談といいますか、そういう形で町に望む声というところを受け取った際という解釈とされますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 私、今回の質問で、主題に、町営墓地に永代供養墓の必要性についてという、これは要望はついていませんけれども、要望なんですけれども。

○議長（角田秀明君） 議員は要望質問できないので。一般質問は。

○3番（高久美秋君） 分かりました。

町民からそういう要望があったので質問しておりますので。課長は聞いていない。前向きな答弁をいただければ、私も……。

○議長（角田秀明君） 質問してください。いいです、続けて。

○3番（高久美秋君） どうにか前向きな答弁で、これでいくと、何か継続審議みたいな話になっているので、造るかどうか前向きに検討しますと言っていただければ、大分……。

[「はできないから」と呼ぶ者あり]

○3番（高久美秋君） それはそうなんですけれども。

[発言する者あり]

○議長（角田秀明君） 質問していただいて。

だから、町のほうは、それによって今度考えますということなので、質問しないことには答弁できないので、質問してください。

○3番（高久美秋君） 町民の方に、永代供養墓の必要性について要望がありましたので、ここで、もう一度答弁をお願いします。前向きな答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 造るかどうかは町のほうの考えだから、それは、今、言ったように継続審査とか何とかということではなくて。

答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の質問にお答えいたします。

要望を受けての質問だということですので、後ほど、具体的に、どこのどなたがそういう要望をしているというようなことをお話いただければ、私のほうでも丁寧に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 丁寧に対応してくれるということなので、ありがとうございます。今後とも相談しますので、よろしく願いします。

続きまして、永代供養墓ではなくて、町営墓地に対して、無期限で、使用者より返還されるまでとなっておりますね、町営墓地は。そうしますと、家族から返還する旨がない場合は、これは撤去できないようになっております。この状況だと、どんどんお墓が増えていきますよね。ましてや、独り暮らしの方で、誰も墓守する人がいなかった場合は、どんどん増えると思うんです。であれば、最初から十何回忌まで、あとは墓じまいしてくださいという契約もあるのではないかと、こういう質問をしているんですけども。

最後に、要望があれば、永代供養墓の設置と併せて検討するとなっておりますけれども、金額面でも、大分、期間を設定すれば、お金も変わってきて町民に優しい墓地になると思うので、その辺の検討を、もう一度あるかどうかをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の質問にお答えいたします。

高久議員のおっしゃっている相談をしている方のお気持ちというのも、十分理解するものでございますが、一方で、一度その負担金を収めれば、ずっとそういったお金の負担をしなくて済むという方のほうが、正直多いと思っております。逆に、期限つけてくれというようなお話をいただいたことが、ちょっとなかったものだから、そのような方のほうも考えていかなくちゃいけないと思います。

ただ、なお、どうしてもその返還をしたい、途中で墓じまいをしたいとかというお話につきましては、きちんとそのお墓を整理して、整理といいますか、きれいにさせていただいてお返しいただくという形で、ご遺族の

方の考えに基づいて対応はしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 私は、実は、お金の問題なんですけれども、貸付料30万、本籍地があつて住んでいない方は45万、これは相当高いと思つているんです。でも、実際には、普通のお寺さんに入ると、やっぱり管理料も取られますから、これ以上にはなつてくるんですけれども。ただ、普通のお墓に入らないで町営墓地に入るという方のことを考えると、やはり、もう少し値段を安くしたほうがいいんじゃないかと思つていて、それで町のほうとしても、このままいけば、どんどん、今度お墓の造成もしますよね。そういうこともあるので、お墓に期限を切つて合祀するような方向であつて、値段ももっと安くしてくれれば、もっと使いやすい墓地になるんじゃないかなということ質問しておりますので、その辺の考えをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

正直申し上げまして、今までそのようなお話を受けたことがございません。

これまでも、負担金によって納めていただいている方が100%利用されている方、そのような状況がある中で、利用料金策定に当たっては、その工事費とかそういったものを反映させていただいておりますが、課題として、今後、ちょっとその料金体系、料金については検討してまいりたいと考えております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。

続きまして、散骨について再質問させていただきます。

今後、いろいろな人が出てくると思うので、散骨に対しては、先ほどの答弁にありましたように、国でも法律の対象外ということで、ほぼ散骨は自由になっているんです。骨は砕かなきゃいけないんですけれども。ということは、庭にまいても、山にまいても、川にまいても、池にまいても、全然オーケーになっているんです。これは、宗教上の理由から、そこを規制することは、ちょっと国としても、宗教の自由ということから、これは自由ですとなっているんですけれども、実際、これは観光地だったり、観光で海でみんな海水浴しているところで散骨されてもということで、それはまずいでしょうということで、条例をつくつて規制していたり、あとは、山にまくというもの、いろいろな人がいて、ほかの人の山に投げてもこれ問題ないんですよ、実は。埋めると罰則になります。でも、まく分にはどこでもいいですよ。

そうすると、やっぱり近隣の住民にとっては大変迷惑な話になってくるんじゃないかなと思つて。問題が起きる前に、条例で規制というか、場所を提供する、そのほうが優しい対応なのかなと思つて、今回、提案させていただきました。

というのも、私、これは、大体、規制で縛つて散骨しちゃいけないと言うと、やはり、これは法律はそうならないよと言う方がいるので、実際には、じゃ本当にお墓に入りたい人もいるはずなんですけれども、

やっぱりお金の問題とか後継者の問題とかがあって、やはり散骨するしかないような人も出てくると思うんです。今後。

それを鑑みると、町で、ここに散骨してくださいという場所を提供してくれたほうが、私は優しいんじゃないかと思って、今回、提案していますので。散骨は考えていませんという遺族の意思を尊重すると書いてありますけれども、そこはやっぱり矢吹町として、近隣住民の迷惑にならないような場所を提供して、散骨する場所を提供してあげたほうがいいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の質問にお答えいたします。

トラブルのお話とか、そういったところを受けておりませんし、個人の弔い方として、やはり、そこは我々町としても、法律で規制もない中で、慎重にならざるを得ないというところでございますので、くれぐれも慎重に考えていきたいというところで、ご理解いただければと思います。

○議長（角田秀明君） 質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁ありがとうございます。

今後、トラブルが起きる前に慎重に考えていただけるということなので、これはいろいろな人が出てくると思いますので、今後、慎重に考えていってください。よろしくお願いします。

続きまして、農業問題に関してなんですけれども、実際、今回、本当に肥料、いろいろな面でランニングコストが上がってしまったので、今後、来年の作付とか、こういうものに関して資金繰りがちょっと間に合わない農家さんがいると聞いております。

そこで、追加支援とかつなぎ融資なんかはあるのかどうか伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業進興課課長、鈴木辰美君。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の質問にお答えいたします。

先ほども答弁しているとおりなんですけど、今後も、その時々状況に応じまして、新たな支援策については検討してまいりたいと考えております。

なお、つなぎ融資につきましては、町で、つなぎ融資はできないかと思っておりますので、そちらにつきましては、JAさんとか、日本政策金融公庫さんとか、そういうところで、つなぎ融資のほうはご利用いただければと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、今後、農業経営は大変だということで、新たな農業支援策について検討

してまいりますとなっていますけれども、この新たな農業支援についてお聞きします。

これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業進興課課長、鈴木辰美君。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、鈴木浩一議員の答弁でもありましたように、ドローンについての農薬散布等への助成という話もございました。また、ライセンス取得についても今後検討したいと思っております。

なお、農家の皆さんが、どのような要望があるのかというのを伺いしながら、関係するJAさんとかと協議して、今後の検討策については検討してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

前回の農家支援策として、米価下落対策種子購入補助金、これは2分の1やっていたいただきました。でも、全町で見ると150万弱ぐらいなんですよ、違いますか。

○議長（角田秀明君） 1,000万単位だよ、高久君。

○3番（高久美秋君） ちょっと待ってください。これ、ちょっと持って行っていいですか。すみません、ちょっと聞いていいですか。じゃ、これは事務報告書の中で……

〔「何ページですか」と呼ぶ者あり〕

○3番（高久美秋君） 7の4の部分で、これ141万1,000円になっていますけれども。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業進興課課長、鈴木辰美君。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

そちらの事務報告に載っている数字ということでございますが、そちらにつきましては繰越し分だけの数字でございますので、令和3年度中に1,100万円ほど支出してございますので、合計で約1,200万円ほどの種子購入代の補助をしてございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） すみませんでした。勘違いしました、申し訳ございません。

続きまして、羽鳥ダムのほうの質問にします。

この中で、この羽鳥ダムというのは、雪と雨が降らない場合は、もともと水が足りない状況。これは最初か

ら、もう造った時点で分かっていたことなんですよ。でも、最近の異常気象の中では、もう全然水が足りない。国営土地改良事業関連会議、これはどういう会議になるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業進興課課長、鈴木辰美君。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、年に数回開催されておりまして、国営限戸事業の今後等について議論する会議となっております。連絡会議とかそういった形で年に数回開催されております。私がそちらの会議のほうに出席して、発言をさせていただいているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） この会議の中で、抜本的な対策を検討することなんですけども、これは具体的には、課長、どのような対策を要望しているか、言える範囲でいいので教えていただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業進興課課長、鈴木辰美君。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問へお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、先ほども答弁でもありましたように、羽鳥ダムの降雨、降雪によって大きく影響される面ですとか、あとダム施設が相当老朽化しているということでございます。

また、取水口の構造的な問題ということで、先ほど答弁させていただきましたが、こちら、私も8月16日に羽鳥ダムの現地を確認させていただいたところでございます。

その中で、取水口付近に相当土砂の堆積等も見受けられましたので、そういったものについて、国のほうで改善できませんかというようなお話をさせていただいているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

いずれにしても、相当のお金もかかってきますし、時間もかかると思います。

この課題に対して、早期解決というのとはできないとは思っているんですけども、福島県や土地改良区関係者団体、関係者自治体との様々な協議を継続してとありますが、これも農家の方にも話合いに交ざっていただいて、どうしても資金問題も出てくると思いますので、やはり、そこも大事にして長期的な考えで、ダムの補修なり、用水の改修なりを考えていただいて、持続可能な農業政策をやる必要に迫られていると思うので、地権者農家の方の話合いも入れてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 高久君、質問の内容が、農家の代表を入れてくれと、町長だけれども、理事長というの

は農家の代表なんじゃないの。

今日答弁しているのは、町に質問しているけれども、この農業問題というのは改良区の問題であって、国営でやったところの羽鳥ダムの問題だから。ただ側面的に、農家の人たちだけが支払大変だということで、国が何分の1とか、県とか、そういうことで行政も入ってやっているからだけれども、質問の内容が、土地改良区の問題とまた別にしてもらわないと。たまたま町長が理事長やっているからだけれども、理事長は農家の代表のところていろいろな話を、代表して話ししていると思うんです。

だから、今質問していることは、町に質問することじゃないと私は思うんですけども。私が口を挟んで申し訳ないですが、質問の中に。

○3番（高久美秋君） 私は、町がどういうふうな支援策をやるか、この国営土地改良事業の関連会議は、課長が出ているので、そういう意味で質問しています。

○議長（角田秀明君） 課長は、町長の代理で出ているんですよ。

○3番（高久美秋君） ああ、そうですか。

○議長（角田秀明君） 何だ、ああ、そうですかと。当然、今だって質問しているのは、本来は町長が答弁するところを、担当課が分かるからと、質問してやっているんですよ。

○3番（高久美秋君） 町長の代理として出ていらっしゃるので、町の支援策がどうなんだ。町としては、関係団体と土地改良区と福島県とかで協議しながら、この問題を解決すると言っているのだから、今後は、やっぱり農家の方も入れて話ししたほうがいいんじゃないですかということをご提案させていただいたので、答弁お願いしたいんですけども。

○議長（角田秀明君） この会議に農家の人も入れろという意味でしょう。国営の会議に。

○3番（高久美秋君） いや、国営の会議には行けないでしょうけれども、その前段階で。

○議長（角田秀明君） 鈴木課長のほうから、また丁寧に説明してもらいますので答弁を求めます。

鈴木課長。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちら、国営限戸事業の関連会議につきましては、改良区の役員の方も当然、出席されていたりとか、改良区の事務局も出席されておりますので、私ども、農家の代表の方にも、ある程度話は伝わっているのかなということをご認識してございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、3番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問を打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じます。これにて散会をいたしたいと思います。
大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時35分）

令和5年9月12日（火曜日）

（第 3 号）

令和5年第439回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年9月12日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第30号・第31号・第32号・第33号・第34号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

陳情第12号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君

保健福祉課長	山野辺	幸徳	君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木	辰美	君
商工観光課長	柏村	秀一	君	都市整備課長	有松	泰史	君
上下水道課長	西山	貴夫	君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部	正人	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	生涯学習課長	渡辺	憲二	君
子育て支援 課長	小椋	勲	君				

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより昨日に続きまして一般質問を行います。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

9月の議会に通告しました一般質問の通告について、これから質問をいたしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

一番最初には、令和4年度の決算についてということで質問をいたしたいと思ひます。

質問の目的でございますが、令和4年度の決算が、住民に対しての説明責任の履行と、効率的、適正な予算執行がなされたかについて明らかにすることにより、住民福祉の向上と効果的な財政運営に寄与したいという目的でございます。

質問しようとする背景、経緯等でございますが、決算内容を見ますと、補助事業費が少なく、単独事業費が5億8,175万3,000円となっておりますが、これらについて、主な理由と単独事業の内容について明らかにしていきたいと思ひます。

それから、2番目では、3月の補正予算の審議の内容と本決算の内容に差異があるので、説明を求めるといふことで、令和5年3月の議会で、3月の補正予算補正額が2億2,931万1,000円、補正後の予算が92億3,851万円、繰越明許費が9,931万1,000円で議決されておりますが、本決算においては、予算総額及び繰越明許費に差が出ているので、その経緯について明らかにしていきたいと思ひます。

3番目でございますが、温水プールのろ過装置改修工事について、議会答弁で4,620万円としましたが、債務負担行為限度額で5,800万円となっておりますので、これらの経緯を明らかにしたいということでございます。

質問事項でございますが、背景とダブるところでございますが、令和4年度決算について伺うと。主として、主に令和4年度の投資的経費の補助事業及び単独事業について、それぞれの事業費の多い5事業について、実施内容と計画、実績、その評価について数値を用いて伺い、実質単年度収支及び実質公債費比率との関係があ

るのかを伺う。この公債比率の公債という漢字、間違っておりますが、訂正していただきたいと思ひます。

2番でございますが、2つ目でございます。令和5年3月議会で、3月補正予算補正額が2億2,931万1,000円、補正後予算92億3,851万円、繰越明許費9,931万円で議決されておりますが、本決算においては、歳入合計が89億7,145万2,000円、繰越しすべき財源が4,241万3,000円と差が出ておりますので、その経緯についてお伺いをいたします。

3つ目でございますが、温水プールのろ過装置の改修工事について、議会答弁で4,620万円としたが、債務負担行為の限度額で5,800万となっておりますが、その経緯についてお尋ねをいたします。

大きな2つ目の2番でございますが、健康センターの運営でございます。

質問の目的でございますが、近年、地震災害からの復旧工事や経年劣化による設備器具の更新工事や指定管理料の増額により、健康センターの運営の費用が増大しております。また、あゆり温泉の擁壁工事等も予定されております。財政負担を少なくして、運営する温泉、プールの分割運営等について検討が必要と思われまふので、質問をいたします。

質問事項でございますが、あゆり温泉及び温水プール等に投下した直近5か年の修繕費用や設備更新費用等の明細と現在の固定資産価格を伺います。これは、今後の施設の更新等の検討材料としてお伺いしておきたいと思ひます。

2つ目でございますが、令和2年度より令和4年度の健康センターの運営について、年度別、施設別での利用、収支及び指定管理料の増額、補填金額の内容等についてお伺いいたします。これも、今後の運営の検討資料としていきたいと思ひます。

3番でございますが、健康センターの収支計画の利用者数が、計画の利用者数と実績が、差異が大き過ぎると感じております。利用者をおこな発生前まで回復する施策をどのように考えているのか、経営改善策についてお尋ねをいたします。令和2年度より4年度までの計画及び実績及び令和5年度4月から7月までの月別利用者数及び入館料の実績をお答弁いただきたいと思ひます。

大きな3つ目でございますが、学校教育の学力向上と充実についてでございます。

質問の目的でございますが、小中学生の学力向上、教育施設の維持管理の適正化を図ってきたい。それから、教育環境の整備と、統合の方針と課題の確認をしていきたいと思ひます。

質問しようとする背景でございますが、令和5年度の全国学力テストの結果が公表されました。県南地区の小学校は、国語、算数ともに全国、県平均を下回っております。中学校数学については、福島県がワースト2位になっております。中学校の国語、数学、英語で、県南地区は県平均を下回っております。抜本的な学力向上対策が必要と思ひます。

それから、2番目が、善郷小学校のプールが使用されておこなません。使用しない、できない経緯と解決策をお尋ねます。また、小学校のプール授業について、どのような対応をするのかをお伺いいたします。

3つ目でございますが、少子化が進み、各小学校の児童数に大きな格差ができて、小学校統合の声が住民の間から出ております。町としての考え方と4小学校の土地及び建物の面積及び財産価格をお示しいたいただき、議論をしたいと思います。

質問事項でございますが、抜本的な学力向上対策が必要と考えますが、令和5年度の全国学力テストの結果

をどのように受け止めているかと今後の対策についてお尋ねいたします。

2番でございますが、善郷小学校のプールが不使用、使用できない経緯と解決策。また、小学校のプール授業について、どのように対応するのかをお尋ねいたします。

質問事項の3つ目でございますが、少子化が進み、各小学校の児童者数に大きな格差ができ、小学校統合の声が住民の間から出てきておりますので、町としての考え方、4小学校の土地及び建物の面積及び財産価格をお示しいただきたい。

以上、大きな項目で3点を質問いたしますので、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。励みになります。

それでは、7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度の投資的経費における補助事業及び単独事業の事業内容についてのおただしであります。

まず、地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されますが、その中でも投資的経費とは、道路や学校、公園など資本的形成に向けられた将来に残るものに支出された経費を指し、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費がこれに当たります。

さらに、投資的経費は、国等からの補助金の有無により、あるなしにより、補助事業と単独事業の2つに区分されます。令和4年度に実施した主な補助事業の決算額を申し上げますと、放課後児童クラブ事業として、善郷小学校児童クラブの実施設委託料及び建設工事等に約2億1,000万円、主要町道道路整備事業として、町道の拡幅、舗装工事等に約1億2,600万円、農業施設災害復旧費として、令和4年3月の福島県沖地震に係る災害復旧費等に約1億500万円、農地費として、羽鳥幹線水路負担金等に約7,700万円、橋梁の長寿命化事業、橋梁を長くもたせるためという意味ですね、長寿命化事業として、橋梁の補修、点検等に約2,400万円を支出しております。

一方、単独事業につきましては、町道管理事業として、町道の舗装、補修工事等に約5,300万円、町道の除草、草取りですね、除草や敷砂利等の維持管理に約4,700万円、小学校施設改修事業として、善郷小学校体育館の屋根の改修工事等に4,500万円、健康センター管理運営事業として、空調機器設備改修工事及び温水プールろ過装置改修工事等に約3,300万円、墓園施設、お墓です、墓園施設整備管理運営事業として、西山墓園の墓地拡張工事等に2,600万円を支出しております。

失礼しました。墓園に、墓地拡張工事等に約2,600万円を支出しております。

失礼しました。西山墓園の墓地拡張工事等に約2,600万円を支出しております。

いずれの事業に関しても、地域からの要望が多く、また、町民の生活の向上に結びつく事業でありますので、町といたしましては、十分な効果があったと認識しております。

次に、これらの事業費と実質単年度収支及び実質公債費比率との関係についてであります。実質単年度収支とは、単年度収支から黒字要素である財政調整基金の利子積立額及び地方債の繰上償還額を加え、赤字要素

である財政調整基金の取崩し額を差し引いたものでありますので、歳入歳出が増減すれば、それに比例して単年度収支も増減することから、実質単年度収支にも影響を与えるものと考えられます。

一方、実質公債費比率とは、地方公共団体の地方債の返済額である公債費の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものであります。事業費の財源として地方債の借入れを行った場合、地方債の返済に充てる公債費が増えることから、実質公債費比率に影響を与えるものであります。

町といたしましては、可能な限り国や県の補助事業や交付税措置のある地方債を活用し、財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和5年3月補正予算と本決算の差異についてのおただしであります。議員おただしのとおり、令和5年3月議会において2億2,931万1,000円を増額する補正予算を提出しておりますので、3月議会後の予算額は92億3,851万円となります。

差額が発生している要因といたしましては、3月議会の閉会後に、3月24日付で補正予算の専決処分を行っていることが挙げられます。専決処分をした予算については、6月議会において報告し、承認をいただいているところであります。一般会計で約1億3,300万円を減額していることから、最終的な令和4年度の一般会計現年予算といたしましては91億483万8,000円となっております。

なお、議員おただしの歳入合計89億7,145万2,000円と予算額との差につきましては、基金からの繰入れや地方債の借入額が抑制できたため、繰入金及び町債において予算額を下回ったことによるものであります。

また、繰越明許費の差額についてであります。こちらについても3月議会で9,931万1,000円を計上し、その後、3月24日付で専決処分によって6,447万1,000円を増額し、合計1億6,378万2,000円の繰越明許費の承認を受けたところであります。最終的には、6月議会で報告しているとおり、総額1億2,803万1,000円の予算を令和5年度に繰り越したところであります。

また、議員おただしの繰り越すべき財源4,241万3,000円についてですが、こちらにつきましては、国や福島県の補助金、地方債などの様々な財源により繰り越した繰越明許費1億2,803万1,000円のうち、町の一般財源のみを指しているものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、温水プールのろ過機交換工事についてのおただしであります。温水プールのろ過機は、平成5年に開業以来28年使用してありまして、耐用年数を超過し、修理部品の調達も困難なことから、令和4年度から令和5年度における債務負担行為にて工事を実施いたしました。

工事を実施するに当たり、半導体不足により機器の製造に6か月以上必要となる見通しから、工期が大幅に長くなり、年度をまたぐ見通しであったため、令和4年度には工事費用の前金払い分の予算を計上し、令和5年度に残りの予算を計上する2年間の債務負担行為にて工事を実施しております。工事予算につきましては、参考見積を徴取の上、物価高騰による機器等の価格上昇を最大限考慮し5,800万円と見込み、債務負担行為限度額として計上しました。

工事発注に当たり、令和4年度に工事の実設計を行った結果、機器類の価格上昇は見込みより抑えられていたということから、工事設計額は4,698万1,000円となり、指名競争入札により4,620万円で工事請負契約を締結しております。

工事期間につきましては、令和4年12月から令和5年7月までの期間において実施いたしましたが、工事の

進捗状況によっては工事内容に変更が生じる可能性があったということから、債務負担行為限度額の変更は行っておりません。債務負担行為につきましては、機器の老朽化による本工事を実施するに当たり、世界的な半導体不足による価格高騰や不確定な製造期間による納品見込みの把握が困難であったことから、必要な予算措置であり、令和4年度当初予算として、令和4年3月議会定例会にて議決をいただいたものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉と温水プールの直近5年間の修繕費用、設備更新費用の明細と現在の固定資産価格についてのおたしであります。

初めに、あゆり温泉の施設維持修繕工事につきましては、平成30年度は343万9,120円。主な内容といたしまして、屋根雪止め設置工事が117万2,880円。ほか11件。

令和元年度は71万5,000円。内容といたしましては、ガスヒートポンプ空調機器の改修工事であります。

令和2年度は233万6,950円。主な内容といたしましては、玄関自動ドア取付工事が93万5,000円。ほか3件。

令和3年度は799万3,700円。主な内容といたしましては、深井戸用温泉ポンプ入替工事が385万円。男女洗い場改修工事が319万円。ほか4件。

令和4年度は3,387万100円。主な内容といたしましては、震災による災害復旧工事が1,720万5,100円、空調機器設備更新工事が1,375万円。ほか2件となっております。

次に、温水プールの修繕費用等につきましては、平成30年度は266万1,788円。主な内容といたしましては、プール室の空調機器であるエアハンドリングユニットの修繕工事が162万円。ほか9件。

令和元年度は841万5,120円。主な内容といたしましては、冷暖房設備更新工事549万7,200円。ほか9件。

令和2年度は740万3,000円。主な内容といたしましては、パネルヒーター修繕工事470万8,000円。ほか2件。

令和3年度は127万9,795円。主な内容といたしましては、採暖室壁修繕工事93万5,000円。ほか6件。

令和4年度は2,302万円。主な内容といたしましては、ろ過機更新工事前金払い分1,840万円。ほか1件となっております。

数字ばかりで皆さんも辟易するかもしれませんが、なお、1件30万円以下の軽微な修繕につきましては指定管理者が行うこととなっており、あゆり温泉につきましては、平成30年度は81万3,826円、令和元年度が90万5,243円、令和2年度は155万1,925円、令和3年度は193万5,852円、令和4年度は190万5,288円であります。

ちょっと失礼します。

それでは続けます。

次に、温水プールにつきましては、平成30年度は106万9,705円、令和元年度は92万8,822円、令和2年度は89万4,707円、令和3年度は112万7,258円、令和4年度は108万8,010円であります。

次に、屋内ゲートボール場につきましては、令和元年度は7,776円、令和4年度は8万2,500円となっております。

次に、現在の固定資産価格につきましては、町公有財産台帳より、老人福祉センターは4,139万2,560円、あゆり温泉は4,523万4,304円、温水プールは2億7,079万3,180円、屋内ゲートボール場は1,676万7,576円となっております。

今後も、各施設の修繕費用や設備更新費用につきましては、耐用年数や損耗状況を踏まえ、故障等による長

期休業など利用者へご不便のないよう施設運営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和2年度から令和4年度における健康センターの年度別、施設別の利用、収支及び指定管理料の増額、補填金額についてのおただしであります。初めに、令和2年度におけるあゆり温泉の利用者は4万5,944名、施設使用料等の収入は1,487万1,704円、光熱水費、人件費等の支出は4,676万473円となっております。温水プールの利用者は4万5,920名、収入は379万3,909円、支出は2,720万3,347円でありまして、屋内ゲートボール場の利用者は4,799名、収入は11万9,500円、支出が17万4,248円となっております。

令和2年度の指定管理料は、年度当初4,172万6,000円であり、令和2年度における矢吹町健康センターの管理に関する協定書を締結しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため3か月間休館したこと等から、支出が抑えられた光熱水費等の402万7,000円を減額する変更協定を締結しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による休館及び利用控えにより使用料収入が指定管理料算定時の見込額より予想を大きく下回ったこと等から、指定管理料とは別に1,530万円の減収補填を行っております。

次に、令和3年度におけるあゆり温泉の利用者は3万8,533名、収入が1,249万9,345円、支出が3,575万5,765円となっております。温水プールの利用者は3万6,668名、収入が507万6,704円、支出は2,127万5,554円であり、屋内ゲートボール場の利用者は4,798名、収入が4万6,200円、支出は13万7,679円となっております。

令和3年度の指定管理料は、年度当初3,841万2,000円で協定を締結しておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による利用制限等によりまして使用料収入が減少したため、340万円を増額する変更協定を締結しております。

次に、令和4年度におけるあゆり温泉の利用者は2万6,203名、収入が978万5,411円、支出は3,888万8,368円となっております。温水プールの利用者は4万8,683名、収入が520万1,974円、支出が2,862万3,250円であり、屋内ゲートボール場の利用者は4,770名であります。収入は9万8,400円、支出が25万2,435円となっております。

令和4年度の指定管理料は、年度当初4,599万4,000円で協定を締結しておりましたが、あゆり温泉が福島県沖地震で被災いたしまして、修理等で8か月半休館となったということから、温水プールの利用者の新型コロナウイルス感染症による利用控え等から、使用料収入について町が算定した収入見込額より大幅な減収でありまして、温泉宅配事業の開始、あゆり温泉リニューアルオープンイベントに関する経費など910万円を増額する変更協定を締結しております。

なお、令和4年度に実施いたしました温泉宅配事業につきましては、利用者延べ685名、料金収入が61万6,500円、トラックリース料等の支出が167万6,527円となっております。

令和3年度以降の指定管理料の変更につきましては、令和3年5月1日に指定管理者と締結いたしました矢吹町健康センターの管理に関する基本協定書の第28条第1項に責任分担について記載しておりまして、物価の変動による経費の増加が20%以上になった場合や町の指示による休館等や町の料金収入の試算に比べ20%以上の減収となった場合、別途協議の上、補償すると定めておりまして、この内容により指定管理料を再算定し、変更協定を締結したところであります。

今後も、利用者の皆様が安心して利用することができるよう、協定に基づき、指定管理者の運営の安定化を図ってまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、健康センターの利用者数について、コロナ禍前まで回復するための施策、経営改善策についてのおたただしであります。令和2年度から令和4年度の実績につきましては、さきの答弁のとおりであります。各施設の利用見込者数につきましては、指定管理者公募時の過去2年間の平均値により利用者数を見込んでおり、あゆり温泉の令和2年度における利用見込者数は年間10万9,000名でありまして、令和3年度から5年度においては、年間9万8,405名と見込んでおりました。

しかし、令和3年度につきましては、指定管理期間が5月から3月の11か月であったこと及び週休日を1日増やし2日としたことから、25%の減少を見込み、7万3,803名の利用を見込んでおりました。

温水プールにつきましては、あゆり温泉と同様の考え方。コロナの影響、その他ですね、で算出しておりました。令和2年度は7万3,000名、令和3年度は4万8,150名、令和4年度及び5年度につきましては6万4,200名と見込んでおります。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響が計り知り得なかったということから、それらの影響は考慮しておりません。

次に、令和5年度における各施設の利用者の実績及び施設使用料につきましては、あゆり温泉では年間施設使用料収入を1,968万1,000円と見込んでおりました。4月の実績が6,145名、施設使用料が117万3,600円、5月の実績は5,970名、施設使用料が110万3,100円、6月の実績が5,310名、施設使用料が99万8,900円、7月の実績は5,043名、施設使用料が93万4800円となっております。

ちょっと失礼します。

それでは続けます。失礼しました。

温水プールにつきましては、年間施設使用料は719万344円を見込んでおりました。4月の実績が2,561名、施設使用料が10万5,551円、5月の実績がゼロ名、そして、施設使用料はゼロ円、6月の実績が328名、施設使用料は5万6,800円、7月の実績は5,911名、施設使用料は81万1,700円となっております。

次に、屋内ゲートボール場につきましては、年間施設使用料等は13万8,850円を見込んでおりました。4月の実績は605名、施設使用料等は3,700円、5月の実績が296名、施設使用料等は5,000円、6月の実績は374名、施設使用料等は8,400円、7月の実績は349名、施設使用料等は7,800円となっております。

令和5年度の実績につきましては、温水プールにおいて、老朽化に伴う、ろ過機交換工事により4月8日から6月30日まで休館したため、期間中の利用者数が減少しております。あゆり温泉、温水プールとも、昨年12月に実施した、あゆり温泉リニューアルオープンイベントや、今年7月に実施した温水プールリニューアルオープンイベントによりまして、徐々にコロナ禍以前の利用者数に近づいてきております。

今までに経験のない新型コロナウイルスの流行による社会情勢の変化に加え、福島県沖を震源とした二度にわたる、矢吹は大変大きな被害を受けましたが、震災の中で運営を滞りなく続けることは大変困難であったものの、創意工夫を生かしたイベント等により、今まで利用の少なかった若年層の利用や家族連れでの利用など、新たな客層の利用が増えているのは、指定管理者はじめ関係者のたゆまぬ努力によるものと考えます。

今後も、あゆり温泉では、12月に町民カラオケ大会等、魅力ある集客イベントを予定するなど、新たな顧客の確保や、何度も足を運んでいただけるような運営に努めるとともに、温水プールリニューアルオープンイベント時に好評を得ていた水泳教室等、町民の健康増進に向けたイベントを企画し、集客に努めるところであります。

町といたしましても、指定管理者と一緒に、また、皆様と一緒に、町内に来訪された方や大池キャンプ場利用者等への周知を積極的に行う等、町の観光施設としての役割を踏まえつつ、利用者のニーズを的確に捉えて、1日でも早くコロナ禍、あるいは地震前にぎわいを取り戻すべく取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で7番、三村議員への答弁とさせていただきます。多少お聞き苦しい点がありましたことをお詫びいたします。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴においでの皆様、本当にありがとうございます。

それでは、答弁に入らせていただきます。

7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、学力向上対策についてのおただしであります。今年度4月に行われました全国学力・学習状況調査では、小学校第6学年が国語及び算数、中学校第3学年が国語、数学及び英語を対象に実施され、議員ご承知のとおり、県南地区は全国、福島県平均を下回るとの結果が公表されたところであります。

なお、各小中学校では、今回、4月の学力調査実施後、速やかに課題のある問題について学習の振り返りと補充を行ったところであります。教育委員会では、児童生徒の学習状況調査の質問項目と正答率のクロス集計結果により、授業改善に向けた3つの視点を見だし、8月29日の校長園長会において確認したところでございます。

1つ目は、「毎朝、同じ時刻に起きている」と答えた児童生徒の正答率が高い状況から、毎朝同じ時刻に起きようとする強い意志が学力にも大きく影響していると考えられること。

2つ目は、「分かった点や分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と答えた児童生徒の正答率が高い状況から、学習を計画的に振り返ることが学力に影響していると考えられること。

3つ目は、「話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりできた」と答えた児童生徒の正答率が高いことから、話し合う活動で仲間の様々な考えに出会い、思考、判断することにより、知識や理解が深まるのではないかと考えられることであります。

これらのことを踏まえて、全ての児童生徒の学力を伸ばすために、全員が主体的に学習に取り組み、学び合う授業を目指し、ペア学習や4人一組の話し合い学習を組み入れるとともに、子供の問いを大切に、また、発展的な問題を提示するなどして児童生徒の学習意欲を高め、課題を解決するまでやり抜く強い意志を育み、確かな学力を高めたいと考えております。今後も日々の授業の積み重ねを重視し、日々の授業改善への取組を小中学校で継続して行っていくことが大切であり、全ての子どもたちに、知識、理解に思考力、判断力、表現力、学習意欲を加えた確かな学力を育成するため、一方的、画一的な学びから個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと各学校と共に授業の変革に努めてまいります。

また、今年度、児童の学びに向かう力を育むために、各小学校の教室を利用した放課後学習教室の開設、夏休みに第6学年を対象とした夏期講習会を矢吹中学校で実施したところであります。放課後学習については、今年度より新たにスタートした事業であり、子供たちの学ぶ意欲の向上や学習の習慣化を主な狙いとしており、各小学校の下学年を中心とした希望する児童に対し、苦手分野の補充を行い、基礎学力の向上を図る指導を行っております。ふだんの授業とは違った形での学習に取り組むことで、自身の学習課題への気づきと学びの意欲に結びついていると聞いております。

今後も児童生徒が粘り強さや集中力、やり抜く力などの学習に向かうために必要な力をつけるためにも、日常生活や生活習慣などについて、保護者の協力も得ながら、幼保小中の連携により、子供たちの将来の夢の実現のため学力向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、善郷小学校の水泳の授業についてのおたがしであります。善郷小学校には、第3学年から第6学年が使用する25メートルの大プールと、第1、第2学年が使用する10メートルの小プールが体育館南側に設置されており、昨年度まで6月から8月の期間、全学年の児童が大プール、小プールを活用し、プール学習、水泳記録会などを実施してまいりました。

しかしながら、今年度については、令和5年4月にプール使用に向け設備の点検作業を実施したところ、小プールは支障ありませんでしたが、大プール内において、ためた水がいずれかから漏れている状況や、水質を良好な状態に保つ循環浄化装置が老朽化のため安定的に稼働することができない状況であることが判明いたしました。そのため、早急に水漏れや不具合の箇所の調査を専門業者に依頼するとともに、善郷小学校にその状況の報告を速やかに行い、対応について協議いたしました。

今年度のプール学習計画は6月から行うことで予定されており、それまでに修繕が可能なか検討いたしました。漏水箇所の確認作業は、プールの水を抜き、清掃した後にプール本体の底面、壁面、排水及び循環吸い込み部の調査を行い、不具合箇所のコーキング処理を実施し、その後、水をため、循環配管の圧力テストにより配管状態の確認を行う必要な作業内容であったこと、また、循環浄化装置の安定的な稼働のため、不具合箇所の整備に時間がかかることなどもあり、6月までに完了する見込みが厳しい状況でありました。そのため、やむを得ず、児童の皆さんが楽しみにしているプール学習を大プールで行うことは難しいと判断したところであります。

調査は現在も引き続き行っており、プール内底面の漏れはありませんでしたが、壁面には極小の穴が3箇所見つかかり、また、排水及び循環吸い込み部に隙間が見られたので、コーキング処理を行ったところであります。現在、プール内に水を約25センチため、水漏れがないか経過観察している状態であり、今後、段階的に水位を上げ、本体に水漏れがないか確認してまいります。

次に、今年度の対応につきましては、設備に支障がなかった小プールは第1、第2学年の低学年が通常どおりプール学習を実施したところであります。大プールを使用できない第3学年から第6学年については、矢吹町健康センター施設の所管課である保健福祉課と矢吹町温水プールの設備や空き状況等について協議し、その内容を踏まえ、善郷小学校とは10月以降、矢吹町温水プールが休日である毎週火曜日にプール学習を行うことで、各学年8時間の授業を実施する内容で調整を進めており、保護者の皆様にも学校を通じ連絡させていただいたところであります。

なお、今回提出しております補正予算では、善郷小学校から温水プール間の移動のため、バス借上料を145万2,000円計上させていただいております。今後、調査結果を基に設備の修繕等を検討しながら、今回プール学習を実施する屋内プールのメリットについても併せて検討を行い、児童が楽しみにしておりますプール授業に関し、例年どおり実施できるよう準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、小学校の統合及び4小学校の財産価格についてのおたがしであります。教育委員会では今年度、町立幼稚園の適正規模、適正配置の検討を行っており、小学校については、次年度以降に町立幼稚園の協議内容、方向性を十分に見極めながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

令和5年度の各小学校の児童数については、5月1日現在、矢吹小学校179名、善郷小学校421名、中畑小学校152名、三神小学校113名であり、合計865名であります。また、今後、小学校入学が見込まれる児童数については、8月31日現在の住民基本台帳を基に年齢別に抽出した人数であります。令和6年度146名、令和7年度127名、令和8年度130名、令和9年度117名、令和10年度111名、令和11年度93名が見込まれ、6年間の入学予定児童の合計は724名であります。令和5年度現在の町内小学校の児童数865名と令和11年度の比較では、141名の減となることが想定されております。

このような状況から、学校、幼稚園の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について検討する組織として、令和4年度に矢吹町学校規模適正化検討委員会を設置したところであります。

令和4年の検討委員会では、主に教育委員会から諮問しました町立幼稚園の適正な規模及び配置のあり方について調査、検討、協議を重ね、令和5年2月に答申を受けております。その内容を基に、町立幼稚園のよりよい教育環境の実現のため、令和5年4月に矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針を策定したところであります。現在、基本方針に基づき、幼稚園の再配置に関する具体的な時期や規模、配置等を示す適正規模・適正配置計画の検討を進めており、幼小連携の視点、施設の老朽化の対応、地域との関わりなど、多角的な検討をいただいております。

次に、4小学校の土地建物の面積及び財産価格であります。町有地として取得しております学校用地の面積は8万8,271.11平方メートル、建物の床面積は2万653平方メートルであり、その財産価格については、学校用地は善郷小の借地面積を除き、公有財産台帳に7億956万318円、建物は10億3,443万5,438円の財産価格として記載されておりますので、ご理解願います。

小学校の適正配置については、保護者、地域をはじめ、各世代にわたる町民の皆様からの意見の集約により見えてくる課題等の洗い出しと、その対応策が重要であると認識しており、今後、町民の皆様の意見をしっかりと聞きながら、小学校の適正化について、次年度以降、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） それでは、一番最後にご答弁いただいた教育委員会のほうからの質問をいたしたいと思っております。

ただいま、長時間にわたって丁寧なご答弁ありがとうございました。

それで、学力向上改革についてご答弁をいただきましたが、このワースト2位の結果を踏まえての対策として、生徒からの聞き取りを行った結果、一生懸命、点数の高い人の生活様式を調査して、それをモデルに学力向上に努めていきたいというようなご答弁でございましたが、教育委員会として、このことで学力向上するとお考えですか。学力向上の目標というのをどこに置いて重点事業をなさっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） ただいまの三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、教育委員会として、どのような方向性でもって子供たちの学力の向上を考えているのかというおたなしであると思えますけれども、今現在、本当に将来の行方がどうなるのか分からない、そういう時代だというふうに言われています。そういった中で、子供たちにどのような力を身につけるのか、それがやはり……。

〔「話がずれているんじゃない。答弁したようなやり方で学力は向上するのかと聞いているので」と呼ぶ者あり〕

○教育長（大杉和規君） あの、最後にでも、お話をいただいたかなと。よろしいですか。

子供たちにはその不透明な時代を生き抜く、やはり力を身につけさせていくということが学校としての使命だというふうに考えております。そのためにも、確かな学力ということで、知識、理解に含めて思考力、判断力、表現力、そして、課題を解決していこうという意欲を持って何事も当たっていける、そういった力を子供たちに身につけさせていくことが大切であるというふうに考えております。

それで、先ほどの学力向上。学力は身につけていくというふうに考えているのかということですが、もちろん教育委員会としては、子供たちに学力を身につけていきたい。そのためにも、先ほどお話しさせていただきましたけれども、授業の改善を中心にしながら日々の授業を積み重ねていくということが、学力の向上につながっていくというふうに考えております。先ほど述べさせていただいた方向性によって、授業の改善に努めていくことが学力の向上につながるものと考えておりますので、ご理解とご協力のほうをお願いいたします。

以上で、三村議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございます。

目標をどこに置いて学力向上をするのかということで、今、具体的な目標が掲げられていない。私は答弁の内容で、県で1番になるとか、全国の学力テストで中位ぐらいに、中へんぐらいまで、この矢吹の小学校、中学校の生徒の学力を高めていきたいとか、そういうようなご答弁を期待しておったのですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

先日の全国学力学習状況調査の、新聞等の報道においては、正答率について全国並びに県と比較をされております。もちろん、正答率については、高めていくということは必要なわけですが、そのためには、一人一人がどんな、今、学習の状況であるのか、そういった部分をしっかりと、やはり見極めていくということが大切であろうというふうに考えています。そのために、分析等をしながら各学校と力を合わせて子供たちの学力を高めていきたいというふうに考えております。

具体的に、どの部分まで正答率を高めていきたいというところは特に設けておりませんが、一人一人が自分の学力が高まったというふうに、こういったテスト等を通して感じられる。そういった部分を大切にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 前に学力のことで、以前に質問したときには、秋田県が1位で、秋田県の学習関係を調査しながら取り入れていくというようなご答弁が以前の議会であったと思うんですが、やはり全国1位になっている県、秋田県とか富山県とか、そちらのほうですね、そういったところの環境、ここよりも悪いような環境の中で1位になっているんですよ。塾もないような、秋田県なんかは塾がないようなところの学校がレベルが高くなって全国1位になっているというようなことで、塾があったから学力が伸びているということではないんですね。

そういったことで、やはり個人個人の特性を生かすのも大切ですが、やはり競争意識を持ってやっていかないと。今、学力競争の時代ですよ。このままいったら、矢吹の子供たちはどうなるんですか。皆さんが成り行きに任せた中で教育して行って、なかなかこう、東京の大学とか、いろいろなところに行って就職という形になったときに、底辺を支える力ではなくて、県とか国をリードする人材を育ててほしいなというふうに私は考えているわけですよ。そういった中で、そういったことで、今のままで本当にいいのかと、抜本的に対策しなくていいのかと。もっと問題意識を持って当たっていただきたいと、このように思います。

一応、これより進めてもなかなかあれですが、現場の学校の先生は大変に一生懸命やっていると思うんです。ですから、それらの関係を、4つの小学校と矢吹中学校、これらをリードしていくためにも、教育委員会の教育長さん、そして、委員の皆さんの努力、もっと目標を高く言って、まずは福島県で1番になるとか、これだけの生徒しか抱えていないんだから、逆に言えば手厚くしてあげるの簡単じゃないかなと私なんかは思ってしまうわけなんですけれども。やはりそういった面で、もっと目配り、気配りをしながらやっていただきたいと、このように思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 三村議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

以前の答弁で、秋田県の教育についての答弁があったというお話がありましたけれども、秋田県のほうは本当に、家庭での学習といったものが充実しているという部分が大きく影響しているというふうに理解しています。本町でも、学校教育だけでなく、やはり家庭との協力、そういった部分をさらに深めていく。そういった部分が大切であるというふうに、こう考えておりますし、本年度取り入れました放課後学習教室のほうは、なかなか家庭の中では子供たちの学習を見てもらえないというお家もありますし、そういったことも踏まえながら子供たちの学習習慣を身につけていくというようなことも、一つの目的として実施しているところであります。

そういったことも踏まえながら、議員おただしのように、福島県で1番になっていくというような目標も掲げたいところではありますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたが、それよりは、やはり一人一人が本当に学習に対して意欲を持って、達成できた、課題が解決できた、そういう力を日々の授業の中で培っていくということが大切なのではないかというふうに思います。

世界に羽ばたいていく、そういった子供たちを育てていくためにも、今年度、矢吹町の教育の方向性として掲げた目指す子供像は、まず、自己決定できる子供、そして、相手の立場に立てる子供、そして、やり抜く子供という、この3つを掲げております。そういった子供像に向かって、授業を通しながら、学校の教育活動を通しながら力をつけていくことが、未来に羽ばたく子供たちを育てていくことにもつながるのではないかとこのように考えておりますので、ご理解とご協力のほうをお願いいたします。

以上で、三村議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今、自己決定力の、決められる子供とか何かとありましたが、それもやっぱり平均点以上の学力がなければ、絵に描いた餅になってしまうのではないかなと私は思っています。それで、今までの方法でレベルアップが図られていないとすれば、矢吹の小中学校だけでなく周りも一緒になって競争していますから、これは大変なことだと思うというのは理解しておりますが、今までの方法で、ほかと一緒にしか行かないとすれば、別なルート、別な方法で考えるべきではないかと思えます。

例えば、学力向上対策委員会をつくって、それで町の、町内の、そういった学力関係の、そういった学力向上に対する指導的な立場にある人たちを加えた中でレベルアップを図るとか、そういう意見を取り入れながら持っていくというような形で。

今、学校では、スポーツについては先生ではなくてトレーナーというか、専門的な委員がやっていただくような形でだんだん動いていますけれども、学力についてもちょっと外からの活力を入れるべきではないかなと。今、郡山の進学塾で夏休みに夏期講習やっておりますけれども、やはりそれは、やった結果がどうなっているんだということが一番問題だと思うんですが、それらの効果については、どのような効果が出ているのかということ。結果的に、今、福島県内で県北が1位、県中が2位、県南が3位、その下というような形になっているんだから、私は成果が上がってはいないのではないかなと思っておるんですが、やはりそういったところは抜本的に考えていく必要があるのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） ただいまの三村議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

外部の人材を活用しての学力向上ということについて、いかがかというおたがでございましたけれども、今現在、地域総がかりでやはり子供たちを育てていこうということで、学校運営協議会であるとか、地域学校協働活動といった形で、地域の方々に入っていただきながら子供たちの活動を支えていただくということをしております。そういった中で、学校運営協議会の方々には授業を見ていただき、そして、その感想であるとか、ご意見をいただきながら、学校としては学力の向上、授業の改善に向けて取り組んでいるところでございます。議員おたがのように、まだほかにも町内にそういった見識をお持ちの方がいると思いますので、そういった方々からのご意見をいただけるような場面をつくっていききたいなというふうに思っております。

また、定例の教育委員会ですけれども、10月の定例の教育委員会では、三神小学校を訪問し、授業を見学させていただく予定になっております。その中で、授業改善についてもお話し合いのほう、進めていきたいなというふうに考えております。

また、夏期講習の実施上の評価はどうかというようなおたががありましたけれども、夏期講習につきましては、平成21年度から本町では実施をしていて、基礎学力の向上と中学校へのスムーズな接続といった部分を中心にしながら授業を行っております。4小学校の子供たちが同じ教室でふだんとは違う先生と一緒に学ぶというようなこの2日間は、子供たちが中学校への進学という部分を見通しながら、その中で中学校への進学について安心感を育み、そして希望を胸に刻みながら中学校へ入学していくためのいい機会になっているのではないかというふうに考えているところです。そしてまた、夏期講習の中では第5学年、第6学年の復習を中心にしながら授業を行っておりますけれども、そういったところで学び直しをするというようなことは、一人一人の子供たちの学力の向上という部分につながっているものというふうに考えております。

以上のようなことで、三村議員さんへの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 私は、地域の人たちの力ということで、学校で、周りの人たちと一緒にあって、これは生活指導とか、そういった面のところが重きを置かれているのではないのかなと思います。

学力向上専門チームをつくって取り組んだらいかがかなというようなことで、それについては教育委員会の中でも、そういったものに特化して、ある程度対策をすべきではないのかなというようなことでお尋ねしておったんですが、そのような回答をいただけなかったわけですが、そのようなことはぜひ取り組むようなことで、お願いをいたしたいと思います。

次に、プールの関係で質問をしたいと思います。

ご答弁ございました、ご答弁の中に、プール、いろいろ期間がかかるんだというようなことでのご答弁、6月から使うプールなんだけれども、修理が大変なんだというようなことでのご答弁もございましたけれども、これ、分かったのがいつで、その後、どのような修繕というか点検を行って、いつまでに直るというような、そ

った工程がどのようになっているのか、ちょっとこのご答弁の中で分からなかったものからです。

例えば、プールの水を抜いて清掃した後にというようなことで、不具合の箇所のコーティングの実施をして、水をためてと、いろいろな必要があったということなんですが、それをやったのか、そういったことがやる必要があったから6月にはできないということで延ばしたのかという、そのところがご答弁の中では、はっきりしなかったものからです、そこを伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、分かったのがいつかということでしたが、プールの開始前に、小中学校、幼稚園も含めて、4月に点検を行いました。その際に、実際に水のたまり具合が漏れているというところであったり、あと、ろ過器のほうの不具合が分かったところです。

それで、分かってからですが、まずプールに水が入っていたというところだったので、それで、どこで漏れているのかというところで清掃作業を実施しました。その後、漏れているという状況でしたので、どこからというところで調査を行っております。それで、その後に、ここなんじゃないのかというところが、不具合箇所が見つかったところがありましたので、そこについてコーティングをして、それで現在、水のほうをためて、水圧によって、また穴が広がってくるかもしれないというところがあったので、水をためた中で経過観察をさせていただいている状況でございます。その調査の結果につきましては、今月末には、どのような状況なのかということで報告をいただくことになっておりますので、ご理解願います。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 4月に分かって、直すのに水抜いたり何だりと、業者を頼めばそんなに時間がかかるものなのかなというふうに思っているんですけども、ちょっと時間がかかり過ぎるといって、温水プールの場合、ろ過器の交換だけで半年以上かかっているというようなことがございますが、今度の善郷小の大型プールのほうの場合、どのぐらいの期間がかかるのかなというようなことも心配でございますので、そういった工程、修繕計画については、この後というようなことのご答弁でしたけれども、やはり早く直さなければならぬのかなと。子供らの学習に使うプールが使えないような状態にいるというのは、やっぱり、そういった施設の管理をする人はもっと慎重に、真剣にやってほしいなと思いますけれども。今のままでいくと、いつ頃直る予定になっているんですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問についてお答えいたします。

いつ頃直る予定なのかというところの再質問でございますが、ただいま調査を行っている段階でございますし

て、そこで、その不具合の状況で、これから直すに当たっての作業量であったり、工期も含めて協議をさせていただきたいなと思っております。

来年度につきましては、例年どおりプールの授業、6月には必ず実施できるように、準備については進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） よく、いろんなことで、子供は町の宝だと。子育て支援の充実とか教育環境の整備を図るというような形で、いろいろお話しございますけれども、学校のプールが、授業や夏休み中のプール使用ができないという状況は、やっぱり言っていることとやっていること、現行一致していないのではないかなど私は思います。ぜひ早急な、そういったものがもし今後出てきたら、授業に差し支えないように進めていただきたいと思っております。

以上で、教育委員会のほうの再質問は終わりたいと思っております。

次に、決算についての再質問をしたいと思っております。

決算のご答弁、いろいろ細かくありがとうございました。それで、決算書の中を拝見いたしましたところ、1つは、町の債務、町債ですね。これに金利差が、政府系金融機関の借入れの利息が非常に高くなってございますが、これらについて、借換えとか繰上償還とかを行って、将来、利息の減少を図れないかというようなことで考えておりますが、その辺については繰上償還できないような約定になっているのか。それとも、今の町の会計では、そういった繰上償還費用、債務の借換え費用ができないのかについてお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

借入れにつきましては、東北財務局及び地方公共団体金融機構の公的資金と呼ばれるものと民間資金がございます。例えば、一例ではありますが、約5,000万円借入れする場合、民間資金は1.10%に対し、公的資金は0.8%であります。完全な同一条件ではないので、なかなか完全な比較ではありませんが、参考程度ではございますが、一般的に公的資金のほうが金利は安く、どこの自治体も公的資金をまず優先して活用するようにしております。

なお、三村議員ご指摘いただいたとおり、利息の高いものは、より有利な条件のものに借換えを行ったり、繰上償還を検討するなど、適正な財政運営に努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今、私伺ったところの債務のほう、上下水道事業の債務のほう、ちょっと町債見ていたものですから、あれが6%とか7%とか非常に高く、ほかの金融機関から借りたものは1%以内で借入れられているようなことがございましたので、一般会計の町債のほうではなくて、のことでございました。

あとは、決算書見た中で、財政調整基金の出し入れがございましたけれども、その財政調整基金についての受け払い関係というのはなかったのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

財政調整基金の受け払いとおっしゃったんですかね。取崩しと捉えてよろしいですか。

○7番（三村正一君） 繰入れと取崩しをお願いします。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 恐らく、三村議員さんおっしゃっているのは、決算書の101ページの基金のところの表記が、取崩しがゼロとなっているところのお話でよろしいですか。

○7番（三村正一君） はい。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） これにつきましては、この表の見方でございますが、令和4年3月31日の現在高についての付随するところになります。要するに、令和4年3月31日ですので、令和3年度の数値として、積み増しが2億一千とびというところが積み増しでございまして、取崩しがゼロという表記になっています。これは、令和4年3月31日の現在高の数値がこのようになっていまして……。

失礼しました。現在高に対して、積み増しと取崩しを経て、増減高が表のほうに出てまいりまして、一番右側、令和5年3月31日現在の現在高というような見方になります。

ですので、取崩しがなかったのは令和3年度ということになります。実際は、令和4年度の取崩しはどうかと申しますと、決算書3ページにございますとおり、基金取崩し額というところで3億2,883万9,000円、こちらを令和4年度で取崩してございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今の取崩しで、3億2,800万というんだけれども、これの一番大きな取崩しの原因というのは、やはり予算の繰入れでのことですか。補正予算の繰入れ。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

取崩しの主な内容というところでございますが、一番は交付金。復興特別交付金の返還というところが一番大きなところでございますが、残りの部分につきましても、補助金が当たらない災害復旧費やらコロナ対策、あとは昨今の物価高騰対策として、町単独でやっている事業等に当てているところでございます。そのための取崩しでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 令和4年度の事業で、田園タウン構想というのを4年の年度当初予算の中で説明がございました。そのときには、地域コミュニケーションプラットホームによる町の魅力創出事業という名前がなかったんですが、決算書のほうには、この事業が実施されて、2,860万7,000円の事業が実施されたとなっておりますが、これについて、どのような経過でこれが出てきたのか。この事業の補助金関係、どういった財源でこの事業が、どのような内容の事業が行われたのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 三村議員の再質問のほうにお答えいたします。

デジタル田園タウン構想の交付金関係の事業で、地域コミュニケーションプラットホームによる町の魅力創出事業、こちらは、当初予算にも計上して取り組んでいる内容でございます。業務委託関係につきましては、当初予算決算において一括して表示されているので、なかなか内訳が表示されていないというところで分かりづらいところがあったかと思えます。金額につきましては、契約金額が2,660万7,900円。このうちの2分の1がデジタル田園タウン交付金によって補填されている事業でございます。

説明は以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

7番。

○7番（三村正一君） どうもありがとうございました。

健康センターについてお尋ねをします。

健康センター事業、非常にコロナで利用客が減って、なかなか回復がしないというようなご答弁ございました。私も非常に利用はしているんですけども、利用客が増えていないなというふうに感じています。コロナ前は、あゆり温泉だけで10万人、プールで7万人というような、大体そのぐらいの人数が来ているんですが、今現在、そういった人数になっていない。あゆり温泉で、4万5,000人ぐらいにいるというような内容でございます。

ぜひ、コロナ前に早く戻してほしいと思いますが、事業の予算計上の時点で、やはりコロナ前の人数でなくて、実績に基づいた計画を組むべきだというふうには私は感じているんですけども、どうしてもコロナ前を目標にしているような状況ですので、そうすると、ご答弁にもございましたように20%以上の収入格差が出た場合には補填するというような項目となりますので、そうなってくると、最初から補填がありきでそういった計画が組まれているのかなというふうに思うんですが、その辺について、いかがお考えでしょうか。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

コロナ期間中だったりというところで、なかなか制限が出てくるところではございますが、これからは新たな指定管理については、そういった直近の数字を反映してまいりたいなというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 三村君、あと残り9秒。やりますか。

○7番（三村正一君） いや、お礼の言葉を言います。

○議長（角田秀明君） そうですか。じゃ、再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） いろいろ丁寧なご説明、ありがとうございました。

今後ともよろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため休議したいと思います。

1時から再開しますので、よろしくをお願いします。

（午前11時35分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

◎発言の訂正

○議長（角田秀明君） 午前中の三村君の質問の中で、一般質問を行いました7番、三村正一君より、一般質問の発言に誤りがあったので訂正したい旨の申出がありましたので、議会議事規則第64条の規定に基づき、訂正を許可しましたので、ご報告をいたします。

訂正依頼部分ですが、三村議員発言の上下水道事業の利率の発言の中で、「あれが6%とか7%とか非常に高くして」を「4%台」に訂正するものであります。

◇ 安井敬博君

○議長（角田秀明君） それでは、引き続き、一般質問を行いたいと思います。

通告8番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴にお越しの皆さん、大変ありがとうございます。

一般質問に先立ちまして、ちょっとお許しをいただきまして、通告書の訂正をさせていただきたいと思っております。

質問しようとする背景や経緯、課題等、冒頭におきまして、「ウクライナによるロシアへの」となっておりますけれども、この部分を私、ケアレスミスしておりました。「ウクライナへのロシアによる侵攻」と直して

いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、大きな項目で3点、一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、大きな項目1番目の質問でありますけれども、非核平和宣言自治体、平和首長会議加盟都市としての平和教育の実践についてであります。

質問の目的といたしましては、非核平和宣言自治体、平和首長会議加盟都市であることを生かし、次代を担う若者、子供たちをはじめとする住民への平和教育を通して、核兵器のない平和な世界の実現による、住民の幸福の追求と自己実現が妨げられないようにすることにあります。

質問する背景や経緯、課題等でありますけれども、ロシアによるウクライナへ侵攻が続き、ロシアが核兵器を使用する脅威が高まっている中、次代を担う若者世代や子供たちに対し、被爆者や戦争体験者の証言などを継承し、平和の大切さを考えていただく平和教育の必要性がますます高まっていると感じます。

その活動の一環として、当町では非核平和宣言や平和首長会議への加盟を行っておりますが、そのことを知る住民の方が少なくなっているように感じております。

非核平和宣言自治体が加盟する非核平和宣言協議会でありますけれども、これは宣言した自治体が任意で加盟するものでありますけれども、当町は今、宣言のみで加盟には至っておりませんが、この協議会や平和首長会議では、加盟自体やその市民団体などが平和教育や平和啓発活動を行うために、冊子の配布や、パネルなどの教材の貸出し、全国の若者による平和啓発活動のウェビナー、ウェブでの会議システムなどを通じたオンラインでの会議でありますけれども、こういった報告交流会など様々な活動を行っております。

戦争を体験した方の話やウクライナの報道からは、戦争が起きれば一瞬で幸せな日常が失われることが分かります。町といたしましてもこういった教材等の活用や、他の宣言・加盟自治体の事例を参考にいただき、戦争体験の継承や平和教育の実践を積極的に行い、住民の幸福の追求と自己実現が妨げられないようにする努力をすべきであると考えております。

では、質問項目に移ります。

1、当町では、非核平和宣言自治体及び平和首長会議加盟都市として、これまでどのような活動を行っているのか伺います。

2、非核平和について町長の見解をお伺いいたします。

3、当町の教育計画において戦争体験の継承や平和啓発教育はどのように位置づけられているのか、教育長にお伺いをいたします。

続きまして、大きな項目2番目に移らせていただきます。

歴史民俗資料や町文化財の保存についてであります。

質問の目的といたしましては、町が所蔵する歴史民俗資料の保存状況や三十三観音摩崖仏群や鬼穴古墳などの町の文化財の保存状況を確認し、歴史、文化の後世への継承を適切に行うことにあります。

質問しようとする背景や経緯、課題等の説明に移らせていただきます。

これまで、一般質問等で確認をしてきておりますが、古文書や民具などの町の歴史民俗資料の保存と活用については、資料館の建設までは、矢吹中学校旧D棟内に設けられた収蔵庫に、空調設備等を整え劣化を防ぎな

がら、学芸員の採用による整理を行うとのことでありましたが、歴史民俗資料の中には保存状態が以前より悪くなっているものもあると、調査や見学を行った方などから聞いております。

また、鬼穴古墳や三十三観音の摩崖仏群などの文化財が、豪雨等の影響により風化や浸食が進むのではないかという懸念が住民の方々より寄せられております。歴史民俗資料も文化財も町民の貴重な財産であり、これを後世に伝えることは未来への重要な責任であると考えますが、現状及び今後の対応についての計画を確認したいということでもあります。

そこで質問であります、1つ、学芸員の採用状況及び学芸員による調査の進捗はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2番目、矢吹中学校D棟内等に収蔵されている歴史民俗資料等の保存状態及び空調設備や消火設備などの保存環境についてお伺いいたします。

3つ目、鬼穴古墳、三十三観音摩崖仏群の現状と今後の保存活用計画について、どのようになっておるかお伺いいたします。

最後、3つ目の大きな項目の質問に移らせていただきます。

町立幼稚園の規模・適正配置についての質問であります。

質問の目的といたしましては、矢吹町の幼稚園の規模や配置について、保護者や地域住民の意見、子供の権利を尊重し、矢吹町の幼稚園教育の在り方を主眼に置いた計画策定を促すことにあります。

質問とする背景や経緯、課題等でありますけれども、将来にわたって地域の子供たちがよりよい教育環境で学ぶことができるようにすることを目的に、町立幼稚園適正規模・適正配置に向けた検討を進めるとして、本年4月に、矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針が教育委員会により策定され、本年度中に審議会での議論等を経て、適正規模・適正配置の基本計画が策定される予定となっております。

基本方針では、矢吹町内在住の零歳児から小学校3年生の児童の保護者に対しアンケート調査が行われ、園児数が減少することにより、運動会などの行事ができなくなる、園児間のつながりが希薄になる、教育や学びの幅が小さくなる、よりよい教育環境の実現のためには幼稚園の統廃合もやむを得ないなどの意見が最多回答を占めていたことなどが示されました。

将来の園児数の予測や施設の老朽化の状況などを示されると、こういった意見が最多回答を占めることには納得がいくものでありますが、一方、地域住民の中からは、地域コミュニティの核として幼稚園は残すべき、最後の一人になるまで今の幼稚園は存続を、などの声も聞かれております。

日本全国で広がりつつある、園舎にこだわらない森の幼稚園など、子供たちを自由に自然の中で自由に遊ばせながら育てる幼児教育を実践している小規模幼稚園の事例からは、こういった幼稚園では、自己肯定感、非認知能力、身体感覚の向上が非常に育まれている、育っているとの報告や、地域の住民と園児との交流が深まっているとの報告もあります。こういった報告を見ると、地域の方からの声も、声を裏づけるものになっているのではないかなと、私は思います。

こういった小規模保育による子供たちの成長の可能性など、規模や配置の検討に当たっては、教育員会として、矢吹の幼児教育をどのような方針の下で行うか、将来どのような大人に育ててほしいかといった理念に基づく方針を示していく、こういったことも、基本方針や基本計画の中に示すことも必要ではないかなと考えま

す。子供たちも含めた様々な意見を尊重した基本計画を策定することが必要ではないかと考えております。

そこで、質問です。

1、矢吹町の幼児教育方針についての教育長のお考えをお伺いします。

2、今後の取組方針では20人程度の学級を編制することができる幼稚園規模を検討しますとのことですが、20人という根拠は何かをお伺いいたします。

3、地域コミュニティの核としての幼稚園をどう考えているのか、お伺いいたします。

以上、大きな項目で3点ですが、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、答弁をさせていただきます。

8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、非核平和宣言自治体、平和首長会議加盟都市としての活動についてのおただしであります。

平和首長会議につきましては、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的としており、令和5年8月1日現在、世界166か国、8,721都市が加盟しております。

日本国内においても、市、特別区、町村を含めた1,739団体が加盟し、福島県内では59市町村全てが加盟している状況であり、矢吹町においても平成21年3月に加盟しております。平和首長会議では、行動指針として、持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョンを令和3年に策定しており、その道筋として、核兵器のない世界の実現、安全で活力のある都市の実現並びに平和文化の振興の3つのビジョンを掲げた平和首長会議行動計画に基づき、全国的に様々な取組が行われておりまして、本町も推進しております。

また、非核宣言につきましては、昭和58年6月25日に宣言を行っており、非核平和への考えが、より深まったものと認識しております。

議員おただしの活動につきましては、首長として最新の情報を習得する機会である全国首長連携交流会、全国市町村長大会、町村長中央研修会などの全国規模の研修会等にできる限り参加し、政策等の情報や優良事例を生かしながら、住民福祉の向上に努めてまいります。

また、毎年、あゆり祭において、企画展として平和を願う写真パネル展が開催されており、町民の方々が戦争の悲惨さや平和の尊さを改めて見つめ直す機会となっております。

非核平和宣言自治体及び平和首長会議加盟都市として、今後どのような取組ができるのかを含め検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、非核平和についてのおただしではありますが、世界の恒久平和と美しく豊かな地球を守ることは人類共通の願いであり、平和で住みよい豊かな郷土を築き、後世に引き継いでいくことが私たちに課せられた責務であります。

しかしながら、昨年の2月24日から続くロシアによるウクライナ侵略により、軍事力による暴挙は軍事力によって抑え込むしかないとの考えが勢いを増しております。為政者の理性のみをよりどころとする核抑止の考えが続く限り、人類は核兵器の危険におびえなければなりません。

現在、核のない世界への道は険しさを増しておりますが、世界の恒久平和は矢吹町民をはじめ世界中の人々が望んでいることであります。日本は唯一の被爆国であり、二度と広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない、そして、全世界が平和になることを心から願い、私からの答弁とさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、戦争体験の継承や平和啓発教育についてのおたただしですが、今年度、最終年度を迎える第4次矢吹町教育振興計画では、平和啓発教育についての位置づけはされておりませんが、現在、小中学校の学習内容において、小学校第3学年から中学校第3学年の国語科の教材には、各学年それぞれ戦争に関する単元が1単元あり、物語文や説明文を学習する中で戦争の悲惨さや戦時中の日本の様子、平和の尊さについて理解し、平和について自分の考えを深める学習を行っております。

加えて、小学校第6学年と中学校第2、第3学年では、社会科の歴史の学習を通し戦争当時の時代背景について学び、中学校第3学年では、公民の学習で憲法や平和主義について理解を深めております。

また、平和啓発教育につきましては、日常生活に目を向けた教育も大切であると捉えております。特別の教科道徳の学習で、生命の尊さ、相互理解、感謝、よりよく生きる喜び等の道徳的価値について考えを深めることを基盤に、日常の子供達同士のトラブルの中で学ぶこと、また、相手の立場に立って考える経験や体験の積み重ねにより相手を知り、理解することから学ぶことも平和啓発教育に通ずるものであると考えております。

さらには、国際化が進む中で、来日した外国の方と子供達が接する機会も増えております。海外から来たクラスメイトやALTの先生との交流を通し、グローバルな感覚を身につけ、お互いの文化や考えを尊重できる関係性が築かれております。

また、小学校第5、第6学年、及び中学校第1学年の児童生徒を対象に、夏休みの選択課題として、他国の様子や人種、世界の平和について考えを深めながら描く、国際平和ポスター・コンテストの作成も、平和啓発教育の一助になっております。

今後も、日本の歴史や文化はもちろん、他国の文化の理解を深めながら、自己理解や他者理解を深める中で、世界情勢にも興味を持ち続ける姿勢を身につけられる学習に取り組み、平和を愛する心と態度を育てまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学芸員の採用状況及び学芸員による調査の進捗についてのおたただしですが、令和4年6月議会定例会での答弁と一部重複いたしますが、学芸員の採用に関しましては、令和4年3月1日より町ホームページでの募集を開始し、近隣市町村の関係機関にも声かけをしながら募集を進めてまいりましたが、採用までに

は至っておりませんでしたので、学芸員が採用される前段階として、令和4年度に学芸員の資格を有する社員がいるナカバヤシ株式会社に矢吹町歴史民俗資料収蔵庫資料調査及びコンサルタント業務を委託し、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫内の環境調査等を実施いたしました。

今年度に入り、7月より週1回の勤務ではありますが、本町にゆかりのある方で東日本大震災により被災した小峰城や熊本地震で被災した熊本城の再建に携わっている経験豊かな方を学芸員として採用いたしました。

学芸員には、現在、収蔵庫内にある古文書等の収蔵品の状況把握と収蔵目録との整合性について確認していただいております。

さらに、農具などの民具や土器などの出土品等についての状況を把握していただくとともに、収蔵品の適切な整理保管に向けて、どの程度の人員、期間が必要なのか検討していただいております。

今後は、検討結果に基づき作業員を雇用し、整理保管作業の指導にも当たっていただく予定であります。また、利活用についても指導、助言をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹中学校D棟内に収蔵されている歴史民俗資料等の保存状態及び空調設備や消火設備などの保存環境についてのおただしであります。令和4年6月議会定例会での答弁と一部重複いたしますが、歴史民俗資料収蔵庫として利用しております矢吹中学校D棟におきましては、文化財保護審議会の建議に基づき、平成30年度に空調設備、紫外線等から保護するための暗幕カーテン、火災から貴重な資料を守るための火災報知器、防犯、盗難対策としての機械警備を整備しております。さらに、令和元年度には電話配線、令和2年度には排水設備工事、令和4年度には水道工事、動力設備設置工事改修を実施し、計画的に整備しているところでございます。また、令和4年度には、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫資料調査及びコンサルタント業務を委託し、収蔵庫内の環境調査等を行っております。

収蔵庫内の資料の保存状態については、ナカバヤシ株式会社の調査報告では、おおむね良好に保たれている状態ではあるが、一部劣化や一部カビの発生、虫による被害があると報告を受けております。

今後は、ナカバヤシ株式会社より示される改善スケジュールを基に、学芸員と協議し、消毒用エタノールによる殺カビ処理や薫蒸ガスによる殺カビを行い、収蔵庫内の環境改善を図るとともに、利活用についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、鬼穴古墳、三十三観音摩崖仏群の現状と今後についてのおただしであります。鬼穴古墳は平成23年の東日本大震災後から、三十三観音摩崖仏群については、令和2年の福島県沖地震後から、立入りを制限させていただいております。

鬼穴古墳については民有地内にあることから、復旧や用地取得に向け所有者と協議を行いながら、現在まで福島県教育庁文化財課や専門家の指導の下、古墳の範囲確定のための試掘調査、石室保護の災害復旧事業でジャッキによる石室内崩壊対策を実施してまいりました。

また、試掘調査の結果により、古墳の範囲が拡大することが判明したことから、現在、鬼穴古墳の県文化財の指定範囲を拡大する追加指定に向け、福島県文化財保審議会に諮問するため、県文化財課と協議を行っております。

鬼穴古墳の土地所有者にあつては、古墳の指定範囲の拡大に一定の理解を示していることから、今後、協議

を進めてまいります。

次に、三十三観音摩崖仏群につきましては、地震により摩崖仏群を構成している岩盤の亀裂の拡大が見られ、今後崩落するおそれがあることから、昨年度、被災状況を確認するための詳細調査を行い、現在、復旧方法等について、大学教授等の専門家の意見をいただきながら検討しております。

三十三観音摩崖仏群の工事方法については、幾つかの工法が現在示されておりますが、今後、最良の工法を決定し、実施に当たる設計を行ってまいります。工期については、最短でも3年かかる予定であります。

今後、鬼穴古墳、三十三観音摩崖仏群ともに具体的復旧方法等が決定した際には、スケジュールも併せて、議員の皆様、地元行政区をはじめ関係者の方々に対し説明を行ってまいりたいと考えております。

鬼穴古墳、三十三観音摩崖仏群とも本町にとって貴重な文化財でありますので、以前のように町内外の皆様にご覧いただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、安井議員におかれましては、町立幼稚園の適正規模・適正配置の取組に関する地区別説明会の全てにご出席いただきましたこと感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、矢吹町の幼児教育方針を教育長はどう考えているのかについてのおたただしですが、私は、幼小中にゼロ、1、2歳を加えたゼロ、1、2歳幼小中の接続が、矢吹町の教育には必須と考えております。

その接続の姿は、幼稚園、小学校、中学校に、入園、入学した子供が、それぞれゼロから学びをスタートさせるのではなく、前の段階での学びと育ちを生かして次につなげていく接続であります。

例えば、小学校にはスタートカリキュラムがあります。入学した1年生が、幼稚園、保育園、認定こども園などでの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として主体的に自己を発揮し、小学校の学習をスムーズにスタートできるようにとの考えに基づく、幼児期の学びと育ちを生かすカリキュラムであります。

議員おただしの幼児教育につきましても、幼児教育の充実を図るためには、その前段階である乳児保育の充実を図ることが、とても大切であると考えております。

幼児期には、乳児期に育んだ健やかな体、基本的信頼感、感性の芽生えを、幼稚園や保育園、認定こども園における意図的・計画的な環境構成の下での、主体的に学ぶ様々な体験につなぎ、家庭では経験できない社会や文化、自然と出会い、考え、試行錯誤する体験が、小中学校の学ぶ意欲と学ぶ楽しさにつながるものと考えております。

また、乳幼児期の育ちは家庭生活が中心となります。家庭における乳幼児への声がけやスキンシップは、乳幼児に安心感を与えるとともに、言葉に対する感覚や、言葉で表現する力を養うとても大切な関わりであります。そこで、町では、子育て世帯を包括的に支援することも家庭センターの設立に向けて検討を始めたところでもあります。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な教育であります。乳児期の健やかな育ちを、意図的・計画的な環境構成の下での、遊びの広がりや深まりを目指す幼児教育につなぎ、その遊びの広がりや深まりを小中学校での学ぶ意欲と学ぶ楽しさにつないでいく、こうした中で、ゼロ、1、2歳幼小中の有機的な接続が、矢吹町の子供の心と体を豊かに育てていくと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、適正規模・適正配置に関する取組方針における20人程度の学級編制に対する根拠についてのおただし

であります。まず、適正な規模を検討するに当たり、1クラス当たりの適切な園児数につきましては、幾つかの要素を考慮する必要があると考えております。

1つ目として、対象となる園児は、年齢や発達段階ごとに異なった対応が求められます。それらを満たすことができる範囲で、適切な園児数を設定することが必要であります。

2つ目として、1人の先生が適切に保育できる園児の数には制約があります。文部科学省が示す幼稚園設置基準では、1クラス当たり35人以下が原則とされております。

これらの要素を考慮し、令和4年度に実施した保護者アンケートにおいて、先生1人が子供に目が行き届く適正な園児数について、回答数415件中312件、75.2%が11人から20人が望ましいと回答しております。

また、各町立幼稚園の先生から意見を求めたところ、同様に、11人から20人程度の園児数が、保育活動で一人一人の成長を把握することができる、生活環境が複雑化しており、保護者との丁寧な連携に適した人数であること、また、運動会や発表会などの行事において、競技やダンス、劇などで選択の幅が広がるという利点が挙げられました。

これらの意見を踏まえ、矢吹町学校規模適正化検討委員会で、保護者や地域の代表、学識経験者から意見を募り、委員会が答申し、20人程度の人数が、園児は人と関わりながら集団での育ちができ、先生は子供たちと常につながっていると感じられる望ましい人数であるとして、基本方針に位置づけられたところであります。

今後も、子供たちにとって何が望ましいかという視点に立ち、矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、地域コミュニティの核としての幼稚園をどう考えるのかについてのおたただしですが、初めに、地域コミュニティについて、皆様と共通の理解を持つために、その定義について調べたところ、新自治用語辞典によりますと、平成19年2月に設置された総務省のコミュニティ研究会において、コミュニティは、「生活地域や特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団」と定義され、その中で特に共通の生活地域の集団によるコミュニティを地域コミュニティと定義しております。

このように、一定の地域に住む人々が相互に関わり合い、共通の目標や利益を持ち、共同で活動し、共通の文化、価値観、利益を共有し、一体感や結束感を持っている社会的な単位であると考えられます。

町内においても、小学校や幼稚園をはじめ、自治会や婦人会、青年会、育成会、PTA保護者会、消防団など多数の地域コミュニティが存在しております。また、文化イベントや芸術活動の場として機能している各地区の公民館も、地域コミュニティの結束を強化していると言えます。

小学校や幼稚園は、防犯の観点から一部制限がありますが、運動会や発表会、祖父母参観など各種行事において、地域コミュニティ構築の役割を果たしてきております。

一方で、全国的に少子化に伴う施設の統廃合が進行し、地域コミュニティの存続が課題となっております。

総務省では、地域コミュニティに関する研究会を令和3年に立ち上げ、自治会や地域運営組織、NPOなど地域コミュニティの多様な主体が地域社会において変化するニーズに適切に対応できるための方策をデジタル化にも着目し、検討を始めております。

その地域ごとにあるコミュニティが存続していくためには、地域の皆様がその地域を大切に思う気持ちを育

み、共通の目標を持って地域を盛り上げていくことが不可欠であります。現在行われている活動を地域が主体となって取り組み、それを町がサポートすることで、その地域の独自性を生かした魅力的なコミュニティが築かれ、継承されていくと考えております。

幼稚園の適正規模、適正配置を検討していく上で、地域コミュニティの存続も含め様々な問題が存在しております。

しかし、私達の最優先事項は、常に子供たちの幸福と健やかな成長であります。子供たちは安全な環境、高品質な教育、そして家庭や先生、地域の愛情を求めています。私たちはこれらの要素を確保しながら、最適な幼児教育の提供を模索し、子供たちの未来に最もよい影響を与える方策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

まず、最初の1番目の質問に関連して、再質問をさせていただきます。

非核平和宣言自治体、そして、平和首長会議加盟都市として、町長のお考えをお聞かせ願ひまして、大変感銘を受けた次第であります。

本当に核兵器、核の抑止力というもの、それでは本当の平和は訪れない、そういった趣旨の発言をされておったということで、私も同じ考えであります。核兵器が存在することで、恐怖は広まりますけれども、実際の平和にはつながらない。また、昨今の軍拡がどんどん叫ばれておりますけれども、本当にそれで平和が訪れるのかなと感じたところで、こういった質問をさせていただいた次第ではありますが、町長の思いも同じところになるのかなと思って、確認してきたことで、大変うれしく感じていることであります。

その中で、今回の質問の目的にもありましたけれども、この平和首長会議に加盟しておりますと様々なサポートも受けられるということも質問の中で言わせていただきました。

特に、広島、長崎などでは、平和のための原爆展ということで、パネル展なんかを毎年やられているそうです。それも地域の方々が主体になったりですとか、自治体が主体になったりとか、様々な形で行われている。また、子供たちへの学びを促すという点では、子供たちが自主的にその平和のサポーターだったりとか、あとは子供平和大使なんていう制度なんかもつくりまして、様々なところへ派遣をしていったということもやっているそうです。

だんだんと、この矢吹町においても、終戦の日の黙禱を去年から始めていただいたりとか、だんだんと平和に対する姿勢が深まっているのかなと思っておりますが、こういった、非核平和宣言自治体ですとか、平和首長会議、これ、協議会のほうにもぜひ加盟していただきたいのですけれども、そうするといろいろなツールを借り受けて展示とかにも役立てますので、そういったお考えはないかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 安井議員の追加質問にお答えします。

本町では、現時点では加盟は考えておりません。

首長として、最新の情報を習得する機会として全国首長連携交流会、それから全国町村長大会、町村長中央研修会などの全国規模の研修会等のほか、本町のまちづくりの参考となる研修会等については、できる限り参加して、政策等の情報、優良事例等を生かしながら、住民福祉の向上、あるいは、今お話しになったような平和についての様々な活動についての情報収集については努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 今、お考えがないということですが、ぜひ、そういった学びを深めていただいて、加盟に向けての検討を進めていただきたいと思います。

町長に対しては、そういったところで質問は終わらせていただきますけれども、今度、教育長に対しての同じこの平和教育についての再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、当町においては、第4次矢吹町教育振興計画では、平和啓発教育についての位置づけはされておられませんというご回答でした。

それでも、いろいろな学びの機会はあるということでしたけれども、第5次ではこういった位置づけをすることを考えておられないのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 安井議員の再質問のほうにお答えいたします。

第5次教育総合計画への位置づけというお話でございますけれども、矢吹町には、飛行場もございました。そういった歴史もございます。そういったものを町民の方々がどんなふうに関心を持って、そして、それをまたどんなふうにつないでいきたいというふうに関心を持っていらっしゃるのか、そういったことなども含めながら、どのような形で位置づけていくかというのはまだ未定でございますが、こういった世界情勢等もございますので、そういうものを考えていく機会を学校教育の中に位置づけていくということも検討してまいりたいというふうに関心しております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 今後、考えていただくということでありますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

当町には、皆さんご存じのことなんですけれども、矢吹の飛行場がありました。

陸軍のいわゆる特攻隊の隊員の方たちを養成する熊谷陸軍飛行学校、これの分校があったということで、終

戦間期の8月15日の少し1週間ぐらい前、2日間にわたって、まさにその飛行場が米軍機の爆撃を受けたということなども、当町のホームページにも、そういったことが記載されております。

ぜひ、こういったことですか、当時の話を知る方、お年寄りもまだご存命の方もいらっしゃいます。爆弾が近くに落ちてきた話ですか、あとは、農家の方なんかは納屋の中で、何か飛行機の部品を竹とか紙でつくられたなんて、そんなお話をされる方もいるんですね。

中には、白女、白河の女子高校に通っていた方たちは、郡山の保土谷化学、化学工場があったところに学徒動員されて、その女学生の方、爆撃を受けて亡くなって、友達も亡くなったなんて方、そういった方も町民の中にはいらっしゃいます。

ぜひ、こういった話を当町の歴史と併せて、小学生、中学生、高校生に対してですか、あらゆる方に対してそういった学校教育だけではなく、社会教育の中でもやっていただくことが大事かなと考えておりますが、そういったことは、今後の社会教育計画の中では、どう考えておられるのか、また、学校教育計画の中でどう考えておられるのかを、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁とちょっと重複するかもしれませんが、飛行場があったというそういった事実を本町としてどういうふうに捉えて、それをどういうふうにならぬにつないでいくのか、そういったところについて、教育委員会としても考えながら取り入れていく方向で考えていけたらいいなというふうに考えています。

それを学校教育の中で行うのか、社会教育の中で行うのか、その辺についてはまだ未定ではございますが、歴史と絡めながらということでは、各小中学校それぞれの学校で、その地域を巡るような、そういった歴史学習も行ってありますけれども、矢吹町全体としてどういうふうな、この部分についてはやはり子供たちにつないでいきたい、そういうものを共通に、やっぱり理解してもらいたいとか、そういうような体系的な形での教育を展開していくということも必要だと考えておりますので、その中の一つの位置づけとして考えていけるのかなというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

これ、本当に平和教育というのは、単なる平和のこと、戦争のことだけではないんですね。それを考えることによって、先ほども答弁の中にもありましたけれども、子供たち同士のいじめであったりとか、人間の関係性ですか、そういったものも教えられる機会であると考えています。

具体的には、令和3年8月9日の長崎市立長崎中学校生徒一同が、中学校全体として平和宣言というのを世界に向けて発信しているんですね。これ、全部読みますとすごく長くなりますけれども、一節だけちょっとご紹介させていただきたいと思います。

「今、私たちが平和な世界をつくるためにできることを考えてみてください。学校生活の中で友達に暴力をふるったり、無視したり、暴言を吐いたりしていませんか。自分は軽い気持ちで、悪気がなくても、相手を深く傷つけていることがあります。まずは、よく考えて発言、行動をし、学校の中から平和を築いていくことが大切です。私たち長崎中学校生徒一同は、悲惨な戦争を二度と繰り返さないために、次の3つのことをここに宣言します」ということで、「戦争や原爆についてより一層の理解を深めます。身につけた知識、被爆者の思いを次の世代へと語り継ぎます。人を思いやることのできる優しい心を持って、学校生活を送ります」ということを、宣言の中に加えておられます。

矢吹町の子供たち、また、町民の方にもこの矢吹町の戦争を経験した方の話を伺いながら、そのことを継承して行って、平和の大切さですとか、人と人とのつながりの大切さ、そういったことを、ぜひ教えていただくようなことを、次期の教育計画ですとか、社会教育計画に入れていただきたいと思います。

お答えは、これは結構ですので、そういったことをお伝え申し上げまして、1番目の質問につきましては、再質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の大きな質問について、再質問に移らせていただきます。

歴史民俗資料や文化財の保存についてということでもありますけれども、学芸員の採用については、今までの大変な懸案事項でありまして、今か今かと待ち望んでいたところではありますが、7月より採用がなかったということで、まず一步進んだのかなということではありますが、週1回の勤務であるということ、今は収蔵庫内にある古文書の収蔵品の把握と目録の整合性について確認をしているということではありますが、これについては、どれぐらいの期間をかけてやられる予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

どれぐらいの期間で学芸員を投入して判断できるのかというふうな再質問でございました。

学芸員からは、収蔵庫内の資料整理をどのように行ったらいいのか、資料の把握を努めさせていただいております。その作業が9月に終わるというふうなことです。必要な作業をまとめられる状況になっておりますので、今後の作業は、学芸員及び作業員を配置しながら、具体的な作業に進んでいくこととなります。

期間については、8月の協議終了後、ある程度示されるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、8番の安井議員の再質問の回答といたします。よろしくお願ひします。

答弁の訂正をさせていただきます。

その作業が9月には終わるということですので、その後、作業のスケジュールが出てきますので、その際に分かるようになりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 9月に協議を進めると、そこでスケジュールが示されるということですが、これは保管に向けて、人員がどれぐらい必要かとか、それから、期間がどれぐらいなのかというのが示されるということですね。

もう一つの質問の中であった、ナカバヤシ株式会社より示される改善スケジュールを基に、消毒エタノール、による殺カビ処理や薫蒸ガスによる殺カビを行うという、こういったものとは別の話でよろしいのでしょうか。

収蔵庫の中に保管されております資料等についての整備についてのスケジュールは示されるということでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

質問内容につきましては、薫蒸等のガス処理と学芸員との作業が別なのかというところではありますが、今回のナカバヤシの調査に基づきながら、さらには、今作業を進められている学芸員のアドバイスに基づきながら、それを一緒にしながら進めてみたほうが効率的であろうと思いますので、一緒に進めてまいればなと思っております。

以上であります。

8番、安井議員の再質問の回答といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 分かりました。

そうすると、この予定されている9月に明らかになる作業というのは、その収蔵庫内に保管されている文化財等についての薫蒸ですとか、カビを除くですとか、あとは虫を寄せつけないようにするとか、そういった作業を行ってっていくということであるのかなと。それが中心になっていって、今後、こういった保存が必要になるかということが明らかになるのかなと思いますけれども。

例えば、歴史資料なんかで古文書とかありますよね。そういったものの中を解析したりとか、読み込んでいく作業というのは、そういったことについても一緒に示されると考えていいのでしょうか。かなり手間のかかる作業だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えします。

再質問の内容については、今までの資料をスキャンニングとして読み込むというふうな内容だったかと思いますが、現在、収蔵庫内におきましての対応策としては、やはり優先される文化財は、比較的環境に強い民具、農機具等の木製品と、繊細な紙資料が有しておるところでございますので、紙資料保存の対策を優先しながら進めてまいりたいと考えております。

そのスキャンニングというところにおいては、以前、デジタルアーカイブでのホームページでの掲載されているところもございますし、今後も必要なデジタルアーカイブのほうに追加する項目があるとすれば、そちらのほうでご覧いただけるような対応をしていく必要もあるのかなと思っております。

以上で、8番、安井議員の再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ちょっと読み込むというところで誤解を与えてしまったような質問になってしまって申し訳ないんですけども、スキャンニングデジタルアーカイブ化の質問ではなくて、古文書というのは、それを読み解くためには、古文書の文字も独特でありますし、その中身を時代背景とかを知っていないと、解析、解析ですね、その解析をしていく、それがどういった資料であったのか、町の歴史の中でどういった重みを持っていたのかという、そういったものをしっかり分析していかなければいけないと思うんですけども、そういったことの作業が、今後9月に示される作業の中では、盛り込まれていないのではないかなという懸念を感じたものですから、そういったことはどう考えているのかをお尋ねいたします。改めてお答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

古文書の解析は9月末に示されるのかというような再質問でございますが、現在のところ、細部での状況とございますか、古文書等の解析までは示されていない状況にありますので。

以上、8番、安井議員の再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 今のお答えですと、そういった古文書の詳細までの解析、そういったものは今、全く考えておられないようなお答えに聞こえるんですね。

やはり、今の保存状況、ナカバヤシさんが調査した中では、おおむね良好ではあるが資料等にカビなども発生しているようなこともご答弁の中にありました。となると、今の保存環境で間に合うのかどうかということが、今、気になるところであります。

空調設備は整えたということでしたけれども、空調設備を整えたにもかかわらず、そういったカビなどが発生する状況にあるのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えします。

カビなどの適正な管理はできているのかというふうなおただしですが、収蔵庫の空調等の基準におかれましては、温度は20度から25度、湿度は50%から55%、虫においては侵入防止、持込み防止、カビにつきましては

持込み防止というふうな改善の基準がございまして、今後、環境改善に取り組んでいかなければならないと思っております。

なお、空調設備が整っておりますが、最近の温度でありますと、温度が22度、湿度が35%とちょっと少なめな形になっているところが気になりますけれども、常時人員を配置しておりませんので、現在も注意をしながら管理してまいりたいと思っております。

以上で、8番、安井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 空調設備、やっぱり図書館ですとか、これは以前にも質問させていただいたんですね。図書館ですとか、こういった資料の保存庫、美術館ですとか、そういったところでは専門の空調設備ではなくては駄目ですよという話を私、以前にもさせていただきましたが、人員を配置して温度の設定を一々確認してと、そういったことではちょっと、今後も資料を棄損する可能性があるのかなと思いました。

ぜひその辺は改善をしていただきたいなと思います。

お答えは結構ですので、そういったことも含めて、ぜひやっていただきたいということをまず言わせていただきます。

あとは、水道設備ですとか、排水設備工事もしたということですが、収蔵庫の近くにトイレがなかったということを知っておりますけれども、そういったことは、今解消しているのでしょうか。

作業する方の作業効率性とか、その方の健康とか考えると、トイレが近くにないというのは非常に問題かなと思いますが、そういったことは改善されたのかなということをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

排水設備が完了しているのかというふうな内容だったかと思います。

○議長（角田秀明君） トイレ。

○8番（安井敬博君） トイレ、その工事で。

○生涯学習課長（渡辺憲二君） トイレがあるかないかということで、トイレについては、ございます。

水道の引込み工事が令和4年度に完了し、排水設備についても令和2年度には完了してございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 使用できるかどうか。

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 使用におかれましては、若干の不具合が確認されておりまして、今現在の鈴木学芸員さんについては、中学校のトイレ等を使用して作業を進めております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） トイレ、今後、9月のスケジュール次第では作業員の方も増やすということもありますし、そういったことであれば、トイレのほうの改修も早急に行うべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

環境の整備をしたほうがよろしいのではないかとという質問でございますが、全くそのとおりでございます。

保存の環境ももちろんのこと、そういった作業に係る設備においても、満足いくようなものをそろえていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほう、お願いいたします。

以上で、8番の安井議員の再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ、お願いします。

では、三十三観音の摩崖仏群についてでありますけれども、いろんな状況が今、明らかになりました。

岩盤の亀裂の拡大が見られるということもありますけれども、これ、何で拡大しているのか、そういった原因の調査、例えば、水の入り込みですとか、岩盤の緩みですとか、どの部分が亀裂が入っているのか、そういったことに、原因は何なのかと、そういったものを根本的にやはり把握していくことが大事かなと思いますが、その辺はどのような状況になっているのかをお聞きしたいなと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

三十三観音の風化状況についてのおただしであるかと思いますが、議員おただしのとおり、やはり長年の風化、雨水、水が凍ることによってひび割れ、さらに拡大というふうな形になっているかと思っておりますので、そのような状況が今後続いていきますので、早急な対応として災害復旧を行ってまいりますので、ご理解とご協力のほう、お願いしたいと思います。

以上で、8番、安井議員の質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） それ、すごく大事なんです。

近頃、そういった摩崖仏ですとか、それから古墳、また、石像ですとかそういった文化財については、予防的修復ではなくて、環境要因を考えた修復を考えていく方向に移行しているということです。

専門的な分野でいうと環境工学という分野になりますけれども、周りの気象条件ですとか、水の流れですとか、温度変化ですとか、そういったものも把握しながら、直接、摩崖仏を、昔は樹枝等でコーティングするなんていう、そういう方法が中心になっていたんですけども、そうではなくて、あくまでも保存する対象物は

現状のままもつようにしていく。そして、環境要因なんかを考えながら、アンカーボルトを打ち込んだりですか、それから場合によっては屋根をかける、そういったことで、雨水の入り込みを防ぐなんていうことが、これからの屋外の文化財の保存方法になってきているというようなことが、これ、京都大学で専門にそういった環境工学を専攻している先生で、古墳の修復なんかにも携わっている方おりますので、ぜひ、そういったことを参考にしながら進めていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりますので、文化財の保存については、ぜひ計画性を持ってやっていただきたいと思います。この質問については終わらせていただきます。

そして、最後の質問でありますけれども、この幼稚園の適正規模・適正配置についてなんですけれども、20人、国が示している基準は当然35人以下が望ましいということなんです。ただ、35人というのはなかなか今、そこまでのクラスはなくなってきていて、減ってきています。大体20人以下が幼稚園の教諭なんかの話の聞くと、一人に目が行き届きやすいと、そこが上限ではないかなと言われているところなんです。

あくまでも、上限が20人ぐらいという考え方が主流となってきた中では、やはり11人から20人という、アンケートにもありましたように、11人、10人ぐらいが本当は一人の先生が子供たちに目が行き届く範囲かなと思うんですけれども、そういったことは考えておられるのか、なぜ11人から20人という中で20人になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

適正規模・適正配置を考えていく中で、1クラス当たりの子供の人数が20人という設定をしている、それに対して、11人から20人という範囲の中で、もう少し少なくしてもいいのではないかとというようなおたがしであったと思います。

まず初めに、11人から20人という設定につきましては、答弁でもありましたとおり、アンケートの範囲で10人以下、11人から20人、20人以上、そういった形で、保護者のアンケートに設定をしておりました。

そういったところもありまして、一番意見の多かった11人から20人というようなところをまず採用させていただきまして、あとは、幼稚園の先生方の意見といたしまして、やはり人数が少なければ、当然、一人一人子供に目が行き届くということはあるんですけれども、やはり子供たちの集団での生活、幼児教育、そういったものを設定するには、やはりある程度の人数の規模があったほうがいいというようなこと、そういった意見も踏まえて、検討委員会の中で、20人程度という数字を設定させていただいたところがあります。

以上で、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 20人という規模のほうが11人という規模よりも子供たちの集団の中での学びとかコミュニケーションとかそういったものに一番いいよということだったと思います、今の答えは。

でも、それも実際には、ちょっと根拠がないのかなと思うんです。10人でも、それから、少人数の幼稚園

でも立派に育っている幼稚園もありますので、ぜひ、そういったところの視察ですとか、研究もしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

私どものほうで20人程度という設定をさせていただきましたけれども、もう少し少人数、そういったところも検討してみてもどうかというようなご質問だったと思います。

今後、やはりそういった適正規模を検討していく上で、そういった数字的なものを、もう少し具体的に、様々なご意見、あと施設視察、そういったものを進めながら、よりよい、子供たちにとって、どれぐらいの人数がいいのか、やはりそういったところは判断していかなければいけないのかなと思います。

根拠については、やはり文科省の35人以下という数字しかないものですから、あとは我々、あとは現場の先生方、あと保護者、そういったところとやはり意見をすり合わせて、最終的に人数決定していきたいと思いますので、ご理解、ご協力、よろしくお願いいたします。

以上で、安井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 安井君の持ち時間30分が終わりましたので、以上で安井君の一般質問は打ち切ります。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） ここで、暫時休議します。

2時半から再開します。よろしくお願いいたします。

（午後 2時18分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（角田秀明君） 通告9番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席にお越しの皆様方、ありがとうございます。心より敬意を表しますとともに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大項目では、3点ございます。

財政に関しましては、やはり健全化並びに財政の規律、自律性を検証するために質問するものでございます。

また、2点目としましては、矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例というものが、今議会において上程されておまして、それについて、いわゆる常任委員会が違うものですから、この場を借りて質問をしたい

と思い質問をさせていただきます。

そして3点目としまして、文化財の保護、同僚議員からも質問がございましたが、それについて重複するところあるかもしれませんが、私なりの視点でお尋ねをしたいと思っております。

まず最初に、財政についてでございますが、令和4年度の財政運営状況についてお尋ねしたいと思います。

今定例会におきましては、令和4年度の決算の認定があります。社会の多様性が進む中では、住民の要望等も多く出され、限りある財源の中での財政運営は容易なものではありません。当然ながら、住民の福祉の充実に資する規律性と健全性ある財政運営が求められます。令和4年度におきましても、財政運営の状況がどのようなものであったのかを確認する必要があります。また、様々な物価高騰の折、低所得者は苦しい生活を余儀なくされております。特に、一次産業に従事する農業者や自営業者の方々は国民健康保険に加入しており、企業が保険料を折半する協会けんぽ等とは異なり、その負担は一層重荷となっているのが現実でございます。平成26年度までは、一般会計から国保会計に7,000万円の財政支援措置がなされておりました。この数年間で、財政調整基金が大きく蓄えられていることから、多くの国保加入者からは再度の財政支援措置が望まれており、山形県西川町などでは今年度から4年間、国保税の2割減額が実施されているところでございます。

そのような中にありまして、まず1点目としまして、一般会計において、近年来の財政調整基金の残高の動向、基準財政需要額、基準財政収入額、地方交付税、臨時財政対策債の経年的な動向は、どのようになっているのかお尋ねする次第でございます。

2点目としましては、令和4年度の財政運営状況について、一般会計において実質収支を黒字にするために、黒字要素と赤字要素でのやりくりは必須であります。実質単年度収支の3か年平均値を経年的に見ることによって、どのような財政運営上のやりくりとなっているのか傾向が分かります。令和4年度のやりくりは、どのようなものであったのかお尋ねいたします。

3点目としまして、令和4年度の財政運営状況につきまして、国民健康保険特別会計における令和4年度の財政運営状況はどのようなものであったのか。再差引収支、国保保険証の短期証などの発行状況、基金の積立て残高の状況など運営状況を踏まえ、国保加入者への負担軽減対策等についてお尋ねをいたします。

次に、大項目2点目となります。

矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例について。

条例制定によって、住民が声を出せない等の萎縮をしてしまい、自らの意見や思い、要望等が言えない状況が生まれることは望ましいことではありません。実際にある事例などを鑑みて、条例制定でない方法でのクレーム対応術等の検討も含め、再検討を願い質問する次第でございます。

1点目として、制約、制限せしめるものとして、条例、規則、規定、要領、要項などが上げられますが、これらの法的な拘束力の差異はどのようになっているのか伺います。

2点目としまして、不当、不当な行為、不当要求とは、どのように定義をされるのかお尋ねいたします。

3点目としまして、不当要求への対応としての公正さをどのように担保するのか。また、他自治体での取組事例等をお伺いいたします。

大項目3点目としまして、文化財保護、歴史民俗資料収蔵庫、歴史民俗資料館、学芸員の選任についてお尋ねをいたします。

同僚議員と重複するところがございますが、私としましては、第四次矢吹町教育振興基本計画が本年度で終了し、新たに第五次矢吹町教育振興基本計画が策定されます。この計画では、文化財保護や活用政策はどのように扱われるのか、現況と今後の動向が多くの関係者の皆様の関心を集めております。

そこで、1点目として、矢吹町の歴史民俗資料の保存と活用の現状はどのようになっているのか。また、今後は具体的にどのように取り組まれるのか、第五次矢吹町教育振興基本計画での策定内容をも踏まえてお示し願います。

次に、文化財保護審議会、文化振興審議会がありますが、これら審議会の位置づけはどのようなものなのか。また、教育委員会との関係はどのようなものなのかお伺いいたします。

最後に、矢吹町の歴史民俗資料の保存と活用を踏まえ、学芸員の職務と雇用契約の内容、選定、選任、経緯等をお尋ねいたします。

以上でございます。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、一般会計における近年来の財政調整基金の残高等の動向についてのおたただしであります。まず、財政調整基金の残高につきましては、平成30年度末が約8億5,700万円、令和元年度末が約8億2,000万円、令和2年度末が約10億2,500万円、令和3年度末が約11億7,200万円、令和4年度末が約13億8,300万円となっており、令和5年8月31日現在においては、約10億5,400万円の残高となっております。

次に、基準財政需要額についてであります。

基準財政需要額は、地方交付税法に基づきまして、各地方公共団体の需要を合理的に算定した額であり、本町の算出額は、平成30年度が35億8,896万4,000円、令和元年度が36億7,223万3,000円、令和2年度が38億5,222万6,000円、令和3年度が40億9,561万7,000円、令和4年度が41億4,922万9,000円と、平成30年度以降の5年間については、年々増加している状況であります。

同様に、地方公共団体の財政力を合理的に算出した基準財政収入額については、平成30年度が21億9,182万1,000円、令和元年度が22億1,631万1,000円、令和2年度が23億4,236万7,000円、令和3年度が23億5,668万3,000円、令和4年度が25億54万6,000円と、こちらも年々増加している状況であります。

これら基準財政需要額と基準財政収入額により算出される普通交付税につきましては、平成30年度が13億9,714万3,000円、令和元年度が14億6,409万9,000円、令和2年度が15億789万1,000円、令和3年度が17億3,882万8,000円、令和4年度が16億5,282万1,000円と、こちらも年々増加している状況であります。

一方で、国から交付される地方交付税の原資が足りないというために、不足分の一部を地方公共団体が地方債として借り入れる臨時財政対策債につきましては、平成30年度が2億5,812万9,000円、令和元年度が2億1,794万8,000円、令和2年度が2億2,976万4,000円、令和3年度が3億1,201万3,000円、そして令和4年度が8,680万6,000円となっており、特に令和4年度におきましては、対前年度比で約72%という大変大幅な減額となっております。福島県内のほとんどの自治体においても同様の状況でございまして、60%から75%が減額さ

れております。臨時財政対策債につきましては、総務省が定める令和5年度地方財政計画におきましても、令和4年度比で約44%の減となっていることから、今後につきましても全国的に減少が見込まれております。

歳入の性質上、地方交付税は、国や県の基準に基づき交付される依存財源に区分されることから、町が独自に収入額を決めることができないため、町といたしましては、引き続き単年度の収支バランスを良好な状態に維持しつつ、財政調整基金等を計画的に活用し、長期的な視点に立った健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和4年度の財政運営についてのおたかしであります。

令和4年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支が2億6,098万6,000円の黒字、形式収支から繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源、これを差し引いた実質収支は2億1,857万3,000円の黒字となっております。

一方で、令和4年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支につきましては、マイナス2億58万円となっております。実質収支には、前年度以前の決算のプラスの累積である剰余金が繰越金として歳入に含まれているため、これらを除いて単年度収支として当該年度のみ収支を表すものであります。

単年度収支は、単純にプラスが続けばよいというものではなく、一定期間を置いてマイナスとなることもあり、マイナスとプラスが繰り返す状態が財政運営上は通常の状態であるとされております。営利を目的とする民間企業で黒字が続くことは問題ありませんが、地方公共団体は営利を目的としていないため、黒字が続いている場合、住民サービスの向上のために必要な事業が行われているか、そここのところを十分に検討しなければなりません。実際に、本町においては、平成30年度と令和2年度がマイナス、平成元年度と令和3年度がプラスと、マイナスとプラスが交互に繰り返されておりますので、適正な財政運営に基づき事業が行われているものと認識しております。

次に、実質単年度収支であります。令和4年度につきましては、マイナス4億8,142万2,000円となっております。実質単年度収支は、単年度収支から財政調整基金や地方債繰上償還の影響を取り除いたもので、仮に積立てや繰上償還をしない場合、その財源は不用額となり、剰余金としてプラスの一部となり、逆に、取崩しをしない場合、その分の剰余金が減少するということとなります。普通に言う単年度収支ということと違うということですね。

令和4年度につきましては、過大に交付された国からの交付税の返還、令和4年3月の福島県沖地震の災害復旧費、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策などに対しまして、約3億3,000万円の財政調整基金を取り崩して対応を図ったところであります。

財政調整基金、これは蓄えなんです。財政調整基金は災害復旧、地方債の繰上償還、その他財源に不足が生じた際の財源として積み立てているものでありますので、今回の取崩しに関しましても、適正な運用であったと認識しております。

財政調整基金の残高につきましては、一般的には標準財政規模の10%から20%程度が適正な額とされております。本町の令和5年8月31日現在の財政調整基金の残高が約10億5,400万円であり、この基準によりますと、本町の標準財政規模が約50億であるとされております。そうしますと、50億に対して先ほどの10億

5,400万ということになりますので、標準財政規模の21%、約2割強ということになります。これは先ほどお話をしました基準を十分に満たす資金、適正な規模ということで、確保しているということとと考えてございます。

今後も、各種財政指標の性質を的確に捉えながら、住民サービスの向上とともに、将来の財政負担の軽減等を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計の財政状況等についてのおただしであります。

本町の国民健康保険被保険者数は、少子高齢化や社会保険等の適用拡大、さらには、団塊の世代の方が75歳になり後期高齢者医療制度に移行すること等により減少を続けており、令和4年度末現在は3,626名、前年度末と比較しまして213名の減となっております。

被保険者証は、通常1年間の有効期間となっておりますが、国民健康保険税に未納があり基準に該当する世帯には、被保険者間の負担の公平性の確保や面談機会の確保等を目的に、期間の短い短期被保険者証や、医療機関で診療費の10割分を支払い、後日、町への申請により自己負担額を除いた保険給付額の支給を受けるという資格証明書を交付しております。

なお、令和4年度は、短期被保険者証を82世帯108名、資格証明書を22世帯26名に交付しております。

次に、財政状況についてであります。被保険者数の減少とともに予算規模も縮小傾向にあり、令和4年度決算額は歳入が16億3,963万円、歳出が16億2,480万2,000円、実質収支額が1,482万8,000円の黒字、財源補填的な繰入れ等を除いた再差引収支額は1,932万1,000円のマイナスとなっております。

この再差引収支額は、国民健康保険税の税率引上げによる自主財源の確保等により改善する必要がありますが、令和元年台風やその後の福島県沖地震等の大変大きな自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、今般の物価高騰など、この状況下での税率の引上げは被保険者に与える負担が大変大きいと考えられることから、平成30年度以降、先ほどの災害等のところから、本町では税率を据置き、繰越金や国民健康保険給付金支払準備基金を活用した事業運営を行っております。蓄えであるとか繰越金、こういったもので補っているということでもあります。

国民健康保険給付金支払準備基金の残高は、令和4年度末現在で2億8,489万4,000円であり、令和2年度末に3億4,985万3,000円まで積み立てて以降、歳入予算額の不足分を補うため、令和3年度に4,500万円、令和4年度に2,000万円を取り崩しての事業運営を行っております。

議員おただしの負担軽減策についてであります。本町では、地方税法に基づき、倒産や解雇、雇い止めによる非自発的な事由による離職者に対する国民健康保険税の軽減や、世帯の所得が一定の基準に満たない低所得世帯に対する均等割及び均等割の7割、5割、または2割分の軽減を実施しております。ちょっと読み直します、一部飛びましたね、2行目から、途中から。世帯の所得が一定の基準に満たない低所得世帯に対する均等割及び平等割、この7割、5割、または2割の軽減を実施しております。一部、ちょっと飛びました、失礼しました。

これらの軽減制度によって減額された国民健康保険税は、国の特別調整交付金や保険基盤安定負担金の対象となりますが、町が独自に軽減を実施した場合は自主財源による実施となることや、軽減対象とならない被保険者との公平性の確保の観点から、現在、町独自の軽減は実施しておりません。

議員おただしのとおり、山形県西川町では、独自の負担軽減策として、令和4年度から4年間の税率引下げを、基金を活用して行っております。

税率を引き下げることによって全被保険者が対象となるため、対象とならない被保険者が発生することはありませんが、国民健康保険は一般会計からの繰入れを行いながら事業を運営しており、一般会計からの繰入額も基金の積立額に影響を与えているということから、基金を活用した国民健康保険税の軽減策の導入は、国民健康保険に加入していない町民との公平性の観点、この公平性の観点から、慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

なお、令和11年度を目標年度として、福島県が県内市町村の国民健康保険事業や財政状況を一体的に管理することで、安定的な国民健康保険運営を持続させることを目的に、県を国民健康保険の保険者とし、これまで市町村ごとに定めていた国民健康保険税の税率を、県内全市町村で統一する取組が進められております。

さきに答弁いたしましたとおり、国民健康保険税率を据え置き、令和3年度決算以降、基金を取り崩して事業を運営している状況、先ほどのコロナであるとか、地震であるとか、物価であるとか、様々な状況に鑑みて、このような負担を増やさないとやってきたわけですが、基金を新たな負担軽減に積極的に活用するのではなく、今後の予算状況、医療費の動向、国民健康保険税率の県内統一化の検討状況を勘案し、税率に大きな変動が生じないように活用していくなど、適切に管理していくことで被保険者全体への還元、あくまで被保険者全体への還元につながるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、条例、規則、規定、そして要領、要項などの法的な拘束力の差異についてのおただしでございます。

条例、規則、規定、そして要領、要項のうち法的拘束力があるのは、条例及び規則となり、規定、要領、要綱については、それ自体には法的な拘束力を持つものではありません。

法的拘束力があるもののうち条例は、地方自治法第14条第2項に、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とされております。このことにより、本条例において私をはじめ職員にも責務を定め、また、関係者につきましても、公正かつ適正な職務執行についてご理解とご協力をさせていただくための責務を規定させていただいております。

条例と規則は、法としての効力に優劣関係はありませんが、抵触関係が生じた場合には、住民の代表者で組織する議会の制定する条例が優先すると解されています。

町民からの多様な意見や要望を伺い、施策に反映し、よりよい行政サービスを提供することは行政の務めでもあります。

しかしながら、近年、民間企業等で客による大変著しい迷惑行為、カスタマーハラスメントへの対策が強化される中、令和2年に、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針が厚生労働省において策定されました。顧客等からの不当要求行為に関して、事業主は適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮を行うこと、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められております。

また、令和4年2月には、これらに対するカスタマーハラスメント対策企業マニュアルが作成されるなど、事業主は従業員を守る対応が求められてきております。自治体におきましても、令和2年に総務省から各都道府県知事経由で市町村長に対し、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメント防止に向けた対応につ

いての情報提供があり、業務の範囲や程度を超える要求をするものに関する苦情相談があった場合に、組織として対応を行っていただきたい旨の通知があり、官民間問わず対応が求められる社会情勢になってきております。本町においても、これら社会情勢の状況を踏まえまして、議会に上程をさせていただきました。

公正で開かれた議会の場においてご審議をいただき、町としての公正な職務執行の確保に係る手続について町民の皆様にご理解をいただくことで、町政に対する信頼を確保し、広く公益の増進を図ってまいりたいということから、条例として制定するものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、不当、不当な行為、不当要求の定義についてのおただしであります。

まず、矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例におきましては、不当、不当な行為についての定義はありませんが、一般的に「不当」につきましては、「正当又は適当でないこと、道理に合わないこと」として定義されております。当該条例におきましても、同様の意味であります。

「不当な行為」につきましても、同様に「正当又は適当でない、道理に合わないことについて目的を持って意識的にする行い」として、一般的に解釈されております。

最後に、不当要求についてであります。矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例第2条第5項に、不当要求行為として、大きく分けて2つに分類し定義づけをしております。1つは、職員に対して正当な理由がなく求める行為と、もう一つが、職員に対して自らの要求を直接的又は間接的に実現しようとして行う行為となっております。正当な理由なく求める行為として、1つ目に「特定の者に対して有利又は不利な取扱いをすること」、2つ目に「特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること」、3つ目に「職務上知ることのできた秘密を漏らすこと」、4つ目に「入札の公正を害すること又は公正な契約事務の執行を妨げること」、5つ目に「人事の公正を害すること」、6つ目に「法令等に違反する行為を行うこと」と規定させていただいております。

次に、自らの要求を直接的又は間接的に実現しようとして行う行為として、1つ目に「職員又はその親族等の生命、身体、身分、財産等に対して危害を加える旨を伝える行為」、2つ目に「職員又はその親族等を侮辱し、又は名誉を棄損する行為」、3つ目「職員又は職員が使用する設備、備品等に対して、身体又は物を用いて暴行を加え、又は加えようとする行為」、4つ目に「職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む脅迫的行為」、5つ目に「特定の職員又は町長による対応を繰り返し求める行為」、6つ目に「正当な理由なく長時間居座る行為」、7つ目に「正当な理由なく職員に付きまとう行為」、8つ目に「社会的相当性を逸脱し、職員の業務に支障を生じさせる行為」として定義しております。

これら不当要求行為は、公正公平な職務執行の妨げとなる公共の利益に反する行為であることから、町として毅然と対応し、よりよい行政サービスを提供してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、不当要求行為への対応としての公正さの担保と他自治体の事例についてのおただしであります。公益の増進、信頼の確保を図るためには、公平かつ公正な職務執行が不可欠であります。不当要求行為として定義した行為への対応については、本来、果たすべき義務のない要求等に対して対応するものであることから、これに時間を費やし本来の業務、サービスの停滞を招くことは、公共の利益に反することとなります。

また、公正さの担保として、本町に対する要望であるか、不当要求行為であるかの判断は、調査等により判断してまいります。事案発生から各課の所属長より総務課長への報告を経て、総務課長において調査等が必要

な事案については、総務課長より私へ報告があります。私から公正職務審査会へ諮問し、当該関係者からは聞き取りを行った上で、公正職務審査会の審査結果の意見をいただくものであります。このことから、判断を要するものについては、各課で不当要求行為と判断するものではなく、審査会において統一的な見解を示し、公正さを担保した上で対応してまいります。

他自治体の事例におきましては、一般財団法人地方自治研究機構が令和5年3月31日時点で調査した内容によりますと、「不当要求行為」を条例名に使用しているものは40団体、「公正な職務の執行」、または「公正な職務執行」などを条例名に使用しているものは37団体であり、全国で77団体の地方公共団体で運用されております。

県内におきましては、二本松市、鏡石町、北塩原村の3市町村が同様の条例を既に制定しております。また、条例以外の例規につきましては、34団体で制定されております。

公平かつ公正な職務執行を確保し、信頼の確保、公益の増進を図り、今後とも、よりよい行政サービスを提供するため上程させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町の歴史民俗資料の保存と活用の現状等についてのおただしであります。さきの安井議員への答弁と重複いたしますが、矢吹町文化財保護審議会の建議に基づき、平成30年度に空調設備、紫外線等から保護するための暗幕カーテン、火災から貴重な資料を守るための火災報知器、防犯・盗難対策としての機械警備を整備しております。さらに、令和元年度には電話配線、令和2年度には排水設備工事、令和4年度には水道工事、動力設備設置工事改修を実施し、計画的に整備しているところでございます。

また、令和4年度には、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫資料調査及びコンサルタント業務を委託し、収蔵庫内の環境調査等を行っております。

収蔵庫内の資料の保存状態については、ナカバヤシ株式会社の調査報告では、おおむね良好に保たれている状態であるが、一部劣化や、一部カビの発生や、虫による被害があると報告を受けております。

今後は、ナカバヤシ株式会社により示される改善スケジュールを基に、学芸員と協議し、消毒用エタノールによる殺カビ処理や薫蒸ガスによる殺カビを行い、収蔵庫内の環境改善を図るとともに、利活用についても検討してまいります。

さらには、現在、議員おただしの第五次矢吹町教育振興基本計画の策定時期であることから、町文化財保護活用事業においても、歴史民俗資料収蔵庫内の環境改善と活用が実施できるよう、基本計画を見直してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、文化財保護審議会、文化振興審議会の位置づけと教育委員会との関係についてのおただしですが、初めに、文化財保護審議会及び文化振興審議会の役割であります。地方自治法第138条の4第3項において、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理

委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」としており、矢吹町文化財保護審議会条例及び矢吹町文化振興審議会に関する条例により当該審議会を設置しております。

両審議会の所掌事務につきましては、地方自治法第202条の3第1項により、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする」としており、教育委員会の諮問に応じて、これらの事項に建議することとなっております。両審議会は、最終的な意思決定を行う権限はなく、教育委員会に建議として意見を述べるのが役割であり、その採否は教育委員会が判断し裁量することとなります。

今後も、審議会の意見を尊重しながら、本町の文化財の保護並びに文化振興を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、学芸員の職務と雇用契約の内容、選定、選任、経緯等についてのおただしであります。安井議員への答弁と重複いたしますが、現在、7月から会計年度任用職員として採用している学芸員の方につきましては、本町にゆかりのある方で、東日本大震災により被災した小峰城や熊本地震で被災した熊本城の再建に携わっている経験豊かな方で、これまでも本町の文化財の調査について指導、助言をいただいております。

学芸員の職務と雇用契約の内容につきましては、矢吹町教育委員会事務局パートタイム会計年度任用職員に任命し、併せて学芸員に命じ、職務内容については、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫学芸員募集要項に定める、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫内に関する資料の分類や、目録等の作成、保管、収容、管理に関することを担っていただいております。

現在、週1回の勤務ではありますが、熱心に収蔵庫の状況把握に努めていただいております。収蔵庫内にある古文書等の収蔵品の状況把握と収蔵目録との整合性について確認していただいております。

さらに、農具などの民具や、土器などの出土品等についての状況を把握していただくとともに、収蔵品の適切な整理、保管に向けて、どの程度の人員、期間が必要なのか検討していただいております。

今後は、検討結果に基づき作業員を雇用し、整理、保管作業の指導にも当たっていただく予定であります。

また、利活用についても、指導、助言をいただき進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、財政の面からお尋ねいたします。

初めに、令和4年度決算に関する中であって、財政運営状況等の答弁がございました。その中で、令和4年度末での財政調整基金の残高、令和4年度末が約13億8,300万というふうになっておりましたが、これは決算残高なのかどうかお尋ねいたします。いわゆる令和4年度という中のやりくり等におきましては、財政調整基金等を取り崩しておりますので、そういったものも踏まえた後での、決算後の残高ということで間違いのない数

字なのか確認をいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財政調整基金、13億8,389万3,332円については、決算書のほうに基金として残高、出ておりますが、こちら令和5年3月31日現在高でございまして、実際には出納整理期間において、4月、5月において、その後、決算書のほうに記載してございます3億の取崩しというのを行っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 3月31日の残高は分かりました。決算処理を行った後での残高というもの、いわゆる決算残高というものは、この数字でよろしいのかどうかということをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問に答弁いたします。

先ほど、大変失礼いたしました。令和5年3月31日現在高は、先ほどの13億というところになるんですが、この後、取り崩しておりますので、5月31日現在高といたしましては、財政調整基金は10億5,458万6,252円ということになります。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 13億8,300万という数字ではなくて、決算後の残高、決算残高としましては10億5,000万何がしというところであると。平成30年度から比べても、2億ほどは、積み増しがなされてきたということで理解したいと思います。非常に喜ばしいような内容かなとは思っております。

蛭田町政、1期4年、間もなくたちますが、財政的な運営におきましては、町長はどのような思いでおられるか、財政的としては非常によくなったという思いなのか、その辺の課題等について、令和4年度の決算を踏まえて、感想があればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 青山議員、もう少しきちっと質問していただければ。

○11番（青山英樹君） 今の質問。

○議長（角田秀明君） 具体的に。

○11番（青山英樹君） 例を取れば、今、財調を聞きまして、2億ほどたまってきたわけでありまして、初めて矢吹町のかじを取って4年間運営してきたという中であって、一つの結果かなと思ひまして。そういったものに対しての思いといいますか、自分なりの評価なり、そういったものがあればお答えいただきたいというふ

うに思ったわけでございます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 11番、青山議員への追加質問にお答えします。

青山議員、お褒めの言葉をいただくと、なかなかこの辺が、こう、なんでありますけれども。これまで財務指標その他が大変厳しかったり、様々なものが黒字にならなかったりとか、そういったことがございましたが、やはり、取りあえず今のところ、大きな、例えば箱物等については抑えながら、そして、元総合運動公園の予定地のところについての公社からの借入金を、2億7,000万ですか、それを7年分のやつを返したりとか、とにかく借金を、とにかく何とかして返していく、借財を返していく、そして大きな投資については、必要な投資以外は、今のところ、財政がよくなってきたら、私は将来に向けてプラスになる投資はしようと思っています。

ただし、今は、大きな投資としては、例えば、善郷小学校の放課後児童クラブ、本当に必要とされているもの、これについてはしてきた、借金は返してきた。その結果、様々な指標については、前にご説明をいたしましたが、財務局のほうでも、我々、やっぱり国に借金をしている側としましては、財務局のほうでも、債権者として見て回っているようなことで、見て来られましたが、矢吹町はそういう意味で、先ほどの債務、それから、それが何年で返せる、それから借金が増えている、減っているということからすると、大変よくなっているという評価をいただきました。

ただ、私としては、これは家計でも同じでありますけれども、借金を返していけば、蓄えはなかなかできないと。ただ、今、まさに青山議員におっしゃっていただいたように、蓄えのほうもある程度、やるべきことは、特に福祉関係とかやるべきことはやりながらも、蓄えのほうも、先ほどのように一番大事な、先ほど説明の中にもありましたが、様々な災害であったり、何かの大事なときに使うお金であったり、そういう意味での蓄えとしての財政調整基金につきましては、しっかりと増やしてこれたのかなと。ただ、これからいろんなことをやるに当たっては、まだまだ不足です。周辺自治体は意外と、皆さん、知っていただきたいんです。例えば、一時期の中島村は、1人当たりでいくと矢吹町の5倍の財政調整基金を持っておりました。それと比べて、大分一生懸命、追いかけて追いかけて、1人当たりで、やっぱりきちんと積み上げていかないと、様々なことができないので、ずうたいは矢吹はでかいけれども1人当たりは小さいと、それが実態であります。

大変、私、青山議員に褒めていただくなんて、生まれて初めてじゃないかと思えますんで、非常にうれしいなと思っておりますが、そういったことについては、これからも本当に、様々な議員の皆様、青山議員のまたご指導、ご助言なんかもいただきながら、しっかりとやっていかななくてはいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 素直に、よかったことは、よかったかなというふうに思っております。特に、議会の

ほうも、過去10年来、震災以降も、やはり財政については、かなり厳しい質問も同僚議員等と行ってきておりまして、そういったものも蛭田町長には聞き入れてもらえたのかなという、議会としてのチェックアンドバランス、二元代表としてのチェックをしていくということと、あとは、執行側とのバランスという中であって、非常にいい結果が出てきたのかなというふうに私自身は思っております。

特に、この10年前から比べますと、実質的将来財政負担額比率というのがありまして、俗に言う、実質的借金残高比率というのがあるんですね。これが、10年前ですとやっぱり200%近かったものが、令和3年度では144%というふうに、50から100が目安なんですけれども、これが、もう60%ぐらい改善してきたということもありますし、起債のほうも、ここ数年来でもって77億ということで、3億強減ってきたということもあります。そういう意味では、議会も機能してきて、町のほうともバランスが取れてきた一つの成果なのかなというふうには思っております。

ただ、今年度に限っては、やはり先ほど説明ございましたが、実質単年度収支とかが、やはり1年ごとにプラス、マイナスが望ましいとはいうところですけども、これがやっぱり継続的に減っていくと、まずい状況になるんですね。例えば、今年度であれば3億2,000万の貯金の取崩しをしているわけでありまして、財調、先ほど聞きましたらば10億ですね。同じ運営をしていったら3年間で底がなくなっちゃうわけですね。ですから、やはりこれが、継続的に単年度収支なりが連続して下がっていくというのが、それは避けなければならないというところで、これは議会のほうとしても、またそういったことがあれば指摘させていただきたいなどは思っております。

質問ではなかったところなんですけど、併せてちょっとお聞きしたいのは、実質公債費比率なんです。

今年に限っては、令和4年度、ちょっと悪くなりまして、単年度実質公債比率、3年平均で出てくるわけなんですけど、単年度でいきますと今年は12.49%なんですね。令和2年度は、先ほど申し上げましたように、本当に令和元年、2年、3年というのは、非常に改善する要素がたくさんありまして、令和2年度だと、実質公債比率、単年度で11.34%、令和3年度でもって、またよくなりまして、実質公債比率、単年度で10.88%ということで11%を切りました。それが、今年になって単年度収支が12.49%ということで、およそ1.5%強ほど数値が悪化しているということなんです。多様な社会性でありまして、やはりいろんな需要とかも出てくるわけなんですけど、そこのところほどのような変化があったのかご説明をいただければ、お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

実質公債費比率の増の要因というところでございますが、まず、町長の答弁にございましたように、臨時財政対策債のほう、大幅に歳入のほう減、72%本町では減ったというところで、まずは、その歳入のほうの減というところが大きな要因かなというふうに分析しております。

以上でございます。

〔「ほかの視点の要因」「答弁で言っています」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今、ご答弁いただきましたが、実質公債費比率の計算式からいきますと、やっぱりその借金の部分、公債費の部分での変動が一番強いんじゃないかなと思うんですが、いわゆる今言われた理由の中には、いわゆる公債費、いわゆる起債とか、そういったものについての変動が、ちょっと説明がなかったんですが、いわゆる算入公債費等の額ですよ。その辺が、算入公債費等の額がちょっと減ってきている。それでいながら、なおかつ元利償還金、または準元利償還金の数が大きいがために、分子がかなり小さくなったがためにというので、ちょっと増えてきているはずなんですよ。だから、その辺が具体的にどういう事例があったのかというのが説明で出てくるかと思ったんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

青山議員、先ほどおっしゃったとおり、公債費としての比較、令和3年度と比較しますと、約1%ほど下がっております。ただし、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源というところで、水道事業会計の繰入金のほうが若干伸びているというところで、分子のほうが増えているというところになります。ですので、全体的には下がっているんですが、若干その繰入金が増えたというところでの変動というところがございます。

○11番（青山英樹君） はい、分かりました。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 実質公債費比率に関しましては、去年が福島県では7位ということで、悪いほうからですが、ワーストという言葉は、もう除かれてもいいのかなというところではあります。ただ今年、1.5%強下がりましたので、またどうなるかはちょっと分かりませんが、県内の市町村の決算が終わったら、また出てくるんじゃないかと思いますが、まだちょっと気になるころではあります。

そして、もう一点は、令和4年度の歳出におきまして、補助費が50%、去年より伸びていて、繰出金が35%減っていると。つまり、一般会計からの繰り出しを去年から比較すれば減らして、補助費でもって多く出しているという、そういうやりくりをしてしまったということは、繰り出しは、結構、財政的な面での措置、財政支援措置が多いわけで、それを減らしてしまったのかなという懸念が、この決算状況表からは見て取れるんですが、そこは実際どうだったのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

補助費のほうが増えているというお話でした、補助費……

○11番（青山英樹君） 補助費が51.8%、去年よりも、令和3年度よりも上昇して、それも補助費のうちの一部事務組合とか負担金、寄附金じゃなくて、その他のほうで257%増えているんですよ。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） はい、申し訳ありません。ありがとうございます。

令和4年度から、下水道企業会計導入されました、それまで繰入金で支出していたところ、負担金というところに切り替わったというのが要因でございます。

以上でございます。

○11番（青山英樹君） 繰り出しじゃなくて で。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） はい、繰り出しではなくて負担金で支出ということです。

以上です。

○11番（青山英樹君） なるほど、はい。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 理解いたしました。公営企業ということでの補助費に転換したということですね、企業会計になったがために。はい、了解いたしました。

はい、そして次には、ちょっとお尋ねしたいのは、時間もあれですけども、国保会計での取組についてお尋ねをしたいと思います。

非常に、再差引収支が、去年はたしか黒字になったかと思ったんですが、今年は大きい金額ではないんですが赤字になっている、マイナスになっているということで、そういう中で、いわゆる弱者に対する補助等が、なかなか厳しいという話でしたが、ちょっとお尋ねしたいんですけども、それ以上に、本当に国保加入者というのは非常に苦しいんですね。公平性、公正性と言いましたが、一般の会社員の方々は、会社でもって折半してくれていますから、半分負担なんですよ。そうしたら、かえって何もない一次産業者のほうが、不公平なんじゃないでしょうか。そういう意味合いもあって、以前から、一般会計から国保会計のほうに7,000万ほど矢吹町も財政措置をしていたわけなんですね。ですから、そこは公平というよりも、もともと弱者の方々が、やっぱりなおさら苦しくなっている。

そこでお尋ねしたいんですけども、国保の被保険者1人当たりの平均所得というものがありまして、これが令和2年、3年、4年、このところを、どういうふうに変化してきているのかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 青山君、これ通告にないんです。 ないです。

○11番（青山英樹君） 財政の政策として、それをちょっと資料として聞きたいんですよ。

持っているでしょう。あるでしょう。

○議長（角田秀明君） 通告にないので……

○11番（青山英樹君） いや、だから、あの、これは必要なんです。いわゆる政策として、いわゆる西川町でやったように、財政措置をできるか、できないかというところでの条件として必要なところですよということです。だからそれを出してください。

○議長（角田秀明君） 通告にないので、後で資料として出してもらうようお願いして、それであれしてくだ

さい。了解してください。

○11番（青山英樹君） 分かりました。じゃ、はい。

○議長（角田秀明君） 再質問。

11番。

○11番（青山英樹君） 平均所得額というのは、非常にこのところ国保関係者、令和2年が56万5,000円、それから令和3年で50万、そして令和4年度で50万を切っているんですね。そういうふうな3年間でも、6万、7万ぐらいずつ所得が減ってきている。しかも、国民健康保険税の7割軽減世帯も、これ増えているんですよ。600台から700台を超えて、もう100世帯ぐらいこの3年間で増えてきているんです。そういう状況にあって、やはり公平性とかそういったものを考えるのであれば、なおさら以前のように、一般会計からの繰り出しというものをどこかでもって捻出してこなければ、これは一次産業従事者の方々、本当に苦しい状況でございまして、低所得者も多いわけですから、今、申し上げましたように、700世帯を超えての低所得者の7割軽減世帯とかがあるわけですから、そこは政策として今後考えていかなければならないところだろうということで、その辺は、町として把握されて、何らかの手を打たなければならないという認識があるのか、ないのかお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

青山議員おっしゃるとおり、低所得世帯、あとは所得がないというような世帯、増えているのは十二分に把握してございます。そうした中で、町では答弁中にもあるとおり、国民健康保険税率を、令和3年度以降、据え置いた対応、さらに基金を取り崩した予算編成をしているということで、現状、非常に厳しいのは、青山議員、把握していただいております。答弁書にもあるとおり、再差引収支額が1,932万1,000円のマイナスというところの状況もございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 再差引収支が1,900万ほどの赤字というところでの理由で、なかなか厳しいというようにことでしたが、去年は、お幾らほどの黒字だったんでしょうか。たしか黒字になっているはずですが、それは分かりますでしょうか、お尋ねします。

〔「令和3年度でいいんですかね」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 3年度ですね。青山君、令和3年度ですね。

○11番（青山英樹君） 令和3年度、そうそう。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

○11番（青山英樹君） 令和3年度、マイナスだね、では令和2年度。

○議長（角田秀明君） では、1回は3年度で答弁してもらいます。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、令和3年度でございますが、マイナス1,637万1,000円でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 大変失礼いたしました。

平成29年から、ずっと令和2年まで黒字なんです、再差引収支。平成29年が2,743万、平成30年6,897万、令和元年度3,834万7,000円、令和2年度、今、いただきましたが、883万6,000円というふうにはずっと黒字なんです。ですから、ある程度の積立でもできていて、貯金のほうも、基金のほうも、3億でいいというところを3億4,000万、5,000万ぐらい伸びたのかというふうに思っているんですよ。そうしますと、ある程度、財源的なものは、できてくるのではないかというふうに思うわけなんです。そういう意味では、ただ単に再差引収支が去年と今年でもって赤字になったからできませんよというような、そういう単純なものではないんじゃないかと。もう少し内容を見ていけば、可能なこともあるのではないかと、そういうふうに思いまして、改めて一般会計からの財政措置等も踏まえまして、いかが考えられるか、検討されるのかどうかということ、私は期待しながら改めてお尋ねをいたしますが、何とか前向きに検討されるように、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

現在、国保保険会計につきましては、一般会計の繰入れということで、ルール分については満額、繰り入れさせていただいて、不足する部分につきましては国保基金を取り崩すという考えでございます。ですから、国保基金がある間は、不足分は国保の基金を利用すると。不足、底をついた場合には、一般会計にお願いするような考えでおりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 時間がなくなりまして、特会のほうの会計ありますので、そちらのほうで、また分からないところはお聞きしたいと思います。

次に、条例の制定での不当要求に関する問題と申しますか、その条例の制定について。

矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例についてお尋ねをしたいと思います。

そもそも、条例化しなければならないほどのことなのかどうかという問題がございます。我々議員としましても、やはり町民の皆様からの要望というのは、様々な形、形態で要求されることがございます。例えば、それが不当なことでも要求する権利は、どなたにもあるわけで、それは受ける義務はあるんですね。ただ、問題なのは、不当であるという手段、要求をするときの、もともと不当なことを要求することが不当要求という意味ではなくて、手段として行う行為です。例えば、机をたたいてとか、暴力行為をするとか、あるいは脅迫行為の言動をする、言うことを聞かないとかいうことをするぞとか、そういった要求のつけ方とか、それから、

あとは面会を強要したりとか、あとは誹謗中傷、名誉毀損、あるいは業務妨害、これらは、別に条例をつくらなくても十二分に現行の刑罰法において対応できるでしょうし、職員の皆様、我々もひっくるめてですけども、やはり、そこは要領とか、要項とか、自分たちの対応でもってできるんじゃないでしょうか。そこについては、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問に答弁させていただきます。

要綱でも十分対応できるのではないのかというような趣旨だったかと思いますが、我々の仕事というのは、当然にして町民の意見を伺い要望を受け止める、先ほどそれが不当な場合であってもというところは、恐らく、若干解釈といたしますか、ニュアンスが違ふかもしれませんが、後段におっしゃられた机をたたき、大声を上げ、罵声を浴びせ、恫喝し、脅迫し、こういったものを、条例のほうでは不当要求というふうに定義づけしております。ですので、そういった机をたたき、恫喝しながらの要求、自己の要望を通そうとするあまり、そういった行為に至る場合は、これは不当要求行為、それが執拗に繰り返された場合等は、不当要求行為と捉えます。そういった事例を、本町でも時々見受けられる。我々、公の仕事をしておりますので、もちろん職員としての聞く立場、寄り添う、話を伺うというのは当たり前でございます。それを、公として、そういう庁舎内で大声を発するような、他の町民にも迷惑がかかるような状況をつくらないようにするために、こういった条例を定めて、組織としても毅然と対応をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

現状、不当要求行為の対応に時間が割かれていることで、本当に必要な人への住民サービスの機会が奪われるという事態になっておりますので、こういったことは大変重く受け止めております。そういうほうが大きな損失を生んでいるというふうな状況は看過できないものでございますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

〔「条例じゃなくてもいいんじゃないかという」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 大丈夫……。再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今、しみじみと言われまして、私が不当要求をしているような感覚に陥ってしまいましたが、まず、基本的に相手が主張する以上は、まずは聞かなければならないというのが原点なんです。それで、その条例化する、なぜ条例化しなければならないのかということが、まずあるので、そこはどういうふうに考えておられるのか。条例化しなくとも現行の刑罰法があるわけですし、まして一番大事なのは、やはりサイレントマジョリティーなり、やはり声です。声をやっぱり拾い上げなくちゃならないというのが、まず1点ありまして、正直言って、本当に世も末かというメールをもらいまして、地方自治の理念がどうなっているんだというようなことを、メールで私らはもらったりしちゃっているんですよ。やっぱり、もっとやっぱり我々の立ち位置としては、住民サービスを考えれば、よりよく発言させるためのそういう環境づくりと、あとは、やはり自分たちでもって、そのための会話のマニュアルというものを、そういうところもやっぱり勉強し

ていかなくちゃいけないと思いますね。ファシリティをもっと高めていかなくちゃいけないだろうというふうにも思うわけなんです。

ですから、ただ単に封印するようなそういう条例ではなくて、やはり町民の声を、もっともっと発言させてもらうような、そういう環境をつくり出すことのほうが、私はメリットが多いんじゃないかというふうに思います。そこについては、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。条例で十分じゃないかというようなご質問だったかと思うんですが……

〔「違う、要綱で」「十分じゃない」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 失礼しました。要綱で十分じゃないかということですね、失礼いたしました。

条例以外で行っている自治体というのも確かにございます。しかし、そのほとんどが、平成16年当時、制定されたものが多くて、本町でも不当要求防止、不当要求行為等の排除に関する要綱というのがございますが、これも平成16年に制定しております。これは、当時の社会背景で暴力団対応のマニュアルといいますか、要綱に特化しております。昨今、民間等でも話題になってございます、そのカスタマーハラスメントやらというのは、十分に対応し切れておりません。そのようなことで、本町にも要綱はありますが、実質的に暴力団という対応の内容になっていきますので、そちらは適用できないということ。また、それを昇華させまして、カスタマーハラスメント対応、不当要求対応ということをつくったとしても、やはりそれは、あくまで内規であって、内部の規定、あまり町民には目につかないというところで、広く開かれたこの議会において条例化し、皆さんにご協力をいただくというところがなければ、効力に非常に差が出てまいります、効力ですね。そういった意味で、条例化させていただきたいと考えております。

ただし、青山議員がおっしゃっているように、封じ込めることが目的ではなくて、あくまでも先ほど来申し上げていますが、公の仕事をやっているこの公共の場で、お客様も職員も、民間であれば、お客様も社員も、我々職員も町民も互いに尊重される社会というのを目指してまいりたい、それを率先してこの行政である役場からやっていきたいというところが、この条例の根幹に思いがあります。ですので、本条例は必要と考えておりますので、何とぞご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 条例でなければならない、もう条例されるものを前提というようなことでもっての何か答弁にしか聞こえないんですが、1点だけ確認したいんですけども、これを不当要求というふうに判断するのは、公正職務審査会ということになります。その委員長が副町長で、副委員長、総務課長、委員、所属長ということです。これ、第三者、公平な人間誰もいないんですね。客観的にならず主観的になる要素が非常

に強い。いわゆる公平、公正、透明性、中立性が担保されていないわけなんです。そこに一つ大きな問題があると思いますが、課題としてありますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

審査会のほうの組織につきましては、条例のほうで設置するということは定めておりますが、その詳細につきましては、この後、規定します規則の中で組織立ててまいりますので、青山議員のおっしゃった、そういった第三者委員であるとかということも検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） 誠に申し訳ないんですが、熱心に質問しているところ、時間の延長を皆さんにお願いしなくちゃならないんで、申し訳ないんですが、時間を延長してこのまま一般質問を、会議を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、じゃこのまま続けさせていただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） それでは、再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 先ほども申し上げましたけれども、公平性、中立性、透明性、そういったものが第三者とか、そういったものが見えてこない部分がありまして、それは条例をつくってからというふうなお話だったのかなと思いますが、それでは、ちょっとめくら判になってしまうなと思いますね。そもそもやはり、地方自治の原点を考えれば、そういうものに寄らずに、そしてまた職員、議員なり、公職にある人間としての職務を全うする上においては、自分のスキルを高めるなり、そういった対応をまず考えるべきではないかというふうに私は進言して、この質問は終了いたします。

最後になりますが、文化財のほうの質問をさせていただきます。

時間がないので、簡単に申し入れますが、先ほど同僚議員からの質問もありましたが、文化財の保存に関しては非常に大事なことがあります。先ほど渡辺課長さんのほうから、どういった対応をするかということで説明は聞きました、ナカバヤシさんのほうの資料で。その中で、もう少し途中で、温度、湿度、虫、カビまでは行きましたが、紫外線についての対応は教育長から説明ありました。空気環境、災害というのがあります。空気環境に関しては、有機酸430マイクログラム、1立方当たりとか、アンモニア22マイクログラム、1立方とかというのがありまして、これを管理するといったら大変なことなんです。費用もかかるし、これはその技術者といいますか、そういったものにも精通しないといけない、やはりもっともっと専門的な方、そして週1回で済むようなことではないような方が欲しいと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

質問内容につきましては、週1回では学芸員さん、少ないのではないのかというふうな心配だと思います。今後におかれましては、学芸員と、さらには業務委託で調査をしていただいた提案を受けておりますナカバヤシ株式会社のほうからも、スケジュールを、事業を進めるためのアドバイスをいただけるような形になっておりますので、その二本立てにおいて保存のほうを、環境整備、さらには今、保存されているものについて整理をしてまいりたいと思いますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上で、11番、青山議員の再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

○11番（青山英樹君） ありがとうございます。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結をいたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りをいたします。議案第33号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、7名の委員をもって構成する第一予算決算特別委員会を、議案第34号及び認定第1号については、6名の委員をもって構成する第二予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算決算特別委員会、第二予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、私、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

ただいま配付しました第439回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおりで指名をいたしたい

と思います。

お諮りをいたします。議案第30号、第31号及び32号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、8月30日までに受理しました陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思ひます。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

本日は誠にご苦勞さまでございました。

（午後 4時06分）

令和5年9月19日（火曜日）

（第4号）

令和5年第439回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年9月19日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第30号・第31号・第32号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 陳情第12号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第33号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号
審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第34号
認定第1号
審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	三 村 正 一 君	8番	安 井 敬 博 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	富 永 創 造 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭 君	副 町 長	小 松 健 太 郎 君
教 育 長	大 杉 和 規 君	総 務 課 長	正 木 孝 也 君
企 画・デジタ ル 推 進 課 長	国 井 淳 一 君	ま ち づ く り 推 進 課 長	神 山 義 久 君
会 計 管 理 者 兼 総 合 窓 口 課 長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保 健 福 祉 課 長	山 野 辺 幸 徳 君	農 業 進 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 辰 美 君
商 工 観 光 課 長	柏 村 秀 一 君	都 市 整 備 課 長	有 松 泰 史 君
上 下 水 道 課 長	西 山 貴 夫 君	行 政 管 理 監 兼 危 機 管 理 監 兼 政 策 管 理 監	阿 部 正 人 君
教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	佐 藤 豊 君	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 憲 二 君
子 育 て 支 援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る9月12日の本会議において、各常任委員会、第一予算決算特別委員会、第二予算決算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第30号、第31号、第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第30号、第31号、第32号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴にお越しの皆様、誠にありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会の審査結果の報告をさせていただきます。

第434回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第30号、第31号、第32号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第30号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例。

本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、矢吹町税特別措置条例についての所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除の対象期間について、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」と改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例。

本案は、矢吹町職員の公正な職務執行を確保するために、町長、職員、関係者の職務を明確にするなど、必要な事項を定め町民の信頼を確保すること、また、公正な職務執行を妨げる不当要求等に対して組織として毅然と対応し、安全配慮義務を果たすとともに、公益の増進を図ることを目的に条例を制定するものであります。

討論に入り、高久委員から、そもそも不当要求をする住民については、条例制定をしても抑止が効かないのではないか。また、平成16年に定めた要綱がある中で、その改正をすることにより抑止ができるのではないか。今回の条例は、町民への説明が困難と考えるとの反対意見がありました。

また、三村委員から、一握りのクレーマーのために町民全員が拘束されるかのような印象を受ける。条例制定によってではなく、個別案件として、今ある法律や規則の範囲内で処理していくべきと考える。町民が主役のまちづくりの観点でいうと、職員が不当だと思ったら不当になってしまうのは、住民の権利を侵すことになりかねない。既存の要綱を強化すべきであるため、反対する意見がありました。

一方、熊田委員から、現在の要綱で抑止できなかった部分を、条例を制定することにより、町民や職員を守るというものであると認識している。万全の体制で有事に備えていかないと、町民や職員を守れない。不当要求対応により疲弊し職員が辞めていくのは、町の財産を失うに等しいことであるため、賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成少数により、否決すべきものと決しました。

議案第32号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、福島県市町村総合事務組合規約を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番。

○4番（藤井源喜君） 議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例の審議の中で、まず1つですが、これまでどのような不当要求行為があったのかという質疑はありましたか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

○1番（芳賀慎也君） そのような回答はありました。

○議長（角田秀明君） 4番。

○4番（藤井源喜君） その質疑に対する執行部からの説明は、どのようなものがありましたか

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

委員長。

○1番（芳賀慎也君） 藤井議員の質問にお答えします。

その質疑の内容ですけれども、実際にあった不当要求行為として、担当職員への執拗な個人攻撃、暴言を吐きながらの過度な要求、いわれのない誹謗中傷のSNSへの投稿、職員個人を名指した怪文書と長時間の電話、直接来庁しての長時間拘束、大量の公文書開示と恫喝、暴言、職員の自宅への電話などとの説明がございました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○4番（藤井源喜君） ございません。分かりました。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ないようですので、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論間違いがないように、討論の順序を説明をいたします。

議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例についての討論の順序につきましては、委員長報告は否決でありましたので、原案賛成者、原案反対者の順で行います。

初めに、議案第31号以外の議案についての討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 議案第31号以外の議案についての討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 次に、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例についての討論の発言を許します。

原案賛成の討論はありますか。

1番早かったのが13番でありますので、13番から賛成討論をお願いします。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴にいらしている皆さん、どうもありがとうございます。

それでは、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本町で実際にあった職員への不当要求行為は、先ほど委員長から回答がありました。

こうした事件の抑止のための有効な対策は何か。まさに、この条例であります。不当要求行為等に適切、迅速に対応でき、なおかつ有効な根拠となるのが、この議案31号の条例ではないでしょうか。不当要求行為として、今日の社会では、ハラスメントと呼ばれる問題があります。その対策も進んでおります。あおり運転ばかり、この不当な行為に引き込まれ、残念ながら亡くなられた方もおります。

こうした不当な行為等を誘発する引き金を抑止するために法律があり、また、ドライブレコーダー等の機材利用がなされております。抑止力を持つ、有効な条例がなければ、誰が職員を守るのでしょうか。相互信頼関係が生まれるのでしょうか。よき人材が育ち、確保できるのでしょうか。健康的な労働環境が提供されるのでありましょか。一部の者に媚びることのない公正な職務の執行を確保するためにも、この条例は必要であります。町の発展と、公正、公平な町民の福祉向上と、公共の利益の実現に必要な条例であります。

この議論に勝ち負けはない。常任委員会では、この議案第31号は否決されておりますが、もう一度熟慮され、この議場で、この議案が可決されることを訴えます。同僚議員の賛成への英断と、この条例の早急の実現をお

願いするものであります。

以上をもって、私の議案第31号の賛成討論といたします。

○議長（角田秀明君） 次に、原案に対して反対の討論はありますか。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例に対して、反対の立場で討論いたします。

既存の要綱を強化すべきであり、いきなり条例を制定するのではなく、町民への説明が困難であるため、議案第31号は、反対の立場で、皆さんのご理解をよろしく願います。

○議長（角田秀明君） 議案第31号について、そのほか討論がございますか。賛成の討論です。

5番。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆さん、改めておはようございます。

私は、議案第31号について、矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例について、賛成の立場で討論いたします。

職員の質を上げること、町民を守ること、町民に寄り添った対応を行うこと、これは町の職員として大前提であります。

一方で、町の職員が一部の行う者により、不当請求行為の対応に時間を割かれていることで、本当に必要な人への住民サービスの機会が奪われ、大きな損失が出ていることは看過できないものであります。

職員の公正、公平な職務執行を確保することを条例で制定することは、必要なことだと考えております。条例の名称において、不当請求行為対策条例ではなく、公正な職務執行の確保等に関する条例という名称でいるのは、職員の資質向上や服務規律の尊厳を大前提とした、町民をはじめとした関係者の努力と理解の下、公益の増進を図るためであり、町民の声を聞く責務を放棄するものではないと感じております。

そして、執拗に繰り返し行われる不当請求行為に対して、最終的に法的措置を講ずる記載もありますが、それが目的ではなく、途中において行う者自身が気づき、行為を自重することができるよう、かなり段階を踏んでいることが確認できます。町民の意見や要望を聞くことは当然の責務であり、ごく一部の不当な請求方法をしてくる方に対しての適用にするものであります。

互いを尊重する社会を目指すことは、現代社会において必要なことであります。この条例の下で、町民が住みよい町、倫理感やモラルのある町役場をつくれるのではないのでしょうか。

この議会という公正で開かれた場を通じて条例化することは、不当請求行為に対して時間を割くのではなく、大多数の善良な町民への行政サービスが奪われない役場をつくることのできる機会だと考えております。

近隣市町村でも、同じような条例があると聞いております。

同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 原案に反対の討論がございますか。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） それでは、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例に関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

一般財団法人の地方自治研究機構であります、こちらのホームページにいろいろな自治体の制定されている条例についての解説が記載されております。

中でも、令和5年4月9日に更新されております職員倫理、コンプライアンス、公益通報等に関する条例をまとめたページによりますと、この職員倫理、公正倫理、職員の倫理などを条例名に使用しているものは161団体、不当要求行為を条例名に使用している者は40団体、法令遵守、法令尊重などを条例名に指定しているものは36団体、そして当町の条例案と同じように、公正な職務執行などを条例名に指定しているものは37団体、コンプライアンスを条例名に使用しているものは23団体、公益通報または内部通報を条例名に使用しているものは20団体、職員不祥事防止を条例名に使用しているものは3団体、施政の透明性の推進などを条例名にしているものは2団体あります。これらが、このような不当要求行為等に対処する条例であったり、また、そのような要求行為等が発覚した、またはそれを知り得ることになった場合には、公益通報などをすること。また、職員に対しても、この地方自治体の職員として地方自治法等を尊重しながらコンプライアンスを守っていく、不当な要求には屈しない、そういった内容等が盛り込まれているものであります。

この全部の条例を、私はこの期間の中で調査したわけではありませんが、その中を見ていきますと、当町と同じように、やはり不当要求行為があった場合には、それに対して厳正な対処をしていく。また、行き過ぎた行為等があった場合、また法令に違反するような行為があった場合には、警察などにも通報しながら、捜査機関と協力しながら、厳正な対処を行っていくものと記載されているものと理解しました。

一方、当町の条例ですけれども、不当要求行為、このことに対しては、私も厳正に対処していくこと、そして、職員の皆さんに危害が及ぶような行為があった場合には、これに対しても厳正に対処していく。また、職員の生命を守っていくことは非常に重要であると考えております。そのことを否定するものではありません。

しかしながら、この不当要求行為と町民の要望活動、そういったものを区別するところに関しては、厳格に法律等に照らしながら慎重な判断を求めることが必要であると考えます。

このホームページ等に掲載している条例、条文などを調査いたしましたところ、当町では、この不当要求行為に対しては、町長が、これを認定するものとなっておりますが、その前段階として、その審査の委員会を設けまして、その委員会の中に諮問しまして、その行為が認定するべきかものかどうかというものを調査するとなっております。

しかしながら、この委員会については、構成するメンバーが、副町長、そして所属長、そして総務課長となっております。一方の当事者である町の職員だけで構成するもの、また、法律の専門家である弁護士等を審査委員に加えていないということからすると、本当に、正当な要求と不当要求行為がしっかりと区別して判断できるかどうか、今、私には疑問であります。

また、今回は、この条例案については、この議会の始まります前段階での全員協議会の中で、私たち全議員に説明されたものと認識しておりますが、その前には、何ら説明はありませんでした。

また、町民に対しても、ホームページ等での原案の公表、または意見を求めるなどのパブリックコメントも行われておりません。

そういったことから考えると、町が、適正にこの判断を行うことに不備が生じた場合、町民からの批判も免れ得ないわけであります。そのため、そういったことを行って、しっかりと他の条例も調査、研究をしながら、町民の理解を得た条例にしていくことが必要であると考え、私は、今回の条例案に対しては、反対の立場を取らせていただきます。

以上、同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 原案に賛成の立場の討論はございますか。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴にお越しく下さいました皆様、ありがとうございます。今日も元気にいきたいところですが、腰を痛めてしまいました。腰に響きますので、やじなどは控えていただきますようお願いいたします。

討論を始める前に、一言。

私たち、議員の改選まで、残り約半年となりました。

初当選からこれまでの3年半、町の議会とは、議員とはと……

〔「どの立場での討論」と呼ぶ者あり〕

○2番（関根貴将君） 賛成の立場で討論させていただきます。

それでは、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今回の議案第31号については、8月25日の全員協議会の中で、我々14名の議員全員に執行部より説明をいただいております。

—————（議長が取消を命じた発言）—————。

まず、不当な要求をする方に対しての人権的なものが論点とされているようですが、このあたりのことは中学生で習う基本的なことであります。議員様方ならば、当然お分かりのことかと思いますが、日本国憲法は国の最高法規であり、日本国憲法三大原則として、国民主権、平和主義、そして基本的人権の尊重があります。基本的人権の中身としましては、平等権、自由権、社会権、人権を確保するための権利、新しい人権などがあり、国民一人一人に権利が認められております。

ただし、憲法第13条の中で、個人の尊重や国民の持つ権利は、公共の福祉に反しない限り尊重されるとなっております。公共の福祉に反しない限りとは、簡単に言いますと、みんなの迷惑になる行為や、他人に害を及ぼしたり、傷つけたりしてはいけないよ、そういった場合は、自由や平等などの人権は認められないんだよということです。

—————（議長が取消を命じた発言）—————。

さて、人権については問題ないと理解していただけたと思いますが、私は、違う観点からお話したいです。この点は、盲点となっているかもしれません。

この条例は、不当要求をする者を守るための条例でもあることを理解していただきたいのです。残念ながら、これまで不当な要求行為などにより、町職員が心身を病み、限界を超え、職を去っていったということが何度かありました。もし、精神が崩壊し社会生活に復帰できないことを理由に加害者を訴え、裁判となった場合、多額の賠償金を支払わなければならない事態となるかもしれません。

また、誰もがスマートフォンを持ち、誰もがSNSに動画などを無記名で投稿できる今の時代、その加害者の方はもちろん、家族への誹謗中傷なども考えられます。

数か月前の寿司チェーン店で起きたことを思い出してください。本人に罪の意識がなくても、その迷惑行為はネットに拡散され、その日のうちに本人氏名や住所、高校なども特定され、訴訟問題に発展しました。条例がなくても、民法や刑法があるではないかという意見もあったと伺いましたが、司法という最後の手段に行く前に食い止めることが、この条例の目的でもあります。

また、分かりやすいように簡単に言いますが、この条例はサッカーのルールでいえば、イエローカード的な働きとも言えます。レッドカードでは、一発で退場となってしまいます。もっと簡単にいえば、黄色信号です。赤信号を暴走しようとする車を事前に止めませんか。大事故の後では遅いのです。

要綱を強化すべきという意見もありましたが、要綱には法的拘束力がないと、この前の一般質問で説明あったのではないですか。速度制限がない場所で安全運転を訴えても効果ありますでしょうか。

この条例の本質を見抜いてください。決して職員の権限を強くするものでも、町民の権利を奪うものでもございません。 —————（議長が取消を命じた発言）—————。

最後に、議場ではいろいろな意見があつてよいと思っております。ただし、賛成、反対には、明確な理由や信念を持ち、議論し、判断してほしいと願います。私の父も矢吹町議会議員でした。当時の父の判断が、息子である私を苦しめたこともありました。その辛さを知っている私だから言わせていただきます。賛成、反対どちらの立場であっても、胸を張って子や孫に真つ当な理由を語れるような判断をご期待いたします。

長い時間失礼いたしました。同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） はい。

○12番（熊田 宏君） 発言の削除を一部求めたい部分があります。

該当する部分としては、「そのような発言は控えていただきたい」との発言は、表現の自由や議員の権利を侵害することとなりますので、その該当部分は削除を求めます。

○議長（角田秀明君） 暫時休議して、議会運営委員会を開いてください。よろしくお願いいたします。

（午前10時35分）

○議長（角田秀明君） それでは再開をいたします。

（午前11時22分）

○議長（角田秀明君） 先ほどの関根議員の発言に対し、議会運営委員会において審議されておりますので、そ

の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会から、ご報告をいたします。

先ほど、議案第31号に関する討論の中で、関根議員の賛成討論において不適切な発言があり、その取扱いを協議しました。

その結果、討論の発言において、「そのような発言は控えていただきたい」という部分、討論に対する討論の発言部分、仮定の部分を削除すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） ただいまの議会運営委員会委員長から報告があった部分を関根議員に確認し、発言削除の申出がありましたので、発言を削除したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、「そのような発言は控えていただきたい」という部分、討論に対する討論の発言部分、仮定の部分は削除いたします。

なお、その部分の確認につきましては、私議長と議会運営委員会委員長において確認をしますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

それでは、先ほどに続きまして、議案第31号についての討論の反対の討論のある方は、討論を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆様、こんにちは。

私は、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例に、反対の立場で討論をいたします。

委員長報告からありましたとおり、委員会でも、一握りのクレーマーのために町民全員が拘束されるかのような印象を受ける。条例制定についてではなく、個別案件として、今ある法律や規則の範囲内で処理していくべきと考える。

それから、町民が主役のまちづくりの観点でいうと、職員が不当だと思ったら不当になってしまうのは、住民の権利を侵すことになりかねない。既存の要綱を強化すべきであるため反対するということで、委員会では反対をいたしました。

委員会では、約2時間にわたって、この議案第31号については審議をいたしました。それぞれの意見の中で、反対の結論に導かれたらと思っております。

その後、私は、委員会でも反対したんですが、この反対の理由について、果たして正しいかどうか判断するために、いろいろと調べてみました。

そういった中で、やはり地方公共団体、役場です。役場は、一番は住民の施策のサービスのためにあるんだと。そのために職員は、住民のサービスのために奉仕していただくんだというのが基本にございました。

そういった中で、このガイドラインを制定している県や市についてのガイドラインの内容を調べてみました。ある市町村、1つは和歌山県を調べたんですが、和歌山県においては、不当要求について条例として取り扱っているというようなことでございましたけれども、ガイドラインを設けて、契約に関するこういうことは不当要求に該当するとか、いろんな64項目ぐらいの項目にわたって、これは不当要求に該当しますよというようなことが載せてありました。

それから、条例でなくて要綱で定めている市もございました。

そこでは、やはり要綱で、細かく不当要求はこういうことだよということで定めてあって、そのほかに、私も調べることができたんですけども、ホームページで、こういうことは地方公共団体としては不当要求に該当するので、これは厳密に、厳正に対処しますよというような、そういったことがそれぞれの市で努力をしているというところがうかがえました。

やはり、それぞれクレーマーについても、正当なクレーマーと不当なクレーマーと、説明しても分からない人は不当なクレーマーになるのかなとは思いますが、やはり、そういった人に対しても、一応住民としての扱いの中で、接客した上で、説明をした上で、対応していくと。

それで、やはり今、私ら審議の中で漏れていたところがあるなと感じたんですね、委員会で。というのは、今までそういった不当なクレーマーというのが、約10人ぐらい、7人から10人ぐらいいるよというような答弁をいただいたところでございますけれども、その中で、やはり当事者を集めて協議をなさったり、それから庁舎内にビデオカメラとか、テープとかで音声録音とか、こういったものを作って、それから庁舎内にこういうことは不当要求として取り扱っていきますよという公示、住民の皆さんに分かるようにするとか、そういったことが必要なのかなというふうに思いました。

やはり、そういったことをすることによって、新たな被害を防ぐようにしていただきたいというふうに私は思って、この不当要求とか不当なクレーマーを応援するわけではございませんので、ぜひ、そういった面では正しいというか、きちんとした説明で対応していただきたいというふうに思っております。

そういった意味で、ぜひ、不当要求の条例でございますが、まだまだ私は未完成だなというふうに感じております。条例として制定されてからは、条例変更で済むのかなとは思いますが、もっと完全な状態の規則や条例、条例として皆さんとともに協議を尽くした上で持っていきたいと。

まず、そのためには、一番最初に要綱、要領、こういったものをきちんと執行部のほうで提案していただいて、そういったものを策定で職員と執行者がスクラム組んで不当要求に当たるということでお願い申し上げたいというふうに思っております。

そういった意味で、今回は、この条例については、もう少し精度の高いものにしたいと。それから、もう一つは、やはり町民みんながそういったことで該当、網をかぶせるというのが正しい言葉かどうか分かりませんが、町民みんなの権利を制限するようなことになる条例でございますので、反対いたします。

皆さんのご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 議案第31号の討論の賛成の立場の方の討論がありますか。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例について、賛成の立場で討論いたします。

私が先ほど総務教育常任委員長に質問させていただいた不当要求行為、いろんなものがありました。個人攻撃、暴言、怪文書、こういったものは果たして許されてよいものなのかどうかというところに問題があるかなというふうに思います。

憲法の中で、基本的人権の尊重が定められているということで、少し本を紹介したいのですが、こちらは、「死刑について」というもので、平野啓一郎さんが書いているものです。私の好きな作家の一人であります。

ある番組の中で、ある高校生が、なぜ人を殺してはいけないのかという問いを投げかけました。ところが、スタジオにいる大人たちは、これにうまく答えることができませんでした。このことをきっかけに、なぜ人を殺してはいけないのかというテーマが社会的に大きく話題になってきました。これは1997年の神戸の殺人事件があったということが背景にあるようです。

少し議論を先回りしますが、この問題が話題になったとき、メディアを通して様々な人の意見が出されました。しかし、不思議なほどに、法律で禁じられているから、憲法で禁じられているからと答える人はいなかったと思います。ここに、私たち日本人の法律、特に憲法に対する認識のありようが現れているのではないと感じます。

憲法が基本的人権の尊重を定めているという事実に対する日本人の理解は、非常に不確かです。あるいは、憲法以前に、自然権を想定しているというふうでもありません。そのことが一連のやり取りにも表れていたように思います。法律あるいは憲法の解釈には、1億人いれば1億通りの考え方があるんだろうというふうに思います。

今回、この中で、人を殺してはいけないという中身については、実は、日本には死刑という制度があるので、そのことと問題もある。戦争というものの中でもどうなんだというところが、法律の中で、きちんと人を殺してはいけないということを明文化している法律はないというふうに、私は感じております。

今回の条例、これらについては、町民と職員の関係性を定めた条例ということになります。これは、町民、職員、それぞれ立場があります。ですから、二通りの考え方が当然出てきます。私は、自分の当然の要求、基本的人権の中の当然の要求としてやっているもの、職員は、これは攻撃だというふうに受け取るのかもしれない。

過去の職員等の事例等があったように、本来であれば、もっと早く条例を制定し、対応マニュアル、そういったものも整備をしておく必要が、町執行部の中ではあったのではないかとこのように私は感じます。

今回の条例については、不当要求行為、こちらは具体的な条例の内容になっています。これからの町民サービスを向上させるために、ぜひ、ここはこの条例を可決していただくことが必要だなというふうに思っております。職員を守るためだけではなく、町民の権利を奪うというような内容ではないはずです。

ですから、この考え方も、ここにいる議員14名、14通りの考え方があると思いますが、賛成、反対、そちらについては、私の場合、この場で賛成という事で討論としたいと思います。皆さんの賛同をよろしく願います。

○議長（角田秀明君） 次に、反対の討論ありますか。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは

それでは、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、条例としまして不備な点があるのではないかと。

同僚議員からも、自分の主張する立場に沿っての意見がございましたが、確かに、条例の中には、町長の責務、職員の責務というふうにございますが、町民の責務というものがないんですね。

私は、一般質問でもこの点につきましては質問しておりますが、県内におきましても、3つの自治体で同様の条例が制定されている。鏡石町、北塩原村では平成16年、二本松市では平成17年だったと思います。

どのような条例なのかということで、同様の条例があるという答弁をいただきましたので、ちょっと調べてまいりましたところ、鏡石町におきましては、私も今回の条例でございますが、同様の条例、こういったものがありますかというふうに聞いたならば、ないということなんです。つまり、趣旨がちよっと違うと。結局、条例を定めた平成16年、その当時といいますのは、北塩原村、鏡石町にしましても、暴力団に対する対策なんです。そして、二本松におきましては、暴力団に対する対策の条例と不当要求の条例、二本松市は2つあります。

矢吹町の今回の条例に近いのは、二本松市のほうの条例でございます。ともに、今申し上げましたような、やはり町民の責務というものも規定しているわけなんです。

申し上げたいのは、この条例、同僚議員からもありますが、やはりもう少し練り上げるべきではないのかというふうに思います。

多くの自治体におきましては、暴力団に対する対策としての、そこをターゲットとした、対象とした不当要求対策等の条例でございます。

ただ、矢吹町に関しましては、職務の遂行ということでございまして、職務の遂行というものに対して、そんなに日常的に悪質クレームというものがあって、公正な職務ができないような状況というのがあるのかということに対しても、改めて検証する必要があるというふうに、私は認識しております。

ですから、もう少し具体的に全員協議会で説明され、常任委員会があり、本会議でというふうになると、やはり、もう少し審議等については時間が必要な部分があり、特にこのフローを見ましても、いわゆる委員会をつくって不当要求の判断をするということでございますが、このフローを見ても中立性、公正性、公平性、透明性というものが、明確には感じ取れない部分があります。

こういった点からも、今回の条例化に関しては、不備な部分が多数あるというふうに私は判断いたしております。

そして、もう一点、不当要求というのは、悪質クレームというふうに申し上げてもよろしいのかと思いますが、何をもって不当とするのか。皆さんが要求することに関しては、本人にとってみれば、それは真つ当な自分の主義主張の要求であります。要求をする者、受ける者、その考えによって様々な受け取り方、発信の仕方があろうかと思えます。それを一概に、人が死亡するようなどころまで発展するというふうに考えていくのは、ちょっと早急過ぎないかというふうにも私は思います。

そして、刑罰法というものがあり、もしも人的な、貴い命が失われるような事態が生じるのであれば、その以前に、これは止めるべきものであり、そこが第一義的になるのではないか。もはや、そうなるようであっては、条例云々かんぬんの話ではないのではないか、そのように思うところでございます。

つまり、名誉棄損や業務妨害、面会の強要、あるいは暴力行為、脅迫行為、俺の言うことを聞かないと何々をするぞとか、殴る、蹴る、物をたたく、そういった行為、つまり、行為なんですね。要求自体がどうのこうのというものよりも、その行為が、やはり問題になってくるものだと思います。そこを念頭に考えれば、行為自体、現行の刑罰法でも十分賄え得る部分があります。

極論として、人の命が危ぶまれるというところを重視されても、それは、本来の本当の解決にはならないのではないかという認識でございます。

そういう点におきまして、改めて、こういうものに関しましては、時間をかけて、皆様で様々なケースを考えて決めていく必要があると思ひ、今回のこの時期におけるこの条例に関しましては、反対をする次第でございます。皆様方のご判断をお願いしたいと思ひます。皆様方の判断の一助になればという思いで討論をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか、賛成に対する討論のある方。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、改めてこんにちは。

お昼前で非常に恐縮ですが、発言の機会を得ましたので、私は、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例案の条文を読んだ際に、町民の権利を阻害するのではと誤解され可能性があるのではないかと危惧しました。現に、本議案の審議を付託された総務常任委員会において、そのような発言が若干あったやに思います。

しかし、条文の一文一文を確認すると、町民の要望等の一切の権利を制約するものではありませんでした。

1つは、職員の責務に関する条文第5条で明確です。職員はしっかり職務事項に尽くすという内容です。

また、管理職においては、第4条にあるとおり、それを処理し、指導や助言を行うということによって、町民の権利が阻害される心配はないというふうに確信しました。

そして、町民の方々にも説明するのは難しくなく、ご納得いただけるというのは、何人かの町民の方に具体的に話をさせていただきまして、なるほどとご納得いただいたことで、お分かりいただけるかなと思ひます。

そして、行政サービスを受ける一方の町民等の方の関係は、まず、日本国憲法第12条にあるとおり、節度を持って公共の福祉のために権利を行使する。そして、権利を悪用しない旨の内容が、関係者の責務に関する条文第6条で明確になっております。誰の、何の権利も疎外されないことは明白であります。

さらに、条文を読み進めると、共通認識による不当要求行為への毅然とした対応、組織的対応の強化等を図り、職員の対応能力向上や法令遵守の徹底、また、これらの実行性を確保するため、組織として対応する意思を内外に表明することにより、組織的対応の徹底を図るべく、条例という形で体制整備を進める必要があり、本議会に上程されたということは分かります。

各条文は、一つ一つの単語にも細心の注意を払い、準備をしてこられたと推測いたします。本条例案の法制執務に携われた各位に敬意を表します。

さて、本条例案に係る憲法、法律等については、地方公務員に関しては地方公務員法、国家公務員に関しても国家公務員法があります。公務員全体としては、日本国憲法第15条があり、その第2項には、「全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」と規定されております。一部の人のための奉仕者ではない旨が明記されております。つまり、職員は、町民全体奉仕者として、公平かつ公正な行政運営を行うことが大前提とされております。よって、少数の町民の方の要望にのみ時間を費やされてはいけないということでもあります。

また、同法第12条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。また、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に、公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とあります。この濫用は、さんずいに監督の監です。訓読みではみだりと読み、意味としては度を過ぎて道に外れるという意味だそうです。この12条の解釈は、一般的には、全体については国民に与えられている権利は、その国民自身が常に努力し、持ち続ける。また、後段としては、度を過ぎて道に外れるような使い方をしてはいけません。そして、いつも公共の福祉のために行使する責任があること、言い換えると、個人の勝手な都合で行使し、常に不当な要求等をしてはならないということでもあります。至極当たり前のことでもあります。

委員会の答弁の中でも、一部の方への対応に、1年間に何十時間の時間を必要したというような答弁がありました。数十時間で、十何名で、年間七、八十時間ですかね。金額にして、人件費二十数万円、10年で二百数十万円というような内容でありました。余計この条例の必要性を感じました。

先ほど、同僚議員からも、全国で320幾つの条例等があるということで、その必要性を感じて制定した自体が多いだろうなというふうに感じましたし、矢吹町にも必要だと思います。

この憲法15条及び12条の条文を細かく分かりやすく細分化したのが、本条例の各条文であると理解すれば分かりやすいというふうに、私は解しました。内容としては当然同じような意味だと。上位法より厳しい条例等はつくれませんので、これは至極当然のことだというふうに思います。

委員会でも述べましたが、各矢吹町の職員の方々は全て町の財産だというふうに思っています。なぜならば、彼らは矢吹町の発展に寄与したいという純粋な思いと崇高な精神を持って矢吹町の行政の一翼を担う、その覚悟を持って奉職されております。その貴重な財産を守ることは、我ら、彼らに対する町民への、すなわち彼らの町民に対する行政サービスを守るということです。なぜ、今回、条例案が議案として上程されたかについて、執行部の説明理由を読み返しながら再度考えてみました。それは、不当要求する者から、どうしても職員の方を守らなくてはならないということは、一般質問の答弁、常任委員会の答弁でも感じられました。

しかし、執行部で職員を守れなくなりつつあるという現在、条例制定という形で、私たち議会も、議員14名全員が一緒になって職員を守る、行政サービスを守るという、そういう段階まできているというふうに思います。

今回も、今も困っている職員さんが複数いらっしゃいます。どのくらい困っているか、現に100万円で殺せるんだよという内容で脅迫を受けたとか、生命の危機を感じているというふうにする職員がいます。過去には、

不当要求等により仕事を休む方、役場を辞めた方がいらっしゃいました。そして今も、この今の時点でも、困っている方がいるんです。事態は非常に深刻であるというふうに思います。ですから、矢吹町民みんなで不当要求する者を断固として受け入れない。町民への行政サービスを守ると一致団結しなくてはならない、残念ながら、そんな時代になってきたなというふうに思います。さらに状況は悪化していくでしょう。さらにすさまじい時代が来ることは、皆さんの予測どおりだというふうに思います。私もそう思います。

ですから、その悪化状況に応じて、様々な対応をしていくためにも、その時代、その時代の要求に迅速に応えるためにも、早い時期での条例制定が必須だというふうに考えます。

改めて、私は、日本国憲法第15条第2項、「すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」、この規定を矢吹町から体现し、県においても条例化し、矢吹町そして福島全体の公務員職員を守り、県全体の行政サービスも守っていただきたいというふうに思います。

これは、委員会の答弁の中でも、福島県でもまだ条例制定されていなく、辞めさせられた職員がいるので、矢吹町の条例制定に興味を示していらっしゃるというような答弁がありました。この条例が、もし制定できれば、仮定の話じゃ駄目ですね。この条例制定後は、議員に関する条例制定も必要だと思っております。それにより、この議場にいる14名の議員さんを守りたいと思っています。

議員は関係ないだろうというふうに思うかもしれませんが。私の体験を通して、それをお伝えしたいと思えます。

今から8年前ぐらいに、約4年間、不当な要求を受けていました。私自身です。ですが、次の選挙のこととか考えると、町民の方たちと争い事は避けたいと思い、警察への通報等はしませんでした。手紙や電話、面会等で対応を求められた経験がありますし、実際に仕事場に来て、お話を伺ったこともあります。

内容としては、あまり触れられませんが、町で法律にのっとり、町民のA氏としましよ、その方に関する情報を報告しました。それが違法だとA氏は主張されました。その件に関して調査しましたら、最高裁で上告、また棄却されたかというような案件だったというふうに記憶しております。

私としては、法的に終わっているというふうに思ったので、A氏には、もう終わっている案件ですので、これ以上何もできませんよとお伝えしましたが、いや終わっていないと。挙げ句に、熊田議員は意見を聞かないし、何もしないと悪評を流され、町民の方にもご心配をいただきました。今はなくなりましたが、今後いつ来るのか、ちょっと心配しております。

さて、ここ数日間で、本条例に関し、たくさんの町民の方の意見を聞いてみました。不当な要求をする者は絶対に許せないので、早急に制定してほしいと。ちょっと準備期間が短いというふうに思うが、行政サービスと職員を守ってほしいという意見がほとんどです。

全町民の皆様、議会、町職員、町全体が一致団結して、矢吹町を共によい町としていくために、全ての町民の意見を行政に届けることができるようにするためにも、本条例を制定しなくてはならないというふうな思いは町民の方と同様、私も全く同じです。不当要求する者は断固拒否し、町民への行政サービスを守るため、矢吹町職員を守りたい。その一念で、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例に賛成します。議場の全議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ほかに、原案に反対の討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第30号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は否決であります。

矢吹町議会会議規則第81条の規定により、起立採決の場合、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めることはできないとされております。

したがって、原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立少数のため、よって、議案第31号は否決されました。

次に、議案第32号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより陳情第12号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 産業民生常任委員会審査結果報告書。

第439回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第12号の審査結果は、次のとおりであります。

陳情第12号 須乗新田地区生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、須乗新田地区の生活道路について、砂利道の現道舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより陳情第12号 須乗新田地区生活道路の舗装に関する陳情についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第33号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第33号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、第一予算決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

第439回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第33号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第33号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億458万3,000円を追加し、総額を83億7,534万1,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税5,121万8,000円、繰入金6,098万5,000円、繰越金928万6,000円をそれぞれ増額し、地方特例交付金339万5,000円、諸収入625万円、町債2,156万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を決算剰余金に係る公共施設等整備基金原資積立金等により2,384万円の増額、民生費を令和5年度物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業等により2,188万5,000円の増額、教育費を電子黒板の購入等により3,411万4,000円の増額、消防費を防火水槽移設工事の取りやめによる363万9,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額16億3,963万円、歳出総額16億2,480万2,000円、差引き1,482万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号 令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額37万4,000円、歳出総額ゼロ円、差引き37万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額16億3,671万5,000円、歳出総額15億9,353万2,000円、差引き4,318万3,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億9,456万1,000円、歳出総額1億9,329万3,000円、差引き126万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和4年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収入総額は税抜きで3億9,413万6,302円、支出総額は税抜きで3億8,958万3,915円となり、差引き純利益は455万2,387円であります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額は税込みで1億4,548万7,000円に対し、支出総額は税込みで2億4,746万9,165円となり、1億198万2,165円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填されております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和4年度矢吹町下水道事業会計決算認定について。

本件は、収入総額は税抜きで6億6,301万8,949円、支出総額は税抜きで5億6,886万9,638円となり、差引き純利益は9,414万9,311円であります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額は税込みで3億9,611万3,200円に対し、支出総額は税込みで5億8,151万3,493円となり、1億8,540万293円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額1,527万8,152円、当年度分損益勘定留保資金1億7,012万2,141円で補填されております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） それでは、認定第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論をさせていただきます。

そもそも国民健康保険は、1次産業、農家等に従事する方、当町では多いですけれども、そういった方々や個人店舗の事業主の方、非正規職員やパートタイマーで働く方々、そして自営業の方々や会社勤めを終えてリタイアされた方のうち75歳未満の退職者の方々、国民年金、厚生年金などの年金収入を主として生活されている方々が加入されている社会保障に当たります。

つまり現実としては、この国民健康保険に加入している方々の多くは、十分な所得が得られていない方々が多くおられます。そういった保険であり、その保険料イコール保険税は、加入者の方にとって高額であり、負担感は相当に募っている状況にあります。

会員の方々等が加入している協会けんぽなどの保険料は、企業・会社はその保険料の半額を負担していて、加入者の方と折半するものとなっております。

このような特典と言っているのでしょうか、こういった補助がない国民健康保険加入者においては、会社勤めをされている会社員やサラリーマンの方々と比べても納税額は高額であり、その負担は日々の生活に重くのしかかってきております。

加えまして、昨年度令和4年度におきましては、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響によって、ガソリン価格や食料品など生活に必要な物資の価格が高騰しております。また、コロナ禍による自粛の影響もあって、個人商店などの売上げが伸び悩んでいる。そういったことが続いております。

こういったことからいうと、国民健康保険者の方に限らず、大方の方々が生活に対して大変苦しい、そういった気持ちを持っていらっしゃると思います。特に、社会保障の中の医療分野においては、国保税などの滞納により、病気で病院に行きたくても、この国保の保険証の短期証や資格証の発行が余儀なくされております。また、その保険料納付のために、滞納したことによって生命保険が差押えされている。こういった現状も報告

されております。

このような中であって、ここ数年来、当町の国民健康保険会計の運営状況は、実質収支額は全て黒字であり、差引き収支を見ても、直近6年間のうち4年間、これが黒字となっており、国保会計の貯金となっている基金も2億8,000万円を現状確保している状況にあります。

基金においては、国保事業が県単位化されたことによって、その運用については市町村の裁量に任されております。以前のように国保の給付額がオーバーしたとき、そういったもののためにためておく基金というところの性格は、今においてはなくなっております。そのために、国保加入者の方の苦境を助けるためにそれを運用することも町村の裁量として認められているわけであります。

野崎町政においては廃止をされてしまいましたが、以前においては一般会計から国保会計に対して7,000万円の財源補填を行ってまいりました。このような状況を加味すれば、国保加入者に対する負担緩和の措置がなされるべきものと私は判断しております。

全国の状況等を見ても、この高過ぎる保険料、これは矢吹町だけの状況ではないんです。やはり高い保険料を払っている市町村が多い。その中で、その方々の負担を軽減する策を講じている市町村もあります。

具体的な名前は出しませんが、例えば均等割、これは加入者の家庭の中のお子さんでも誰でも、その家族一人一人を数えていって、その均等割として賦課しているものでありますけれども、これを今年度一律5%減免をしている自治体もあります。ちなみに、昨年度まではこの自治体は一律3%の軽減をしておりました。また、国保基金を活用しながら、独自にこの減免をしている自治体もあります。先ほど申し上げました一般会計からの繰入れを行って国保加入者の負担を軽くしている自治体もあります。また、一時的な、時限的な措置ではありますが、子育てをしている中で、特に授業料など高額な負担を余儀なくされている大学生や専門学校生、短期大学校生などを持つ方々の家庭においては、これらの方の均等割も免除している、そういった自治体もあります。

当町においても、昨年の数値を見ていきますと、一般会計に当たっては、経常収支比率が84.7%ということも報告されております。90%を超えると弾力的な運営ができなくなるという懸念もありますけれども、まだ余裕はあるのではないのでしょうか。この中の残りの枠を使っていって、一般財源からの財政措置も可能と思えます。

このようなことを、ぜひ今後の令和5年度中の補正予算や来年度、令和6年度の予算編成において考慮していただくこともご期待しながら、この令和4年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論とさせていただきます。

以上、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 私は、認定第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

困っている町民の方を助けたいという議論は、この場でした記憶があります。しかし、決算認定については、

新年度予算、そして途中の補正予算を決めた予算のとおり執行されているかということ判断基準にするべきだなどというふうに思っておりますので、予算執行としては、予算のとおり執行されているというふうに思いますので、認定に賛成します。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 認定第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について不認定の立場で討論をいたします。

一般質問でもお尋ねしたところではございますが、基金等の使い方等に関しましての考え方、また、その政策的な1年を通しての財政運営の仕方について、もう少し政策的に保険者を救う、保険者のためになる政策というものを実施できなかったのかという点について疑問があります。

まず、現状としまして、現在、二千三百数名の加入者がおりまして、その方々、世帯数で2,300世帯あったかと思いますが、そのうちの3割を超える方が国保7割軽減世帯に入っております。そして、世帯の所得で見ると、年間49万円余りなんです。2,300世帯の国保加入者の平均所得が年間49万円、五、六年前で60万円ぐらいあったかと思いますが、極端に減ってきております。7割軽減世帯者の割合が30%を超えてきているんです。どうやって暮らしたらよろしいのか。年間、平均で50万円を切る収入の国保加入者、どうやって生活したらよろしいんだろうか。本当に苦しい思いをしておられます。そして、病気で病院に通う場合も、資格証を発行してもらおう。しかし、国保税等を滞納しているがために、資格証ももらえない。病院に行けない状態が生まれます。

そういった方に対して、やはり憲法での生存権、最低限度の生活を営む権利、そういったものに対して、やはり町として、行政として、措置をしていかなければならないのが実態だと思っております。

そういう意味におきまして、例えば国保加入者、国保世帯におきましても、子供さんが専門学校に行っている、短大に行っている、大学に行っている。限定的な2年、4年の中にあって、同僚議員からも話は出ておりますが、保険料の均等割を免除するなり、そういったことを、政策的に行っていくことが考えられたのではないかと。特に物価上昇の折でございます。そういったことをやっている自治体もあるわけでございます。そういう観点から、この令和4年度、その実態を把握し、弱者を救う政治が行えなかったのかという点について疑問を生じております。

特に決算ですから、決算認定をはじめ、次年度の予算に生かしていくのが、これが執行側、また、議会としての働きかと思っております。

そういう点におきまして、今回の認定におきましては、議員から、議会から、そのような政策提言の意見を備えつつ、次年度の予算に生かしていただきたく、決算認定について、政策的な面から、一つの政策として弱者救済を行える国保運営があったのではないかとこの点を望みつつ、令和4年度の決算認定について不認定の意見を申し述べます。

同僚議員のご判断、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 皆さん、こんにちは。議場の皆様、ありがとうございます。

認定第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在の日本の、矢吹町だけではなく、現在の情勢といたしましては、やはり物価高騰など生活困窮者が増えている。できるだけ国民健康保険料の率を減らしてほしいという、そのようなご意見も、私もそのような意見は、通るのであれば、安いほうが、それは町民にとってはありがたいことだと思います。また、憲法第25条ですか、生存権というものがあまして、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。

ただし、今回の国民健康保険税率が高いから、私たちは最低限度の生活を営む権利を有するとはなりません。様々な要因があり、今の物価高で苦しんでいる国民が多いと私は感じております。これだけの健康保険税だけが一つの要因であるとは私は思えませんので。

それと、今回、令和4年度の国民健康保険特別会計の決算認定ですので、先ほど言いましたように、保険料率が少なければ少ないほど町民の方にとってはありがたいことだというのは私も思いますが、これはあくまでも決算認定ですので、令和5年度の補正予算であったり、令和6年度の当初予算であったりを考慮していただくということには、ちょっと、すみません、私はあくまでも決算認定であるということですので、今回の歳入16億3,963万円と歳出16億2,480万2,000円に対しての、これに対しての不備があったのかどうかということに関しては、私は、適正に執行されたのではないかと思いますので、今回の認定第2号については、賛成の立場を取らせていただきます。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第33号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、認定第3号 令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 令和4年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 令和4年度矢吹町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

◎議案第34号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第34号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、6番、鈴木浩一君。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） それでは、第二予算決算特別委員会審査結果報告書を読み上げます。

第439回矢吹町定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会議事規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第34号及び認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第34号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）。

本件は、農業集落排水事業の収益的収入につきまして、既定の額に461万円増額し、総額2億776万6,000円とし、収益的収支につきましては、既定の額に461万円を増額し、総額1億8,075万9,000円とするものであります。

収益的収入の内容は、営業外収益を461万円増額するものであります。

収益的支出の内容は、営業外費用を461万円増額するものであります。

また、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から当該会計への補助を受ける金額を461万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号 令和4年度矢吹町町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額89億7,146万3,000円に対し、歳出総額87億1,047万7,000円で、差引き2億6,098万6,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、財政調整基金等を活用して町民の生活を助けるような施策が十分に実施できなかったため反対する意見がありました。一方、熊田委員から、民間の住宅業者のアンケートに本町が上位ランキングされているということからも、様々な経済対策等を行い住民福祉の向上に取り組んできた結果として見て取れるため、賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告します。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 認定第1号 令和4年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度におきましては、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響による物価高騰、食料品やそれからガソリンなど生活必需品、こういったものが全てにおいて、ほとんどの分野において値上げされておりました。また、長引くコロナの影響によって行動制限などもかけられており、買物を控える、そういったことの影響によって、個人商店の方や飲食店の方などにおいても売上げが伸びないといったことが起きておりました。

政府においても、これら物価高騰に対する措置は取られておりましたけれども、それでもまだまだ町民の生活は苦しい、そういった状況に置かれておりました。

そういった中において、今回の一般会計の歳入歳出決算認定におきましては、経常収支比率でも84.7%であったことなどが報告されております。

経常収支比率というものは、低ければ低いほど財政的な弾力性がある、余裕があるということを示す数値でありますけれども、大体90%を超えると、そういった弾力性がなくなってくると言われておりますが、まだ84.7%ということ。単年度だけ見るわけにはいきませんが、それでも、この令和4年度におきましては、まだまだこういった苦しんでおられる町民の方々への財政的支援等ができたのではないかと私は考えております。

来年度、令和6年度への予算編成に当たっても、こういった不況による影響、まだまだ続いておりますので、そういった措置へも期待を込めまして、今回の認定につきましては不認定の立場を取らせていただきます。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、認定第1号 令和4年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度一般会計歳入歳出決算は、複合的な災害対策等への取組について、限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、町民の負担が増すことなく、町民に寄り添いながら住民福祉の向上に最大限努力した内容であり、財政の健全化に努めた決算であると大いに評価できるものであります。

中でも、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した事業者の支援や、プレミアム商品券の発行、住民税非課税世帯に対する給付金の支給等のコロナ対策や物価高騰対策をはじめ、善郷小児童クラブの建設や小中学校の給食費の助成等による子育て世帯への支援、さらには農家支援のためにクラウドファンディングを実施するなど、財源確保のための新たな挑戦や取組も見られました。

令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策を継続し、町内の社会経済活動の回復を図るとともに、様々な課題に対する町民のニーズ、人口の変化、少子高齢化の進行などの社会情勢を的確

に捉え、市政の発展と住民福祉の向上に努められることを期待し、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 認定第1号 令和4年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論をいたします。

令和4年度に関しまして、経年的な財政運営等を比較考慮していきますと、近年におきまして、令和2年度におきましては、実質公債費比率、過去において最も低い数字、内容的には、実質公債費比率は最高の数字でございました。単年度でもって11.34という数字でございます、単年度でも。それが令和3年度には11.89、令和4年度におきましては12.49と、だんだんと数字が上がってきております。令和2年度の過去にない最高最良の状態から比べれば、1.15ほど悪化している実質公債費比率でございます。

令和2年、3年、そこまでを経年的に見ますと、財政調整貯金、町の貯金残高も12億ぐらいは超えていたかと思えます。その前が8億ぐらいでしたから、かなりの金額を積み立てた。ところが、令和4年度末におきましては10億5,000万円というのが実質的な財政調整貯金額です。

ここで、令和4年度におきましては3億2,000万もの基金取崩し、貯金からのお金を下ろして黒字財政をつくったという経緯がございます。

このように経歴的に見ていきますと、令和4年度において、若干財政運営的には負の要素が出てきているという点がございます。特に1年間の財政運営の中で単年度収支、これは1年間の中でどれだけ黒字を増やしたか、あるいは赤字をつくってしまったのかというものの指標がございますが、令和元年から令和3年度までの平均はプラスですから黒字でございます。令和2年から令和4年度になりまして、令和4年度の分の取崩しが大きかったんでしょうか、マイナスというふうになっております。

このような観点からやりくりを見ていきますと、令和4年度、先ほども申し上げましたが、基金の取崩し3億2,000万余りを取り崩したのために黒字をつくることができた。そして、残りの財政町政基金、貯金が10億5,000万ですから、令和4年度のような財政運営を単純に考えれば、3年ほど繰り返せば赤字団体に陥ってしまう。財政危機が訪れるというような状況を見ることができるのが令和4年度でございます。

そのような観点から、やはり今後注意しながら財政運営をしなければならないという、そういう視点から、一つの警鐘として、この点について指摘をしていきたい、そういう観点から不認定の判断をさせていただきました。

なかなか大変な財政運営でございますが、積立てに関しましても、財政調整基金、多いほうがよろしいわけでございますが、積立ての方法は、皆さんご存じのとおり、決算認定から2分の1以上積み上げる。そしてまた、一般会計を介して通年の中で積み上げてくる2つの方法がございますが、通年の中での積み上げがなく、財政調整基金の利息のみ、70万ぐらいで終わっている。

やはり望まれるのは、計画的に財政運営を行っていただきたいなという希望がございます。そういう意味においては、通年度のいわゆる一般歳入歳出におきましての、そこを経由した積み上げが計画的になされてくる、

それが表れる収支状況であってほしいというふうに思いまして、その意味を込めまして、改善を願いまして、今回の令和4年度決算認定につきましては、不認定という判断を個人的にさせていただきたいと思っております。

どうか皆様方のご判断、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 私は、認定第1号 令和4年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの認定でも申し上げましたが、予算に基づいて、補正予算を含めて執行されたか否かというところが判断基準であることは、この予算でも変わりませんので、予算どおりに執行されているという点におきまして、間違いないと認定しますので賛成いたします。

皆様のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございませんか。

7番。

反対の立場ですか。

○7番（三村正一君） 不認定の立場です。

○議長（角田秀明君） はい。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 認定第1号について、不認定の立場で討論したいと思います。

決算とは、一定期間内の予算を一定期間にやった事業について、それについて予算が効率的に使われたかどうかをチェックする議会の最大の役割だと私は思っております。

そういった意味で、今回の決算の中で気づいた点を申し述べたいと思っております。

1つは、予算で、当初令和4年度の予算のときに説明があった中にあった事業と行われた事業について、内容が違っていたというか、当初説明のない事業があったということでございます。

それについては、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業ということで令和4年度の予算がつけましたが、今回の決算の結果では、その事業ではなくて、地域コミュニケーションプラットフォームによる町の魅力創出事業ということになっておりまして、そういった面で、その事業の内容について委員会では質疑しましたけれども、やはり当初、こういう事業をやるということは、当初の予算のときに議会に対して説明して予算の執行をすべきだと、このように思っております。

それで、私、この第二予算委員会の審議する委員でございませんでしたので、予算委員会の委員に質問を依頼したところ、このプラットフォーム事業、コミュニティ予算が決定したわけなんですけれども、これについて、入札とかそういったものがされたのかどうかというような質問を依頼し、委員のほうから質問したところ、答弁については、ホームページにあるよというような答弁があったということでございます。

ホームページを確認してもらったところ、ホームページには出ていないというようなことございまして、もうちょっと説明をよくしていただきたいなというふうに思っておりますので、そういったことが1点ござい

ました。

実際は、入札で行ったのか、それとも随意契約で行ったのか、それらが明確になされていないような答弁をいただけなかったというような、私が質問を依頼した委員からそのような話を伺っておりますので、そういった点で、説明不足があったのではないかとというようなことでございます。

それから、もう一つは、健康センター事業についての収益収支について、かなり債務負担行為、当初、3年間で債務負担行為を決定しましたが、その変更が行われまして、3,800万から約4,000万ちょっと切った段階の債務負担行為であったと思いますが、それが今現在、債務負担行為が5,000万を超えて5,500万近い金額になっているということで、そういったことで、最少の経費で最大の効果を出すサービスをしていただくというような点からは、もうちょっとチェックがあってもよかったのではないのかなというふうに思っております。

それから、6月に一般質問させていただいたんですが、コミュニティバスの実証実験事業でございます。

これは、私も当初、実証実験というから補助事業かなと。補助事業で実証実験やるんだったら、それは町の負担がそんなに出さないで済むならいいんじゃないのかなということで考えておったわけなんですけど、今回、6月の議会の中では、町の単独事業だというような答弁をいただいて、それが決算書に表示されてきますと、やはりもうちょっと私にも、事業の内容は説明受けましたが、財源とかそういった面まで、この決算に関わる予算を使って執行する場合には、もう少し詳しい説明があってもよかったのではないかとというようなところで、非常に説明不足の点があったのではないかとというようなことで、私は認定第1号について、不認定という立場に立ちたいと思います。

皆様のご協力、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 皆さん、こんにちは。

認定第1号 令和4年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で討論させていただきます。財政というものは難しいものでありまして、令和4年度の一般会計、歳入89億7,146万3,000円ですか、こちらの歳入に関しましては、先ほど財調というものもございましたが、町民税とかあらゆる税の中からということですが、この歳入の中には、国からいただく国庫支出金であったり、地方交付税交付金などもございまして、財調が多ければ多いほどよいのではないかと、財政調整基金ですね。もちろん町の蓄えがあればあるほど、その町は潤っているのではないかとすることも考えられるのですが、逆を言いますと、財政調整基金があるんだから、君たちの自治体は、国から、または県から、予算はそんなに要らないよねということも考えられるわけです。

財政調整基金の取崩しというのは、それで単年度予算が黒字になったということも、それはほかの自治体でも行っていることだとは思いますが、令和4年度の決算認定ということで、令和4年度は福島県沖地震や新型コロナウイルス、私たちとても苦しめられました。それに対する予算執行でありますので、様々な観点においても何ら不備はなかったのかと思います。

ということで、矢吹町一般会計歳入歳出決算認定におきましては、認定という立場を取らせていただきます。

議員の皆様のご賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第34号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 令和4年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（角田秀明君） 起立少数であります。

よって、認定第1号は不認定とします。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を1時15分から、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。よろしくお願ひします。

（午後 1時05分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時23分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会からご報告をいたします。

会期中に、町長から提出のありました諮問2件について、企画・デジタル推進課長から説明を求め協議いたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

- 議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいまの委員会報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎諮問第3号の上程、説明、採決

- 議長（角田秀明君） 日程第5、これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

- 町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第5、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和5年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町中畑317番地4、野崎俊夫氏であります。

野崎氏は、平成元年に大学を卒業後、民間企業へ就職され、平成5年4月より家業に従事し、令和元年12月より代表者として現在に至っております。特に平成26年には、矢吹中学校PTA会長として学校の先生方と連携を取りながら子供たちの学びの場の向上に向けた活動に積極的に取り組まれており、教育行政についての識見が高く、地域からの信望も厚く、誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

- 議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

諮問第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

◎諮問第4号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第6、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和5年12月31日をもって退任となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町大町55番地の佐藤元氏であります。

佐藤氏は、平成6年に大学を卒業後、民間企業へ就職され、平成20年10月より家業に従事し、代表者として現在に至っております。また、平成24年より矢吹町中心市街地復興協議会の事務局長、平成26年4月1日からは同協議会の会長を歴任されており、まちづくりの分野において大変ご活躍をいただいております。

中心市街地復興に関わる中で、大学生、高校生の意見を取り入れた活動に積極的に取り組まれており、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

諮問第4号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました野崎俊夫様、佐藤元様を紹介するため、暫時休議をいたします。

（午後 1時30分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

（午後 1時30分）

○議長（角田秀明君） それでは、ご紹介申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき同意されました野崎俊夫様、佐藤元様であります。

お二人にあつては、健康に留意され、人権擁護委員として活躍されることをご期待申し上げます。

お二人からのご挨拶をいただきたいと思います。

〔同意された人権擁護委員挨拶〕

○議長（角田秀明君） 以上で、野崎様、佐藤様の紹介を終わらせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。これからもよろしくお願ひ申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、2時30分より議員控室において全員協議会を開催しますので、ご協力をお願い申し上げます。

これにて、第439回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。ご苦労さまです。

（午後 1時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年1月18日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 堀井成人

署 名 議 員 鈴木浩一